令和４年　第３回

宿毛市議会定例会会議録

令和４年９月６日開会
令和４年９月22日閉会

宿毛市議会事務局

令和４年第３回宿毛市議会定例会会議録

目　　次

第　１日（令和４年９月　６日　火曜日）
議事日程……　1
本日の会議に付した事件……　2
出席議員……　2
欠席議員……　2
事務局職員出席者……　3
出席要求による出席者……　3
開　　会（午前１０時０２分）
○日程第１　会議録署名議員の指名……　4
○日程第２　会期の決定……　4
（諸般の報告）
○日程第３　議案第１号から議案第３３号まで……　5
（提案理由の説明）
市　　長……　5
散　　会（午前１０時１８分）
請願文書表……　8
陳情文書表……　9
－－－－－・・－－－－－・・－－－－－
第　２日（令和４年９月　７日　水曜日）　　休会
－－－－－・・－－－－－・・－－－－－
第　３日（令和４年９月　８日　木曜日）　　休会
－－－－－・・－－－－－・・－－－－－
第　４日（令和４年９月　９日　金曜日）　　休会
－－－－－・・－－－－－・・－－－－－
第　５日（令和４年９月１０日　土曜日）　　休会
－－－－－・・－－－－－・・－－－－－
第　６日（令和４年９月１１日　日曜日）　　休会
－－－－－・・－－－－－・・－－－－－
第　７日（令和４年９月１２日　月曜日）
議事日程……　１１
本日の会議に付した事件……　１１
出席議員……　１１
欠席議員……　１１

事務局職員出席者…… １１
出席要求による出席者…… １１
開　　議（午前１０時０２分）
○日程第１　一般質問…… １３
１　三木健正議員…… １３
総務課長兼選挙管理委員会事務局長…… １３
三木健正議員…… １３
総務課長兼選挙管理委員会事務局長…… １３
三木健正議員…… １４
税務課長…… １４
三木健正議員…… １４
税務課長…… １５
三木健正議員…… １５
税務課長…… １５
三木健正議員…… １５
商工観光課長…… １６
三木健正議員…… １６
企画課長…… １７
三木健正議員…… １７
企画課長…… １７
三木健正議員…… １７
市　　長…… １８
三木健正議員…… １８
市　　長…… １９
三木健正議員…… １９
商工観光課長…… ２０
三木健正議員…… ２０
市民課長…… ２０
三木健正議員…… ２１
市民課長…… ２１
三木健正議員…… ２１
商工観光課長…… ２２
三木健正議員…… ２２
２　山戸　寛議員…… ２２
総務課長兼選挙管理委員会事務局長…… ２３
山戸　寛議員…… ２３
総務課長兼選挙管理委員会事務局長…… ２３

山戸　寛議員……２４
総務課長兼選挙管理委員会事務局長……２４
山戸　寛議員……２５
総務課長兼選挙管理委員会事務局長……２５
山戸　寛議員……２５
総務課長兼選挙管理委員会事務局長……２５
山戸　寛議員……２５
総務課長兼選挙管理委員会事務局長……２５
山戸　寛議員……２６
総務課長兼選挙管理委員会事務局長……２６
山戸　寛議員……２７
総務課長兼選挙管理委員会事務局長……２７
山戸　寛議員……２７
総務課長兼選挙管理委員会事務局長……２８
山戸　寛議員……２８
産業振興課長……２９
山戸　寛議員……２９
産業振興課長……３０
山戸　寛議員……３０
産業振興課長……３０
山戸　寛議員……３０
産業振興課長……３０
山戸　寛議員……３０
産業振興課長……３０
山戸　寛議員……３１
産業振興課長……３１
山戸　寛議員……３１
産業振興課長……３２
山戸　寛議員……３２
産業振興課長……３２
山戸　寛議員……３３
産業振興課長……３３
山戸　寛議員……３３
産業振興課長……３３
山戸　寛議員……３３
市　　長……３４
山戸　寛議員……３４

３　野々下昌文議員……　３５
　市　　長……　３６
野々下昌文議員……　３７
　福祉事務所長……　３７
野々下昌文議員……　３８
　教育次長兼学校教育課長……　３８
野々下昌文議員……　３９
　福祉事務所長……　３９
野々下昌文議員……　４０
　教育次長兼学校教育課長……　４１
野々下昌文議員……　４１
　教育次長兼学校教育課長……　４１
野々下昌文議員……　４１
　教育次長兼学校教育課長……　４２
野々下昌文議員……　４２
　教 育 長……　４２
野々下昌文議員……　４２
　市　　長……　４３
野々下昌文議員……　４４
　総務課主監……　４４
野々下昌文議員……　４５
　市　　長……　４５
野々下昌文議員……　４６
　市　　長……　４６
野々下昌文議員……　４６
　総務課主監……　４７
野々下昌文議員……　４７
　市　　長……　４７
野々下昌文議員……　４７
　市　　長……　４７
野々下昌文議員……　４８
４　今城　隆議員……　４８
　企画課長……　４８
今城　隆議員……　４８
　市　　長……　４９
今城　隆議員……　５０
　市　　長……　５０

今城　隆議員……５２
市　　長……５３
今城　隆議員……５３
市　　長……５３
今城　隆議員……５４
市　　長……５４
今城　隆議員……５４
市　　長……５４
今城　隆議員……５５
市　　長……５５
今城　隆議員……５６
市　　長……５６
今城　隆議員……５６
市　　長……５７
今城　隆議員……５７
市　　長……５８
今城　隆議員……５８
商工観光課長……５９
今城　隆議員……５９
商工観光課長……５９
今城　隆議員……５９
総務課長兼選挙管理委員会事務局長……６０
商工観光課長……６０
今城　隆議員……６０
商工観光課長……６０
今城　隆議員……６０
市　　長……６０
今城　隆議員……６１
市　　長……６１
今城　隆議員……６１
市　　長……６２
商工観光課長……６２
今城　隆議員……６２
延　　会（午後４時００分）

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

第　８日（令和４年９月１３日　火曜日）
議事日程……６５

本日の会議に付した事件……　６５
出席議員……　６５
欠席議員……　６５
事務局職員出席者……　６５
出席要求による出席者……　６５
開　　議（午前１０時０１分）
○日程第１　一般質問……　６７
１　堀　　景議員……　６７
企画課長……　６８
堀　　景議員……　６８
企画課長……　６８
堀　　景議員……　６８
企画課長……　６９
堀　　景議員……　６９
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長……　７０
堀　　景議員……　７０
商工観光課長……　７０
堀　　景議員……　７１
商工観光課長……　７１
堀　　景議員……　７１
商工観光課長……　７１
堀　　景議員……　７２
長寿政策課長……　７２
堀　　景議員……　７２
長寿政策課長……　７２
堀　　景議員……　７３
危機管理課長……　７３
堀　　景議員……　７３
２　濵田陸紀議員……　７４
土木課長……　７４
濵田陸紀議員……　７４
土木課長……　７４
濵田陸紀議員……　７４
市　　長……　７５
濵田陸紀議員……　７５
市　　長……　７５
３　岡﨑利久議員……　７６

市　　長……７６
岡﨑利久議員……７６
市　　長……７７
岡﨑利久議員……７７
市　　長……７７
岡﨑利久議員……７７
危機管理課長……７８
岡﨑利久議員……７８
危機管理課長……７８
岡﨑利久議員……７８
危機管理課長……７８
岡﨑利久議員……７８
危機管理課長……７８
岡﨑利久議員……７９
福祉事務所長……７９
岡﨑利久議員……７９
教 育 長……８０
岡﨑利久議員……８０
市　　長……８０
岡﨑利久議員……８０
市　　長……８０
岡﨑利久議員……８１
教 育 長……８１
岡﨑利久議員……８１
教 育 長……８１
岡﨑利久議員……８１
教 育 長……８２
岡﨑利久議員……８２
教 育 長……８２
岡﨑利久議員……８２
教 育 長……８２
岡﨑利久議員……８２
市　　長……８２
岡﨑利久議員……８３
４　川田栄子議員……８３
健康推進課長……８５
川田栄子議員……８５

健康推進課長…… ８６
川田栄子議員…… ８６
健康推進課長…… ８６
川田栄子議員…… ８７
健康推進課長…… ８７
川田栄子議員…… ８７
健康推進課長…… ８７
川田栄子議員…… ８７
健康推進課長…… ８８
川田栄子議員…… ８８
健康推進課長…… ８８
川田栄子議員…… ８８
健康推進課長…… ８９
川田栄子議員…… ８９
健康推進課長…… ８９
川田栄子議員…… ８９
健康推進課長…… ９０
川田栄子議員…… ９０
健康推進課長…… ９０
川田栄子議員…… ９０
健康推進課長…… ９０
川田栄子議員…… ９１
健康推進課長…… ９１
川田栄子議員…… ９１
市　　長…… ９２
川田栄子議員…… ９３
健康推進課長…… ９３
川田栄子議員…… ９３
健康推進課長…… ９４
川田栄子議員…… ９４
健康推進課長…… ９４
川田栄子議員…… ９４
健康推進課長…… ９４
川田栄子議員…… ９５
健康推進課長…… ９５
川田栄子議員…… ９５
健康推進課長…… ９５

川田栄子議員……　９５
健康推進課長……　９６
川田栄子議員……　９６
健康推進課長……　９７
川田栄子議員……　９７
健康推進課長……　９７
川田栄子議員……　９７
教育次長兼学校教育課長……　９８
川田栄子議員……　９８
教育次長兼学校教育課長……　９８
川田栄子議員……　９９
教育次長兼学校教育課長……　９９
川田栄子議員……　９９
教育次長兼学校教育課長……　９９
川田栄子議員……　９９
教育次長兼学校教育課長……　９９
川田栄子議員……　９９
教育次長兼学校教育課長……　１００
川田栄子議員……　１００
教育次長兼学校教育課長……　１００
川田栄子議員……　１００
教育次長兼学校教育課長……　１００
川田栄子議員……　１０１
教　育　長……　１０１
川田栄子議員……　１０１
教　育　長……　１０２
川田栄子議員……　１０２
健康推進課長……　１０２
川田栄子議員……　１０２
散　　会（午後２時５６分）

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

第　９日（令和４年９月１４日　水曜日）
議事日程……　１０５
本日の会議に付した事件……　１０５
出席議員……　１０５
欠席議員……　１０５
事務局職員出席者……　１０５

出席要求による出席者…… １０５
開　　議（午前１０時０２分）
○日程第１　議案第１号から議案第３３号まで…… １０７
質疑…… １０７
１　川村三千代議員…… １０７
企画課長…… １０７
川村三千代議員…… １０８
企画課長…… １０８
川村三千代議員…… １０８
企画課長…… １０８
川村三千代議員…… １０８
産業振興課長…… １０９
川村三千代議員…… １０９
産業振興課長…… １０９
川村三千代議員…… １０９
産業振興課長…… １０９
川村三千代議員…… １０９
商工観光課長…… １０９
川村三千代議員…… １１０
商工観光課長…… １１０
川村三千代議員…… １１０
商工観光課長…… １１１
川村三千代議員…… １１１
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長…… １１１
川村三千代議員…… １１１
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長…… １１１
川村三千代議員…… １１２
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長…… １１２
川村三千代議員…… １１２
２　川田栄子議員…… １１２
教育次長兼学校教育課長…… １１２
川田栄子議員…… １１３
教育次長兼学校教育課長…… １１３
川田栄子議員…… １１３
教育次長兼学校教育課長…… １１３
川田栄子議員…… １１３
教育次長兼学校教育課長…… １１３

川田栄子議員…… １１４
３　松浦英夫議員…… １１４
総務課長兼選挙管理委員会事務局長…… １１４
松浦英夫議員…… １１４
総務課長兼選挙管理委員会事務局長…… １１５
松浦英夫議員…… １１５
企画課長…… １１５
松浦英夫議員…… １１５
企画課長…… １１５
松浦英夫議員…… １１６
委員会付託（議案第１号から議案第３３号まで）…… １１６
散　　会（午前１０時４８分）
陳情文書表…… １１７
議案付託表…… １１８
－－－－－・・－－－－－・・－－－－－
第１０日（令和４年９月１５日　木曜日）　　休会
－－－－－・・－－－－－・・－－－－－
第１１日（令和４年９月１６日　金曜日）　　休会
－－－－－・・－－－－－・・－－－－－
第１２日（令和４年９月１７日　土曜日）　　休会
－－－－－・・－－－－－・・－－－－－
第１３日（令和４年９月１８日　日曜日）　　休会
－－－－－・・－－－－－・・－－－－－
第１４日（令和４年９月１９日　月曜日）　　休会
－－－－－・・－－－－－・・－－－－－
第１５日（令和４年９月２０日　火曜日）　　休会
－－－－－・・－－－－－・・－－－－－
第１６日（令和４年９月２１日　水曜日）
－－－－－・・－－－－－・・－－－－－
第１７日（令和４年９月２２日　木曜日）
議事日程…… １２１
本日の会議に付した事件…… １２１
出席議員…… １２１
欠席議員…… １２１
事務局職員出席者…… １２１
出席要求による出席者…… １２１
開　　議（午前１０時００分）

○日程第１　議案第１号から議案第３３号まで……　１２３
（議案第１４号から議案第３３号まで）
委員長報告
予算決算常任委員会委員長……　１２３
総務文教常任委員長……　１２５
産業厚生常任委員長……　１２６
質疑……　１２７
（議案第１４号から議案第３３号まで）
討論・表決……　１２７
○日程第２　請願第５号外１件及び陳情第１４号外１件……　１２８
委員長報告
総務文教常任委員長……　１２８
産業厚生常任委員長……　１２８
質疑……　１２９
（請願第５号）
討論……　１２９
今城　隆議員（反対）……　１２９
川村三千代議員（賛成）……　１３０
表決……　１３０
（請願第６号）
討論……　１３０
野々下昌文議員（反対）……　１３１
今城　隆議員（賛成）……　１３２
川田栄子議員（賛成）……　１３２
表決……　１３３
（陳情第１４号）
討論……　１３３
今城　隆議員（反対）……　１３３
表決……　１３４
（陳情第１５号）
討論・表決……　１３４
○日程第３　委員会調査について……　１３４
継続調査……　１３４
（閉会挨拶）
市　　長……　１３５
閉　　会（午前１１時０５分）
委員会審査報告書……　１３７

請願審査報告書…… １４０
陳情審査報告書…… １４１
閉会中の継続審査申出書…… １４２
閉会中の継続調査申出書…… １４３

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

付　　録

一般質問通告表…… 付－　１
議決結果一覧表…… 付－　６
議　　案…… 付－　６
請　　願…… 付－　８
陳　　情…… 付－　９

令和４年

第３回宿毛市議会定例会会議録第１号

１　議事日程

第１日（令和４年９月６日　火曜日）

午前１０時　開議

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

○諸般の報告

第３　議案第１号から議案第３３号まで

議案第　１号　令和３年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第　２号　令和３年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第　３号　令和３年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第　４号　令和３年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第　５号　令和３年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について

議案第　６号　令和３年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第　７号　令和３年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第　８号　令和３年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第　９号　令和３年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について

議案第１０号　令和３年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第１１号　令和３年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第１２号　令和３年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第１３号　令和３年度宿毛市水道事業会計決算認定について

議案第１４号　令和４年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第１５号　令和４年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第１６号　令和４年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について

議案第１７号　令和４年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について

議案第１８号　令和４年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について

議案第１９号　令和４年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について
議案第２０号　令和４年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について
議案第２１号　令和４年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について
議案第２２号　宿毛市交流複合施設の設置及び管理に関する条例の制定について
議案第２３号　宿毛市いきいきふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
議案第２４号　宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第２５号　宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
議案第２６号　宿毛市立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第２７号　宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について
議案第２８号　宿毛市過疎地域持続的発展計画の策定について
議案第２９号　市道路線の認定について
議案第３０号　市道路線の認定について
議案第３１号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
議案第３２号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
議案第３３号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

２　本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　議案第１号から議案第３３号まで

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

３　出席議員（１３名）

１番　今　城　　隆　君	２番　堀　　景　君
３番　三　木　健　正　君	４番　川　田　栄　子　君
５番　川　村　三千代　君	７番　髙　倉　真　弓　君
８番　山　上　庄　一　君	９番　山　戸　　寛　君
１０番　岡　﨑　利　久　君	１１番　野々下　昌　文　君
１２番　松　浦　英　夫　君	１３番　寺　田　公　一　君
１４番　濵　田　陸　紀　君	

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

４　欠席議員

な　　し

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

5　事務局職員出席者

次長兼庶務係長 兼調査係長	奈良和美君
議事係長	桑原美穂君
庶務係主任	宮本恵里君

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

6　出席要求による出席者

市長	中平富宏君
副市長	岩本昌彦君
企画課長	上村秀生君
総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	桑原　一君
危機管理課長	有田巧史君
市民課長	岡本　武君
税務課長	山岡敏樹君
会計管理者兼 会計課長	佐藤恵介君
健康推進課長	松田まなみ君
長寿政策課長	谷本裕子君
環境課長	谷本和哉君
人権推進課長補佐	井上精香君
産業振興課長	岩本敬二君
商工観光課長	長山敏昭君
土木課長	澤田英典君
都市建設課長	小島裕史君
福祉事務所長	朝比奈淳司君
水道課長	川島義之君
教育長	鎌田勇人君
教育次長兼 学校教育課長	和田克哉君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	中平成也君
学校給食 センター所長	平井建一君

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

午前１０時０２分　開会

○議長（寺田公一君）　これより、令和４年第３回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第８８条の規定により、議長において山上庄一君及び山戸　寛君を指名いたします。

日程第２「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から９月２２日までの１７日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から９月２２日までの１７日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

本日までに、請願２件及び陳情１件を受理いたしました。

よって、お手元に配付しております請願文書表及び陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

会議規則第６２条第２項の規定により、一般質問の通告の期限を本日午後３時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

市長から報告事項がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中平富宏君）　皆様、おはようございます。

本日は、令和４年第３回宿毛市議会定例会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

報告事項の説明に入ります前に、高知県内における新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は、８月に過去最高を更新する状況となりまして、高知県も対応を特別対策に移行するとともに、ＢＡ５対策強化宣言が、今月１６日まで発出されているところでございます。

市民の皆様におかれましては、今後も引き続き、手洗いの励行、マスクの着用などの基本的な感染防止対策の徹底をお願いを申し上げます。

それでは、報告事項につきまして、御説明申し上げます。

報告第１号及び第２号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての報告でございます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び同法第２２条第１項により、財政状況を見極める４つの健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を明らかにし、監査委員の意見を添えて議会に報告することが義務づけられているものでございます。

お手元の報告書にありますように、健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字になっておりませんので、数値は出ていないところでございます。

また、実質公債費比率は、昨年度より０．８％減少し、１１．４％で早期健全化基準の２５％を下回っているところでございます。

将来負担比率につきましては、将来負担額に対する充当可能基金残高の増に伴い、昨年度より１９．８％減少し、６８．５％で、早期健全化基準の３５０％を下回っています。

次に、公営企業の資金不足比率につきまして

は、水道事業会計、定期船事業特別会計、下水道事業特別会計、国民宿舎運営事業特別会計、土地区画整理事業特別会計の５会計とも、資金不足はありませんので、こちらも数値は出ておりません。

このように、数値はおおむね堅調な状況でありますが、本市は、給食センター建設事業など、南海トラフ地震対策や、公営施設の老朽化対策等、大規模な事業が今後も控えておりますので、健全化判断比率等に留意しつつ、事業の優先順位等も考慮しながら、有利な補助金や起債を活用して、引き続きまして効率的で効果的な行政運営を推進していく所存でございます。

議員の皆様方には、今後とも、より一層の御支援御協力を賜りますようお願い申し上げまして、報告事項の説明とさせていただきます。

以上のような状況でございます。

○議長（寺田公一君）　以上で、諸般の報告を終わります。

日程第３「議案第１号から議案第３３号まで」の３３議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君）　御提案を申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第１号から第１３号までの１３議案は、令和３年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算認定をお願いするものでございます。

各会計の決算書とともに、監査委員の審査意見書を添えて提出しておりますので、説明は省略をさせていただきたいと思います。

議案第１４号は、令和４年度宿毛市一般会計補正予算でございます。総額で７億４，３７１万８，０００円を追加しようとするものでございます。

歳入で増額する主なものは、地方交付税３億２，８７７万４，０００円、国庫支出金３億５，３９５万４，０００円、繰越金３億８，３１４万７，０００円となっております。

一方、歳出で増額する主なものは、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業といたしまして、総務費でレンタサイクル施設整備費補助金５８１万７，０００円、土佐くろしお鉄道運行補助金１，２３５万７，０００円、教育費で改修が必要な市内小中学校のトイレ洋式化工事費といたしまして、５，８４２万１，０００円を計上しております。

また、そのほかに、総務費で地域独自の観光資源を活用した地域の看板商品創出事業委託料といたしまして７００万円、昨年度創設いたしました、特定施設整備事業減債基金への積立金といたしまして５億円、衛生費でオミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチン接種関連費といたしまして１，３７５万２，０００円、農林水産業費では、捕獲数が増加をしている有害鳥獣対策報償金といたしまして５００万円、商工費で国民宿舎椰子の建物下にあるのり面排水施設の修繕工事費といたしまして、１，３４６万８，０００円を計上しているところでございます。

次に、債務負担行為補正につきましては、宿毛市林邸指定管理料及びすくもサニーサイドパーク指定管理料の２事業について、指定管理者の公募作業を本年度中に実施をする必要がありますので、設定をしようとするものでございます。

議案第１５号から議案第２１号までの７議案は、令和４年度各特別会計の補正予算でございます。

主な内容といたしましては、人件費の補正をしようとするものでございます。

議案第２２号は、「宿毛市交流複合施設の設

置及び管理に関する条例の制定について」でございます。

内容につきましては、桜町にある旧市役所庁舎を改修し、新たに、中央支所を配置するとともに、現在高砂にある、あったかふれあいセンターすくもと、長田町にある、すくもいきいきサロンを統合いたしまして、宿毛市いきいきふれあいセンターや、住民の皆様に御利用いただける会議室などを備えた、宿毛市交流複合施設さくらの設置及び管理に関する条例を、地方自治法第２４４条の２第１項に基づき制定をしようとするものでございます。

議案第２３号は、「宿毛市いきいきふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の制定について」でございます。

内容につきましては、先ほど議案第２２号でも触れました、宿毛市いきいきふれあいセンターの設置及び管理に関する条例を、地方自治法第２４４条の２第１項に基づき制定しようとするものでございます。

議案第２４号は、「宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴いまして、市職員の育児休業の取得要件を緩和するなど、国家公務員に準じた措置を講じるため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第２５号は、「宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、本年１０月１日から国家公務員退職手当法に規定されている非常勤職員の勤務日数の要件が緩和されることから、本市においても、国に準じた取り扱いとするため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第２６号は、「宿毛市立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、和田体育館にある卓球台を回数券によって利用できるようにするため、また、現在、利用されていない宿毛市栄喜体育館について、今後も利用が見込めないことから廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第２７号は、「宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、議案第２６号同様、宿毛市総合運動公園におけるトレーニング室、シャワー、トラック・フィールドについて、回数券で利用できるようにするため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第２８号は、「宿毛市過疎地域持続的発展計画の策定について」でございます。

内容につきましては、令和２年に実施された国勢調査の結果、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第２条の規定により、本年４月１日付で宿毛市全域が過疎地域として公示されました。

このことから、本市の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、宿毛市過疎地域持続的発展計画を策定するにあたり、同法第８条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第２９号及び議案第３０号は「市道路線の認定について」でございます。

内容につきましては、市道雁ヶ池１号線及び雁ヶ池２号線の２路線について、道路法第８条第２項の規定に基づき、道路の路線を認定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第３１号から第３３号までの３議案は、いずれも「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」でございます。

内容につきましては、沖の島辺地、北部辺地、南部辺地における公共的施設の整備を実施するにあたり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第８項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願いをいたします。

○議長（寺田公一君）　これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、９月７日から９月９日まで休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　御異議なしと認めます。

よって、９月７日から９月９日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

９月７日から９月１１日までの５日間休会し、９月１２日午前１０時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前１０時１８分散会

請　願　文　書　表

令和４年第３回定例会

受理番号	受理年月日	件名	提出者	紹介議員	付託委員会
第５号	令和 ４．９．２	全戸傾聴可能な行政・防災・コミュニティ無線の設置について	宿毛市 藤岡　豊 ほか２名	濵田陸紀	総務文教
第６号	令和 ４．９．２	花ちゃんバス運行に関する請願書	宿毛市 藤岡　豊 ほか１名	濵田陸紀	総務文教

上記のとおり付託いたします。

令和４年９月６日

宿毛市議会議長　寺　田　公　一

陳　情　文　書　表

令和４年第３回定例会

受理番号	受理年月日	件名	提　　出　　者	付託委員会
第１４号	令和 4. 8.31	消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書採択を求める陳情書	中村民主商工会 会長　船口　千代松	産業厚生

上記のとおり付託いたします。

令和４年９月６日

宿毛市議会議長　寺　田　公　一

令和４年

第３回宿毛市議会定例会会議録第２号

１　議事日程

第７日（令和４年９月１２日　月曜日）

午前１０時　開議

第１　一般質問

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

２　本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

３　出席議員（１３名）

１番　今　城　　隆　君	２番　堀　　景　君
３番　三　木　健　正　君	４番　川　田　栄　子　君
５番　川　村　三千代　君	７番　髙　倉　真　弓　君
８番　山　上　庄　一　君	９番　山　戸　　寛　君
１０番　岡　﨑　利　久　君	１１番　野々下　昌　文　君
１２番　松　浦　英　夫　君	１３番　寺　田　公　一　君
１４番　濵　田　陸　紀　君	

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

４　欠席議員

な　　し

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

５　事務局職員出席者

事務局長	黒田　厚　君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈良和美　君
議事係長	桑原美穂　君
庶務係主任	宮本恵里　君

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

６　出席要求による出席者

市長	中平富宏　君
副市長	岩本昌彦　君
企画課長	上村秀生　君
総務課長兼 選挙管理管理委員会事務局長	桑原　一　君
危機管理課長	有田巧史　君
市民課長	岡本　武　君

税務課長	山岡敏樹君
会計管理者兼会計課長	佐藤恵介君
健康推進課長	松田まなみ君
長寿政策課長	谷本裕子君
環境課長	谷本和哉君
人権推進課長	川村志保君
産業振興課長	岩本敬二君
商工観光課長	長山敏昭君
土木課長	澤田英典君
都市建設課長	小島裕史君
福祉事務所長	朝比奈淳司君
水道課長	川島義之君
教育長	鎌田勇人君
教育次長兼学校教育課長	和田克哉君
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	中平成也君
学校給食センター所長	平井建一君
総務課主監	大海則次君

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

午前１０時０２分　開議

○議長（寺田公一君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１、「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

３番三木健正君。

○３番（三木健正君）　おはようございます。今議会の最初の一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、早速ですが、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、最初の質問です。

インボイス制度の導入による宿毛市への影響について、お伺いをさせていただきます。

まず、インボイスの制度に係る前に、少し消費税に関することを、聞かせていただきたいと思います。

インボイス制度導入に関する質問の前に、消費税のうち、地方消費税交付金について、質問をさせていただきます。当然ではありますが、市行政に関する部分での質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

２０１９年１０月に消費税が１０％に引き上げられました。財務省のホームページには、消費税の引き上げ分は全ての世代を対象とする社会保障のために使われます、と記載されております。

また、消費税率の引上げで実現する政策といたしましては、待機児童の解消、幼児教育、保育の無償化、高等教育の無償化、介護職員の処遇改善、所得の低い高齢者の介護保険料軽減、年金生活者支援給付金の支給、この６つの政策が挙げられておりますが、当市におきまして、この２０１９年の消費税引上げによりまして、現在に至るまで、この引き上げ分はどのように活用されてきたのかを、まずお伺いをいたします。

○議長（寺田公一君）　総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君）　総務課長、三木議員の一般質問にお答えいたします。

国から地方公共団体に交付されています地方消費税交付金につきましては、議員もおっしゃられたように、消費税及び地方消費税の増税に伴う本交付金の増額分を、社会保障施策経費に充当することが求められております。

本市におきましても、本交付金を活用いたしまして、社会保障施策として、国民健康保険事業、障害者・老人福祉事業、保育所運営事業、生活保護扶助費及び各種健診事業などの事業を取り組ませていただいております。

以上です。

○議長（寺田公一君）　３番三木健正君。

○３番（三木健正君）　１点、再質問をさせていただきます。

今の答弁によりますと、目的に応じた活用をされているというふうに受け取りました。

再質問なんですけれども、高知県のホームページには、県に納められた地方消費税の５０％は県内の市町村に交付されます、と明記をされております。

宿毛市におきましては、増税前と後で、どのぐらいの差額があるのか、確認のためにお伺いしたいと思います。

また、交付金は、当市の状況を踏まえた上で、今現在、実施されている政策に対して十分なのか、もしくは、そこまで政策に対しての支援がされているのか、その点につきましてお伺いをいたします。

○議長（寺田公一君）　総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君）　総務課長、お答えいたします。

増税前後の地方消費税交付金の差額について

ですが、令和３年度、交付金額は２億６，９４４万３，０００円で、税率が８％であった平成３０年度交付金額と比較いたしまして、１億６８５万２，０００円の増となっております。

しかしながら、令和４年度一般会計当初予算における社会保障施策に要する一般財源は、１８億６４７万４，０００円となっていることから、当該交付金では充足せず、多額の一般財源を要する状態となっております。

以上です。

○議長（寺田公一君）　３番三木健正君。

○３番（三木健正君）　もちろん、全部消費税で賄えていくというふうには思っておりませんが、それにおきましても、１億少しの金額が増額されてきているということで、その分が社会保障だとか、そういった部分に充てられていくのは非常に有益なことじゃないかなというふうに感じております。

続きまして、インボイス制度に向けた対応について、少しお伺いをさせていただきたいと思います。

本来、消費者が支払った税金であります消費税は、事業者が預かる形で、確定申告の際に消費税の申告を行い、納めるものではありますが、多くの事業者が一時的にでも、運転資金、収入としていただいた消費税を、運転資金に充てたりだとか、これは一時的な処置だとは思いますが、そうしながら運用をされているわけであります。

そうした現状と、また２０１９年１０月に消費税が１０％に引き上げられた際には、事業者にとっては、軽減税率への対応など、多くの混乱が見受けられたように思います。

そのような消費税が引き上げられた際の市内事業者への影響について、この辺についてはどのように考察をされているのか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君）　税務課長。

○税務課長（山岡敏樹君）　税務課長、三木議員の一般質問にお答えします。

消費税の増税につきましては、令和元年１０月より８％から１０％に引き上げられ、飲食料品や新聞などの生活必需品については、軽減税率８％に抑えられました。

この２種類の税率により、事業者はレジスターや会計システムの買い替え、事務処理が煩雑になるなど負担が重くなったと推察しております。

以上です。

○議長（寺田公一君）　３番三木健正君。

○３番（三木健正君）　まさしくそのとおりだと思います。

私も職業柄、商売を営んでおる部分もありますが、そのときには、パソコンの会計ソフトの更新を行ったりだとか、レジの改修を行ったりだとか、本当に大変な、さらにはそれの記帳もかなり煩雑になってきた、そういうふうな経験もございます。

次に、国税庁のホームページに、令和５年１０月１日から、消費税の仕入れ税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。適格請求書をインボイスというわけですが、これを発行できるのは、適格請求書発行事業者に限られ、この適格請求書発行事業者になるには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります、と明記されております。

来年１０月からインボイス制度が始まるわけですが、この制度では、消費税の課税事業者になり、請求書に登録番号の記載や適用税率などの記載が求められ、先ほどもありましたが、少し煩雑な帳簿をつけ、さらに７年間の保存が義務づけられていくようになります。

現在の消費税法では、年間の売上が１，０００万円以下であれば免税事業者になれますが、

免税事業者のままですと、課税事業者が消費税の仕入れ額控除を行うために必要な適格請求書等の発行ができず、仕入れ額控除を行いたい発注業者や、元請からの仕事を受けられなくなる可能性が考えられると思います。

個人事業主や中小零細企業が多くあるこの宿毛市の状況からしますと、この辺においても、多大な影響が懸念されるわけですが、市として、この年間売上１，０００万円未満の免税事業者に当たる個人事業者や、中小零細企業へのインボイス制度導入に対する影響をどういうふうに見ておられるのか、お伺いいたします。

○議長（寺田公一君）　税務課長。

○税務課長（山岡敏樹君）　税務課長、三木議員の一般質問にお答えします。

インボイス制度が始まることにより、年間の売上が１，０００万円以下の免税事業者にとっては、インボイス発行事業者に登録して、課税事業者になるのか、判断が迫られる状況になっています。

登録事業者となれば、取引先において、仕入れの１００％控除が可能となりますが、消費税が課税される事務処理の変更も必要となります。

一方で、引き続き、免税事業者となる場合、令和５年１０月から３年間は仕入れの８０％控除が可能となり、その後、令和８年１０月から３年間は、仕入れの５０％控除が可能となる６年間の経過措置が設けられており、この間に登録を検討することも可能になっておりますが、その後の仕入れの控除は不可能となることから、いずれの場合も、インボイス制度の導入による影響はかなり大きいと考えております。

○議長（寺田公一君）　３番三木健正君。

○３番（三木健正君）　たしかに、かなり影響が出てくるんじゃないかなと、私自身もそういうふうに思っているわけですが。

そこで次の質問なんですが、事業者にとっては、制度の内容がよく分からず、来年の実施までの申請が間に合わず、今ちょっと経過措置の話もされましたので、その部分を含めて、そうした申請が間に合わず、課税事業者との取引が制限されることも可能性としてはあり得るわけですが、このインボイス制度に関する問い合わせ等が市内事業者からあった場合に、こういった登録申請手続の流れ―― 失礼しました。

まず、登録申請の手続の流れとしては、ｅ－Ｔａｘによる登録申請手続と、郵送による登録申請手続があるというふうに記載されておりますが、登録申請の支援も含めて、そうした問い合わせがあった場合に、市としてはどういったふうに、その市内事業に対して対応していくのか、この点をお伺いをいたします。

○議長（寺田公一君）　税務課長。

○税務課長（山岡敏樹君）　インボイス制度に関する問い合わせ等への対応について、お答えします。

事業者から、インボイス制度への問い合わせ等があった場合については、国税庁が作成しておりますリーフレットをもとに、制度の概要や登録申請のスケジュール等を説明させていただくほか、制度に関する詳細な問い合わせについては、国税庁が開設しております軽減・インボイスコールセンターを御案内させていただくとともに、事業者の個別事情を踏まえた相談に対しましては、宿毛市内の事業者からの登録申請を受け付けております中村税務署を御案内させていただきたいと思っています。

○議長（寺田公一君）　３番三木健正君。

○３番（三木健正君）　大体、想定していた対応になろうかというところではございますが、できるだけ不安がある、分からないことに対して問い合わせされる事業者さんということですので、今までのいろんな施策においても同じなんですけれども、できるだけ懇切丁寧に紹介を

してあげるとか、意外と国の機関に聞いてくれとか、県の機関に聞いてくれというと、しり込みをされる事業者さんも中にはたくさんいらっしゃいますので、目の見える、直接対面で、何か不安を取り除いてもらえるというのは、非常に有効だと思いますので、できる限り、懇切丁寧な御案内をしていただけるように期待をいたします。

その点で、もう一点、来年の１０月からのインボイス制度開始までに、申請を済ませたとしまして、先ほどにもありましたが、システムやいろんなものが変わってきますと、設備やシステム、こういったものも制度に対応していかなくてはなりません。その際に使えるＩＴ導入補助金などが、経済産業省によって設定をされておりますが、こうした補助金の活用や申請のサポート、またこういった周知につきまして、今後は必要になってくるんではないかというふうに思われますが、この点につきまして、どういうふうにされていくのか、特に補助金等の周知等につきまして、どういうふうに告知されていくのか、この点を伺いたいと思います。

○議長（寺田公一君）　商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君）　三木議員の一般質問にお答えをいたします。

現在、コロナ禍の影響に加え、原油価格や物価の高騰により、市内事業者を取り巻く事業環境は大変厳しい状況にあり、そのような中、インボイス制度導入に伴う設備更新等が事業者には求められており、この点に配慮した支援等が必要であると認識しております。

令和４年度、経済産業省では、インボイス発行事業者への転換を行う事業者を支援する、小規模事業者持続化補助金：インボイス枠が新設をされました。

また、事業者がＩＴツールを導入する際の経費の一部を補助するサービス等生産性向上ＩＴ導入支援事業、先ほど三木議員が言われましたＩＴ導入補助金でございます。こういったものも用意をされております。

本市といたしましては、市内事業者に対するこれら助成制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

また、各種申請のサポートにつきましては、補助金申請の際には、関係機関となります宿毛商工会議所や高知県よろず支援拠点などと連携を密にしながら、事業者の補助金申請のサポートも行ってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　３番三木健正君。

○３番（三木健正君）　ぜひとも、そのサポート面は、充実させていっていただきたいなと思います。

先ほどの登録申請に係る部分でありますとか、補助金に係る部分、これは両方、共通して言えることは、寄り添っていただきたいなと。

コロナでかなりの売上が低迷したりとか、そうした中で、さらに負担を強いられることも考えられますので、できるだけこういったものは、メニューが構えられているというのは知っていただいて、活用していただくというふうに進めていっていただきたいなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

移住・定住促進事業について、お伺いをしてまいります。

前回、６月の定例会におきまして、主にＩターン促進を目的とした地方創生テレワーク交付金の活用について、質問をさせていただきましたが、今回は、移住・定住促進事業の中にあるＵターン事業について、少しお伺いをしたいと思います。

人口減少対策としての、移住・定住促進事業

におきましては、地域産業を生かしつつ、県外企業誘致によって、魅力ある雇用を創出し、魅力あるまちづくりによる移住・定住化を促進することで、生産年齢人口を増やすこと。また、結婚、出産、育児、子育て環境を整えることで、出生数を改善すること。さらには、移住されてきた方々の定住化を促進すること、大きく分けて、このような事業が重要と思われますが、そこでまずお伺いをいたします。

現在、当市におきまして実施されているＵターン促進に関する事業は、どのような事業があるのかお伺いをいたします。

○議長（寺田公一君）　企画課長。

○企画課長（上村秀生君）　企画課長、三木議員の一般質問にお答えいたします。

本市におきましては、平成２８年の移住定住推進室設置以降、空き家の改修補助金や結婚支援など、様々な移住促進事業を実施しております。

御質問いただきましたＵターン促進に関する事業につきましては、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、就職活動の遅れや、アルバイト収入が減少するなど、不安を感じながら市外に居住する本市出身の学生に対し、本市の特産品等をお届けすることで、日々の生活を応援するとともに、郷土への愛着を思い起こすきっかけづくりになるよう、学生応援宿毛ふるさと便事業を実施しました。

本年度からは、本市にＵターンして奨学金を返還している４０歳未満の方に対しまして、月額１万円を上限に最長６０カ月助成する、宿毛市Ｕターン促進奨学金返還支援助成金を新設いたしまして、市外へ転出された若年層のＵターン及び定住を支援する取組を行っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　３番三木健正君。

○３番（三木健正君）　それでは、昨年、移住された方々の中で、Ｕターンで移住された方は何人で、全体の何％ぐらいおられるのか。

全てを把握することは、当然、不可能とは思いますので、移住・定住促進に関わる部分で、問い合わせ等があった人数でありますとか、そうした中で、一体どのぐらいおられるのか。その中のＵターンは大体どのぐらいの率なのか、ということをお伺いしたいと思います。

また、奨学金の助成金の制度ですね。この部分の進捗の状況も、併せてお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○議長（寺田公一君）　企画課長。

○企画課長（上村秀生君）　企画課長、三木議員の一般質問にお答えいたします。

まず、昨年度移住された方のＵターンの割合につきましては、令和３年度に県外から本市へ移住された方は、５５名いらっしゃいますが、このうち、およそ４０％がＵターンとなっております。

次に、Ｕターン促進奨学金返還支援事業につきましては、年度末時点での奨学金等の返還実績をもとに、助成金を交付するものとなっており、本年度、新設した事業であるため、現時点での実績はまだありませんが、申請についてのお問い合わせも複数件いただいておりますので、一定数の実績につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　３番三木健正君。

○３番（三木健正君）　令和３年度で５５名、うち４０％がＵターンということで、割合的には約半分弱ですけれども、いらっしゃるなというふうに見受けましたが、恐らく、想像ではあるんですけれども、Ｕターンで来られた方というのは、逆に定住化にある意味、つながりやすいんじゃないかなと。Ｉターンで来られた方で、諸事情があって元いたところに戻られたりとかいうケース、昨年も幾つかあったとは思うんで

すけれども。

そういったものも耳にしますけれども、逆にUターンっていう方々の定住というのは、非常に割合、定住化しやすいんじゃないかなというふうに想像するわけですが、ぜひとも進めていっていただきたい事業ではあります。

そこで、今度、先のことをお伺いしたいと思いますが、今後において、Uターンを目的として、何かこのUターンに特化された事業を計画されているようなことはありますでしょうか。その点をお伺いをいたします。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　おはようございます。三木議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、やはりUターンというのは、Ｉターンと違って、地域にそれぞれ何らかの縁があって帰ってくる方が多うございますので、そういった方々をUターンと呼んでいるわけでございます。

やはり三木議員言われるように、定住率というのは、実数持っていませんが、高いんじゃないかなというふうに、自分としても思っているところでございます。

Uターンの促進はもとより、移住、こういった施策に対しては、その時々のニーズに対応していかなければならないというふうに考えております。

また、移住に関しては、その時々の状況、それから、例えば高速道路の延伸等で非常に左右される、そういった、既に実績が他の自治体でも見えておりますので、そういったのも、しっかりと注視しながら行っていきたいと思っているところでございます。

本年度は、先ほど来お話にあります、奨学金支援助成金によるUターン及び定住を支援する、そういった取組を開始をいたしましたので、対象となる方に御活用いただけるよう、制度の周知や情報発信をしっかりと行うと共に、今後の取組につきましても、移住希望者がどのような支援を求めているのか、そういった情報収集をしていきたいと思いますし、また、この制度についても、その内容について、さらに充実をしていきたいと考えているところでございます。

そういったことをしながら、ふるさと宿毛に戻りたいという気持ちを、ぜひ後押しをできるような、そんな施策を来年度予算に向けて、現在、いろいろと調査、そして施策の検討を進めている、そういった状況でございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　３番三木健正君。

○３番（三木健正君）　ぜひとも、いろいろ調べていただきまして、いかにそのニーズに応えていくか。その時々のニーズに応えていくかというのは、かなり触覚を働かすというか、感性というか、そういったものが必要になってこようかと思います。

そこで、Uターンのきっかけづくりとして、今回、４０歳でのダブル成人式、これは仮称ではありますけれども、この実施を御提案申し上げたいというふうに、今回、この一般質問の中で提案をさせていただきたいと思っているんですが。

これは、県外で活躍しておられる宿毛市出身の対象者に向けて、いま一度、宿毛のよさを見つけてもらえるだけでなく、交流人口拡大による地域経済の活性化、さらにはふるさと納税のＰＲや促進等につながっていくのではないか、と思う次第であります。

また、ちょうど４０歳といえば、中には県外で起業されている方もいらっしゃいますでしょうし、それぞれの職場の交流の場の提供につながる機会としても、よいのではないか。

また、市内事業者との交流が促進されて、地

域経済の活性化につながるということも、十分に考えられると思うのですが、こうした一つのきっかけづくりの取組につきまして、御意見をいただきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　お答えをさせていただきます。

４０歳を対象としたダブル成人式という提案でございます。

やはり、成人式につきましては、友人や知人、私も二十歳のときに経験をいたしましたが、三木議員、同い年ですので、同じ時期に経験をいたしておりますが、そういった、それぞれ宿毛を離れた方々、そして宿毛に住んでいる方々、一堂に会して会える、そしていろいろな情報交換ができる、そういった貴重なイベントといいますか、そういった機会だというふうに考えております。

また、４０歳という年齢を考えたときには、県外でもう既に、一定、活躍をされている方々がいる一方、それぞれの土地で、それぞれの家庭を持ったりとか、いろいろな生活基盤ができていて、なかなか何かきっかけがないと、こちら宿毛のほうに帰ってこれない、そういった方々が多い世代ではないかというふうに思っているところでもございます。

御提案いただきましたダブル成人式の実施によりまして、久しぶりに宿毛に帰ってきていただき、改めて宿毛の魅力を感じていただくことは、大変意義のあることだというふうに思いますし、議員がおっしゃられるような波及効果も期待ができるものだというふうに、私も思います。

ダブル成人式の開催にあたっては、実施に向けた体制づくりや対象者への周知方法、そして事業効果の検証など課題や協議事項はございますが、来年度の開催に向けて、しっかりと検討を進めていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　３番三木健正君。

○３番（三木健正君）　非常に心強い答弁をありがとうございました。

実は、４０歳、今回の一般質問でダブル成人式を御提案しようと思ったのは、実は、この先にも、６０歳、トリプルも実は考えてはいたんですけれども、そこの部分は、あれもこれもになってしまってもいけないので、今回は４０歳に絞ってさせていただきました。

今、おっしゃったように、本当に４０歳というと会社の中では中堅から少し上かな、中堅クラスになられる方が多い年代じゃないかなと思います。

ある程度の権限を持った方も、中にはいらっしゃるでしょうし。

宿毛の中で変わっていく産物というか、文旦や小夏、漁業とかというのは、基本、ベースは変わってはないんですけれども、いろんな商品とか事業者のやり方によって、変わってきているところもあるんですけれども、４０歳を機に、いま一度そういった宿毛の今の現状を見直す、本当にいい機会になるんじゃないかなと。

４０歳を迎えた方々の経済の交流というのが、波及効果というのが、もしかしたら、なかなか数値を図るというのは、検証していくというのが難しいことかもしれませんけれども、実際にそれで事業がなったという声が出てきた場合には、これは一つの大きな成果じゃないかなと。

まして、最終的にある定年後に宿毛に帰ってくるですとか、中には、もしかしたら宿毛で起業されるとか、営業所をつくっていただくとかいうことも可能性としては考えられるわけで、何もしないよりは、当然、有益じゃないかなと

いうふうに考えますので、ぜひとも御検討をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

地域振興券について、少しお伺いをいたします。

これちょっと確認事項にはなるんですけれども、先月配布された地域振興券ですが、この振興券の取り扱い事業者は、今現在、何事業者となっているのか。

また、本事業の進捗状況も含めて、お伺いをいたします。

またもう１点、よければ今後のスケジュールについても、再確認させていただきたいと思います。変更点等があれば、お聞かせいただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（寺田公一君）　商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君）　商工観光課長、お答えいたします。

本市の地域振興券事業につきましては、コロナ禍の影響に加え、原油価格の上昇に端を発した、原材料や物価の高騰で苦慮する市民や事業者の皆様の負担の軽減を図ると共に、疲弊した地域経済の活性化を目的といたしまして、令和４年７月１日時点において、宿毛市住民基本台帳に登録されております市民の皆様に対し、一人当たり５，０００円分の地域振興券をお配りしております。

この宿毛市地域振興券につきましては、８月下旬から随時郵送を行い、９月１日より取扱店での使用が開始となっております。

御質問の地域振興券の取扱事業者でございますが、９月５日時点で２４３事業者となっておりまして、登録期限の本年１２月１日までは、随時、追加募集を行っておりますので、登録を希望される事業者の方は、宿毛商工会議所へお申出いただければと思います。

なお、最新の取扱い事業者につきましては、宿毛市ホームページに掲載もしておりますので、御覧いただければというふうに思います。

続きまして、現在の進捗状況につきまして、８月中に対象者全員への発送を行いましたが、受け渡しができずに、市役所に返送されたものが約４００通ございます。これら全てが対象者へ届くように、現在、手配をしているところでございます。

また、地域振興券につきましては、当初の予定どおり、９月１日から使用ができております。

今後のスケジュールにつきましては、地域振興券の使用期限が令和５年１月３１日までとなっておりまして、換金業務を２月中に完了させ、３月上旬の事業完了を予定しております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　３番三木健正君。

○３番（三木健正君）　４００通も受け渡しができていない。想像以上に大きかったなというふうに思います。

高騰していく物価だとか、燃料に対しての国からの補助を使った部分だと思いますので、極力、１００％行き渡るように、努力していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後の質問項目に移ります。

マイナンバーカード普及促進事業について、お伺いをいたします。

当市のマイナンバーカードの申請及び交付の状況について、お伺いをいたします。

また、併せて今議会の補正予算におきまして計上されております、住基統合端末業務委託料という形で計上されているわけですが、この部分を含めまして、今後の普及促進に係る方向性について、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君）　市民課長。

○市民課長（岡本　武君）　市民課長、三木議

員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、当市のマイナンバーカードの申請及び交付の状況につきまして、お答えいたします。

令和４年８月末時点で、令和４年１月１日現在の人口に対する、全国における交付率は４７．４％となっている中で、本市の累計申請件数は１万６，３４２件で、交付率は７４．０％となっております。

一方、普及促進についてでございますが、６月末より申し込みが開始されましたマイナポイント第２弾の効果もあり、マイナンバーカードの申請や交付件数も増えてございまして、市役所市民課における休日申請交付窓口や、各支所における出張申請窓口を開設し、利便性の向上を図ることといたしております。

また、マイナンバーカードの交付や更新などに必要な機器であり、現在、市役所市民課に設置しております住民基本台帳ネットワークシステム統合端末について、より身近な場所で手続を行えるよう、東部支所及び小筑紫支所、設置予定の中央支所に導入するための委託料等について、今議会における補正予算において、提案させていただいております。

マイナンバーカードの利活用について、今後も拡大していくものと存じますので、より多くの皆様に取得いただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　３番三木健正君。

○３番（三木健正君）　１点だけ、再質問をさせていただきたいと思います。

今、最後に御答弁いただきました統合端末業務委託料、統合端末を設置していこうということなんですけれども、これは、今現在、申請に係るものだけでなく、今後、更新の時期を迎えたときにも、統合端末というのは活用していけるのかどうか、その点だけちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（寺田公一君）　市民課長。

○市民課長（岡本　武君）　市民課長、三木議員の再質問にお答えいたします。

議員が御指摘のように、マイナンバーカードを今後、多くの皆様が取得いただいているのですが、更新の時期を順次迎えてまいりますので、更新の時期にも各支所で更新ができるということになってまいります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　３番三木健正君。

○３番（三木健正君）　長期間にわたって活用ができるということで、承知をいたしました。

最後の質問になります。

先ほどの答弁の中にもありました、マイナポイントの件でございますが、このマイナポイントは、健康保険証として利用、活用できるようにすることで、７，５００ポイント。

さらに、御自身の預金口座を登録して、この預金口座に関しましては、一方通行というか、要は受取専用の口座というふうに認識をしているわけですが、この登録をすることで、また７，５００ポイント、合わせて１万５，０００ポイント受けることができると。

申請時には、５，０００ポイントというのがあり、トータルでいえば、２万ポイントということになるわけですが、既に登録されている方で５，０００ポイント受け取られている方は、さらに１万５，０００ポイント受け取ることができると、こういったマイナポイントの事業になっているわけですが、まだまだ周知が足りてないんじゃないかなと。知らなかったという方とか、宿毛市の地域振興券と混在して考えられている方、券でもらったよとか、情報とか認識が交差して、まだまだ周知が足りてないんじゃないかなというふうに見受けられるわけですが、今後のこういった周知方法につきまして、どう

いうふうにされていくのか、この点につきまして、最後お伺いしたいと思います。お願いいたします。

○議長（寺田公一君）　商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君）　商工観光課長、お答えいたします。

三木議員が今しがた御紹介してくださいましたが、もう一度、説明させていただきます。

マイナンバーカードを健康保険証として登録し、国からの給付金を受け取るための公金受取口座を、マイナンバーカードにひもづけることで、合わせて１万５，０００分のマイナポイントをキャッシュレス決済にて受け取ることができる、マイナポイント第２弾キャンペーンが６月３０日より始まっており、これに伴い、申請のサポートを必要とする方に対しまして、現在、商工観光課窓口で申請の支援を行っております。

キャンペーンにつきましては、これまでも様々な媒体を通じて、制度周知が図られておりましたが、全国的にも申請が低調であることから、現在、事業主体であります総務省により、テレビＣＭや新聞広告、インターネット等でも盛んに宣伝をされております。

本市も、この動きに合わせて、広報７月号での記事掲載のほか、フェイスブック等で周知を行っているところでございます。

マイナポイントの申請は、一部の機種を除くスマートフォンでも可能なほか、郵便局や各携帯電話ショップ等でも受け付けております。

キャンペーン開始以降、商工観光課窓口にも、１日２０人から３０人の方々が申請に来られておりまして、来庁される方は、既に申請された友人や知人に教えてもらったという方が、大半を占めております。

なお、マイナポイントの申込期限は、令和５年２月末となっておりますが、マイナンバーカードをまだ取得されていない方につきましては、９月末までにマイナンバーカードの申請を行っていただく必要がありますので、早目の手続をお願いしたいと思います。

また、商工観光課窓口でマイナポイントを申請される方につきましては、マイナンバーカードと、カードに設定された暗証番号の分かるもの、マイナポイントを登録するキャッシュレス決済カード、口座登録のための預金通帳等が必要となりますので、御準備をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　３番三木健正君。

○３番（三木健正君）　ありがとうございました。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（寺田公一君）　この際、１０分間休憩いたします。

午前１０時４３分　休憩

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

午前１０時５６分　再開

○議長（寺田公一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　今回、私は地方公務員の定年延長と森林環境譲与税の２件について、お尋ねしたいと思います。

まず、地方公務員の定年延長について。

国家公務員の定年が、令和５年度から令和１３年度にかけて、現在の６０歳から段階的に６５歳まで引き上げられる。それに合わせて、地方公務員についても、同様の措置が講じられるということで、来年の４月にはその第一段階が始まることになります。

というわけで、今議会あたり本市においても関連の条例案が提出されるものと考えていましたが、どうやらもっと先の話になるということ

のようですので、今回は定年延長に伴う基本的な考え方について、お尋ねしたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

まず、この定年延長の計画の全体像について、お尋ねいたします。

５年間の、つまり現在の６０歳定年を６５歳まで引き上げるという定年延長を９年かけて実施する。その構造というか、スケジュールの内容というか計画の全体像について、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君）　総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君）　総務課長、山戸議員の一般質問にお答えします。

山戸議員から御指摘いただいたように、本市におきましても、条例化に向けて、今、取組をさせていただいておるところでございますが、今回の質問については、国からの通知等に基づいて、お答えをさせていただければと思っております。

その中で、今回、定年延長の全体像、計画ということですが、これについては、少子高齢化の進展による労働力人口の減少を踏まえ、社会の活力を維持し、行政サービスの充実など公務のさらなる発展のためには、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢層職員の能力、経験などを活用し、継承していくことを趣旨として、国家公務員の定年が引き上げられることになり、地方公務員にも適用されるものでございます。

議員から御質問いただきました定年延長の計画につきましては、令和５年度から２年ごとに、１歳ずつ段階的に引き上げられ、令和１３年度には６５歳まで引き上げられます。

具体的には、令和５年度中に６０歳を迎える職員は、これまでの制度であれば、定年退職となっておりましたが、定年が１歳引き上げられるということから、令和６年度に６１歳で定年退職となります。

その後、令和７年度には定年が６２歳に、さらにその２年後、令和９年度には６３歳になり、制度が完了する令和１３年度には、定年が６５歳まで引き上げられる計画となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　どうも私たちの感覚では、定年の延長と聞くと、勤務その他の条件に関しては現状の条件のまま、年齢だけが引き上げられると、そういう印象を抱くのですが、どうやらそういうことではないらしい。

実質的には、つまり勤務条件や処遇や昇給の規定などといった、それまで、つまり６０歳になるまで適用されてきた内容と条件がそのまま延長され適用されるということではなしに、現在の定年である６０歳を境にして、条件的には大きく変わったものになるようにお聞きしています。

この定年の延長に伴って、６０歳以降の職員の処遇や勤務形態、給与水準など、どのような措置が予定され、変化するのか、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君）　総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君）　総務課長、お答えいたします。

６０歳以降の処遇、どのように変わる予定かという御質問でございますが、主な内容としましては４点ございますので、それについて御説明をさせていただきます。

まず１点目は、役職定年制の導入でございます。

地方公務員法は、組織の新陳代謝を確保し、その活力を維持することを目的として、管理監督職員を対象とし、管理監督職勤務上限年齢制を導入することが定められております。

管理監督職勤務上限年齢制を適切かつ円滑に

実施するため、管理監督職に就く職員が、管理監督職勤務上限年齢に達したことにより降任等となった後も、その能力及び経験を生かすことができる職務を整備する必要があるほか、必要な役割を適切に果たし得る体制の整備など、組織の在り方について検討することが求められております。

また、管理監督職勤務上限年齢制については、地方公務員法の趣旨を踏まえ、原則６０歳とすることが示されております。

次に、２点目ですが、定年引上げ後６０歳を超える職員の給料月額を７割とする措置についてです。

６０歳を超える職員の給料月額は、当分の間、その者が６０歳に達した日以後の最初の４月１日以降、その者の受ける号給の給料月額に１００分の７０を乗じて得た額とすることが示されております。

次に、３点目ですが、定年前再任用短時間勤務制の導入についてでございます。

地方公務員法は、６０歳を超える職員の多様な働き方へのニーズに対応し、また組織活力の維持に資するため、１週間当たりの勤務時間が１５時間３０分から３１時間までの範囲内において、定年前再任用短時間勤務制を導入することが定められております。

最後に４点目ですが、情報提供・意志確認制度の新設でございます。

地方公務員法の定めにより、当分の間、職員が６０歳に達する日の属する年度の前年度において、当該職員に対して、６１歳を迎える年度以降に適用される任用及び給料に関する措置の内容、その他必要な情報を提供すると共に、６１歳を迎える年度以降における勤務の意思を確認するように努めることが示されております。

以上が主な点でございます。

○議長（寺田公一君）　９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　何だかお聞きしていると、６５歳まで勤務するとしても、結局、６０歳を節目として、それ以後は全く別の、条件的には相当に低下した状態で勤務することが可能ですよと。

そういうことで、定年の延長というよりは、むしろ６５歳までは、ほかに職探しをしなくても、これこれの条件でよろしければ席だけは設けますよと、そんなふうに聞こえるのですが。

ただいま御説明いただいた４項目の中の３番目、定年前再任用短時間勤務制という部分について、確認のために質問しますが、職員は６０歳以降６５歳になるまでの期間に関して、それまでのフルタイム職員としての勤務形態とは違う形で、例えば週３日とか２日とか、あるいは５日間午前中だけといった形の勤務が可能であると。

６５歳定年制とはいっても、６０歳以降は別にフルタイムでの勤務を要求されるものではなくて、本人の意思に合わせた勤務形態の選択ができると、そういうことになるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君）　総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君）　総務課長、お答えいたします。

定年延長制度ですので、もちろん定年まではフルタイムで勤務していただくこととなりますが、フルタイムのみではなく、勤務形態を選択できることとされており、それが定年前再任用短時間勤務制ですが、導入に当たって、短時間勤務の職員がその能力及び経験を十分に活用することができるように、職務の整備や人事管理について検討する必要があるほか、職員の希望に基づき、当該勤務に従事させることができるように、必要な措置を講ずることが重要となっております。

６１歳を迎える年度以降の任用を決定するス

ケジュールや、任用手続を工夫することにより、定年前再任用短時間勤務、またはフルタイムでの勤務継続のいずれかが確保されるよう、適切な措置を講ずるよう検討することが求められております。

しかしながら、希望者全員の意思に合わせた勤務体制の確保については、今後、調整が必要であるということは考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　令和１３年度に６５歳定年が完成するまでには、その間の９年間、令和５年度から６年度の定年は６１歳。７年度、８年度は６２歳。９年度、１０年度は６３歳。１１年度、１２年度は６４歳ということになり、職員は年金受給年齢である６５歳に到達するまでに、それぞれ４年、３年、２年、１年という形で、定年後の期間が残ることになります。

この間は、どのような扱いになっていくのか、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君）　総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君）　総務課長、お答えいたします。

定年が６５歳に達するまでの期間に定年を迎えた方は、暫定再任用制度により任用できることとなります。

この暫定再任用制度については、定年引上げに伴い、定年が６５歳となるまでの経過措置として、運用が継続される制度であるため、現在の定年引上げ前の再任用制度を基本とした取扱となることが示されております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　現行の定年６０歳という条件下であれ、あるいは６１歳、６２歳と、順次延長された後であれ、定年を迎えた後、６５歳までの一定の期間は、再任用として勤務するケースでは暫定再任用と言われましたが、そういう形で勤務するケースでは、共に定年満了後の再任用ということで、暫定再任用ということになると。

一方で、定年が延長されたその期間内において、フルタイムではなしに勤務するケースでは、これはまた御答弁に従えば、定年前再任用ということで、一言で再任用といっても、２種類の形態が令和１３年度までは混在することになります。

そうしたとき、令和５年以前に定年退職された再任用の方々を含む暫定再任用の方々と、定年前再任用の方々との間には、どのような相違であるのか、両者の相違に基づく処遇上の違いがあるなら、その点、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君）　総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君）　総務課長、お答えいたします。

暫定再任用制度と定年前再任用短時間勤務制の相違点についてですが、両制度とも、現行の再任用制度を基本とした取扱であるため、給料や各種手当、年休等は同様であることが示されております。

以上です。

○議長（寺田公一君）　９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　ただいまの御答弁について、再質問ですが、再任用の方々は、暫定とつこうが定年前とつこうが、処遇条件は同じとのことです。

そうしたときに、これらの方々は、具体的にどのような処遇、条件で勤務されることになるのか、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君）　総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君）　総務課長、再質問にお答えいたします。

現在の週４日勤務の再任用の例として、お答えさせていただければと思います。

給与水準につきましては、再任用職員の職務の級の中で、２級として任用されており、給料月額は１７万２，１６０円となります。

次に、保険といたしましては、社会保険、雇用保険へ加入となります。

この社会保険につきましては、共済組合制度の適用拡大に伴い、本年の１０月、来月より市町村職員共済組合の保険へ移行となります。

また、各種手当につきましては、通勤手当、超過勤務手当、期末勤勉手当が支給されます。

年休につきましては、常勤職員の年間付与日数が２０日となっておりますので、勤務時間で案分して１６日を付与することとなります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　定年延長と銘打った実態は、そういうことです。６０歳を限界として、ごそっと７０％まで下がる。そうして、再任用で勤務するなら、勤務日数掛ける５分の１になって、また下がる。

週４日勤務なら、単純計算でいうなら６０歳のときの給与の５６％程度。たった１日減っただけで、これですかね。

先ほどの御答弁に従えば、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢層職員の能力、経験などを活用し継承していくなどと、うたい文句は立派でも、要するに６０歳以後は、新たな職探しに難渋するであろう労働者の弱みに付け込んだかのような、そういう体制があなたをお待ちしていますと。

羊頭狗肉と言うべきか、暗たんたる思いを抱かざるを得ないのですが。

次は退職金について、お尋ねいたします。

現在では、定年での退職金は、一律６０歳で支給されることになっているために、職員としては俸給表の到達点、原則的には、その職員にとって給与額の最上級の地点が規準となるのでしょうが、定年が延長された場合には、給与水準は大きく低下することになる。

仮にその人が６０歳以降、フルタイムで勤務した場合には、定年年齢が満期であれ、途中であれ、６０歳時の給与額の７０％でしかない。それがさらに定年前再任用短時間勤務制の場合だと、どれだけ減額されることになるやら、給与自体に大きな違いが発生する。

このように、定年延長に伴う処遇の大きな変動がある中で、退職金に関しては、その支給時期と算定基準となる金額並びに勤務年数に関して、どのような措置が講じられることになるのか、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君）　総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君）　総務課長、お答えいたします。

はじめに、退職金の支給時期について、お答えをいたします。

定年延長となった常勤職員の任用期間は、引き上げられた定年退職日まで継続することになりますので、退職手当の支給時期も同様に、引き上げられた定年退職日の翌月に支給することとなります。

また、定年前再任用短時間勤務制の職員につきましては、常勤職員としての退職の際に、それまでの勤務分の額を給付することとなっております。

次に、退職手当の算定基準となる給与月額について、お答えをいたします。

定年引上げに伴い給料月額が減額となりますが、算定基準給料月額の減額改定には該当しないとされておりますので、最高額が適用対象とされております。

退職手当の基本額の計算方法につきましては、最高額の給料月額に６０歳を迎える年度末までの勤続期間に応じた支給率などを乗じたものと、退職日の給料月額に６０歳を迎える年度末の翌

日から、退職日までの期間に応じた支給率などを乗じたものを加算して、算定することとされております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　これまでは、どちらかといえば、職員の方々の処遇に関わる事項について、質問しました。

まだまだほかにもいろいろあるのかもしれませんが、ほかの部分に関しては、条例案が提出された際にお尋ねすることとし、これからは、当面、浮かび上がってくる制度の周辺というか、制度の適用が全体にもたらすであろう事項について、２点お尋ねしたいと思います。

まず、第１は、定年延長に伴って発生することが想定される人員配置の問題です。

これからは、６０歳以上の方がフルタイム、定年前再任用短時間勤務、さらには暫定再任用という形で職場に残ることになり、全体的に見た場合、職員の高齢化が進むことになる中で、どこまで市役所職員の定数として算定され、新規採用の目安をどのようにつけていくことになるのか。

この９月号の広報すくもには、来年度に向けた職員募集の記事が掲載されていましたが、新規職員の採用数が大幅に減少するようなことになると、将来的には大きな問題が発生することが予想されるわけです。

その点、どのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長（寺田公一君）　総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君）　総務課長、お答えします。

まず、職員の定数算定についてです。

今回の改正で示されている内容に基づきますと、定年引上げに伴い、６０歳を超える常勤職員については定数条例の対象となり、定年前再任用短時間勤務職員については定数条例の対象とはなりませんが、常勤職員と区別して、別途管理する必要があると示されております。

また、暫定再任用制度に基づき採用される職員につきましても、これまでも再任用職員の取扱と同様、常勤の再任用職員は定数条例の対象となり、再任用短時間勤務職員は定数条例の対象となりませんが、定数前再任用短時間勤務職員と同様に、常勤と区別して、別途管理する必要があると示されております。

次に、新規採用についてですが、地方公共団体において、質の高い行政サービスを安定的に提供する体制を確保するには、定年引上げ期間中においても、一定の新規採用職員を継続的に確保することが必要であり、毎年、退職者の補充を行うことを基本とした、従来の採用とは異なる対応が必要となることが想定されるべきである、というふうに示されております。

本市におきましても、新規採用職員の確保に当たっては、職員の年齢構成や退職者数の見通しを踏まえた中、中長期的な観点から定数管理する必要があり、これから定年引上げ期間中においても、適正な定員管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君）　９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　６５歳定年が定着するまでの期間はもちろん、それ以降も現在とは違う形で、大きな影響を受けることになりかねない。ひょっとしたら、職場を失いかねないと危惧される方々がいます。

それは、会計年度任用職員として勤務されている方々です。

理論的に考えるなら、定年の延長に伴って、職員ＯＢ、ＯＧである方々が職場に残ることによって、人員としての圧迫を受けるのは、正規の職員より以上に会計年度任用職員として勤務

している方々になるのではないか。

例えば、保育園のように、現在、保育士として資格を持った有資格の会計年度任用職員と、無資格の補助員という形の会計年度任用職員、つまり２種類の会計年度任用職員と正規の職員とによって、職場が構成されているような場合、この定年の延長に伴って人的な圧迫を一番大きく受けるのは、有資格の会計年度任用職員の方々ということになりはしないか。汎用性の高い、つまりあちこちの職場へと転用が行いやすい事務系などのケースなら別として、その職務内容が限定的、専門的である場合、ほかへの転換がきかないようなケースでは、職場内での員数の圧力が高まることによって、弱い立場の方々が追いやられることになるのではないのか、その点が気になります。

会計年度任用職員が、市町村職員の４割以上を占めるなどという数値がある中、この臨時職員採用に発する会計年度任用職員という制度は、つまり臨時職員採用、当初そうであったものが、会計年度任用職員という形に改まってきた、この制度は、正規の職員を増やすかわりに、不安定で低い条件下におかれた労働者、つまり官製のワーキングプアを爆発的に増加させた、日本社会における大きなマイナス要因としての現実がある反面、それでも一つの就業の機会として機能してきた側面があるわけです。

会計年度任用職員の方々の中には、それを人生のさらなる段階へ進むためのステップとして活用される方々がある反面で、局限された選択肢の唯一のよりどころとして、境遇の弱さをかこちながらも職務そのもののやりがいを原動力に、長年にわたって契約の更新を繰り返す形で、会計年度任用職員という形での勤務を選択されてきた方々もあるわけです。

市として、この点をどのようにお考えなのか。定年延長に伴う人員の増加分と会計年度任用職員の競合の可能性について、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君）　総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君）　総務課長、お答えいたします。

今回の法改正の趣旨からも、定年延長制度は全国的に取り組んでいくものでございます。

このことからも、先ほど、御質問でお答えしました新規採用への影響と同時に、現行の会計年度任用職員の採用数に関しても、一定の影響が出ることは想定されます。

他方、現行の社会情勢から、デジタルトランスフォーメーションの導入による職員数の減員など、今後、自治体の職員数は大きく変わる可能性がございます。

そのようなことから、今回の定年延長制度のみならず、様々な社会情勢が変化していく状況下では、会計年度任用職員の雇用についても、今後どこまで影響が出るのかは、見通しが立ちませんが、制度導入後も状況を見極めながら、適正な職員配置に努めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　これまで私は、保育園勤務の方々を中心に据えながら、臨時職員さらには会計年度任用職員の処遇に関する質問を重ねてまいりましたが、ただいまの御答弁には、全く返す言葉もありません。これはぐうの音も出んわ。

という形で、来年度から開始される公務員の定年の延長が、これらの方々のみならず、今後の私たちの社会にどのような反動をもたらすことになっていくのか、大きな不安を抱かないではいられないと申し上げて、次の質問に移ります。

森林環境譲与税の用途について、という質問ですが、これまでも一般質問、議案質疑等で、

再三にわたって取り上げてまいりましたが、令和元年度から順次、地方自治体への配分という譲与が進められ、事業の展開が進められている森林環境譲与税に関して、今回は基本的な事項の確認を行いながら、特にその用途に留意した形での質問を行いたいと考えます。

森林環境譲与税は、森林環境税として、国民への課税が開始されるのは令和６年度からであるにも関わらず、令和元年度から先取りして地方自治体への譲与が開始された。

その上に、当初は、約６００億円の税収見込みに基づいた試算によって、長期にわたって段階的に増額され、各地方自治体への満額支給は令和１５年からと想定されていたものが、財源の変更を行うことによって大きく前倒しされて、令和６年度にはほぼ満額に近い額が各自治体に譲与されることとなった。

このことは、森林環境譲与税の整備、管理に向けた政府の意欲をうかがわせる反面、地方自治体側にすれば、それ自体、財源の拡大という意味では、ありがたいことであるにも関わらず、当初の計画では緩やかに設定されていた準備期間が、大きく短縮される形となって、対応能力という点で、十分な準備も整わない中で全力疾走を求められるような形となってしまった。

それが、今の現実だろうと、私は考えるわけです。

森林環境譲与税の本来の意図を十全に生かし得るだけの事業展開を、各自治体がどこまで迅速かつ効果的に実行できるのか。言うならば、各自治体の能力が試されている中で、特にここ数年の間に構築される事業の方向性には、非常に重要な意味が込められていることとなります。

そこで質問に入りますが、市として、この森林環境譲与税の活用をどのように行おうとしているのか。また行ってきたのか。

令和元年度、１，８１７万７，０００円から始まって、２年度及び３年度、各３，８６２万５，０００円。４年度と５年度は、４，９９８万６，０００円。さらに、６年度以降は、６，１６４万６，０００円が予定されている、この財源の活用に関する基本的な方向性について、まずはお尋ねいたします。

○議長（寺田公一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君）　産業振興課長、お答えいたします。

森林環境譲与税の使途として、主に４つの活用項目があります。

森林経営管理法に基づく森林管理システムの構築や、森林資源の掌握と活用などの森林整備に関すること。新規就業者等の林業従事者の育成・支援など、人材育成に関すること。地元産材を活用した木材の利用に関すること。木育イベントや環境教育などの普及啓発に関すること、となっており、宿毛市におきましても、この４項目を基本として活用することとしております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　森林環境譲与税の使途については、毎年度、報告が義務づけられているために、当宿毛市でも、現時点ではインターネット画面を通じて、令和元年度と２年度分の事業費と、その概略の内容、歳入歳出の状態などが見られるようになっています。

この報告書を拝見すれば、各年度ごとにどのような活動が行われてきたのかが分かるようになっていますが、令和３年度、あるいは４年度を含めて、ただいま申し上げましたように、元年度と２年度しかインターネットありませんので、具体的にどのような活動が展開されるようになってきたのか、ただいま御答弁いただいた基本的な方向性の範囲内で、どのような活動が展開されるようになってきたのか、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君）　お答えします。

森林整備につきましては、令和元年度から森林経営管理事業を実施し、所有者確認や意向調査等を実施しております。

人材育成については、今年度から宿毛市林業担い手育成支援事業を開始し、新たに林業を開始したい方の支援制度を創設しました。

木材利用や普及啓発については、令和２年度から、本市で生まれた乳幼児に対して、地元産材を利用した乳歯箱のセットを配布する事業を行っております。

また、新庁舎建設に係る木質化にも活用いたしております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　ただいま御答弁いただきました１項目めの、森林整備、森林経営管理事業の、いわば主軸となっている委託事業について、どのようなものがあるのか、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君）　お答えいたします。

令和元年度は、還住薮地区において、意向調査の事前準備調査及び意向調査を森林組合へ業務委託し完了、令和２年度及び令和３年度には、都賀川地区、京法地区、奥奈路地区の事前準備調査を森林組合に業務委託し、完了しております。

今年度につきましては、意向調査及び境界明確化調査を委託予定としております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　ただいまの御答弁では、還住薮では事前準備調査及び意向調査、京法、都賀川、奥奈路では事前準備調査という形で、委託された調査の名称には２種類があるようですが、その内容の違いについて、再質問を行います。

○議長（寺田公一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君）　再質問にお答えいたします。

事前準備調査につきましては、意向調査の準備として、登記簿等の書類により区域の面積、樹種、森林所有者等の森林情報の収集を行い、意向調査の実施の要否や、優先度の検討などを森林組合に委託をして調査を行っております。

意向調査につきましては、事前準備調査をもとに、山林所有者に対して所有する森林の管理について、御自身で管理をしたいのか、市に管理を委託したいのか等の意向を調査するものとなっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　さらに、もう一度、再質問になります。

これらの調査の結果が、どこまで対象地区の山林の経営管理に関係することになるのか。これまで調査を行った各地域では、必要なデータ収集が完了し、すぐにも経営管理の作業にかかれることになっているのかどうなのか、その点お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君）　再質問にお答えいたします。

意向調査を終えた段階で、そのまますぐに経営管理の施業に移れるということではございません。

例えば、経営管理を市へ委託する意思の確認ができた森林に関しても、国土調査が終わっていない山林につきましては、境界明確化などの調査を行うなど、次の段階へと作業を進めていくこととなります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　先ほど答弁の中に、一部ちょっとは出てきているんですけれども、何かこれまでの御答弁に従えば、次々と年度を追って異なった地域への移転という、面的な拡大がなされている。

今後も、調査対象となる地域を広げながら、事業の面的な拡大が進められることになるのだろうと思うのですが、これらの面的な広がりを横向きの拡大とするときに、その地域地域での活動内容の深まりという、縦方向の展開が問題となってきます。

そこにある山を、単なるべたっとした山というだけではなしに、森林経営管理の活動が展開される現場、つまり活動のフィールドとして整備していくためには、当然、超えなくてはならない様々な課題がある。

そうして、それぞれに対応したステップが存在し、目的の達成に向けての戦略が不可欠となるわけです。

これまでの説明で、事前準備調査と意向調査という形での初期段階での調査と、その後の境界明確化といった形で、一応のステップは理解できるわけですが、全体として、どのようなステップを考えておられるのか。この点は、以前、平成３０年の９月議会での私の一般質問に対して、中平市長は、実施メニューや事業の洗い出しを早急に行い、目標値や達成状況の数値化など、進捗管理を確認できる工程表を作成いたしまして、ＰＤＣＡサイクルにより各種事業を実行していきたいと、そのように考えているところでございますと、このように御答弁をいただいているのですが、事業が既に始まって、動き出している現在、森林経営管理の事業としての展開に向けた縦方向への戦略、ステップについて、どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（寺田公一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君）　お答えします。

先ほど、一部御説明いたしましたが、森林整備の事業化までには、事前準備、意向調査、場合によっては境界の明確化という作業を行った後で、集約化の工程が必要となるために、集約化プランの作成、集積計画等の作成という段階を経ることとなります。

そのため、事前準備の終わった地区については、速やかに意向調査、明確化を行うことが重要であり、いち早く経営管理施業を行える状態にすることが必要と考えます。

基本的には、このような段階を経て事業を進めることとなるのですが、国土調査の完了している地域については、事前準備調査や境界明確化調査が省略できるなど、作業工程の簡略化が可能であり、令和３年度からは、中山地区を対象として、直営で意向調査を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　山林に直結する調査の段階では、境界明確化など、なかなかの難問が控える中、最終段階においては、ただいま御答弁いただいた集約化プランの作成、集積計画等の作成というステップを通じて、事業体による開発になじむものか、あるいは市が直接的に管理を行っていくものかの分類がなされることになろうかと思うのですが、少し気になることがあります。

それは、去る３月議会の議案質疑で御説明いただいた、幡多地域森づくりセンターの問題です。

これは、まだ今年度、つまり令和４年度予算で始まったばっかりの事業であり、いわば、まだほやほやの事業という関係で、成果云々どころか事業開始に向けての進捗状況について、お

尋ねするべき段階でしかないのかもしれませんが、本年３月議会における私の議案質疑に際しては、この今年度、幡多６市町村で設立する一般社団法人幡多地域森づくりセンターに対する期待が、これ以上ないほどに膨らんだ御答弁であったように思われて、果たしてそんなにうまくいくのだろうかと、かえって心配になったくらいです。

というのは、質疑に際しての御答弁に従えば、各市町村は、整備対象森林の集約化プランや集積計画の作成等を、この新設される森づくりセンターに委託することとなっている、ということは、先日の各市町村レベルでの調査等の結果を受けての、次の段階へと進めるためには、この森づくりセンターによる作業が不可欠となっている。

そのために、逆をいうなら、このセンターへの作業の集中がネックとなって、各自治体の事業は、一切、先へ進まないなどという事態に陥ることになりはしないか。

また、年間総額１，４００万円、当市の案分額２８８万６，０００円で始まった負担金とは別途に、委託費として新たな負担が発生する、そういうことになりはしないか。その点、市として、どのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君）　産業振興課長、お答えいたします。

幡多地域森づくり推進センターの業務としましては、集約化プラン、集積計画等の作成の要請を各市町村から受け、支援していくことを主としております。

今年度、事務局長１名、職員１名の２名体制で開始しましたが、事務局職員の人件費や事務費などの運営経費を、各市町村で負担する取り決めをしており、業務量に応じた委託費は、発生いたしません。

また、現段階の各市町村の進捗状況からの見込みでは、対応可能とのことであります。しかし、今後の各市町村からの委託件数が大幅に増加し、職員を１名増員しての対応が必要となった場合には、負担金増額につきまして、予算計上させていただかなければならない可能性はございます。

また、センターで作成する集約化プラン等の基礎となる各市町村で実施する境界明確化や、林況調査等の成果品について、様式の統一化の合意に至りましたので、これにより、センターの業務効率が格段に改善されることになります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　この幡多森づくりセンターの問題もさることながら、境界明確化という、本当に手つかずできた大きな問題がある。この山林のフィールド化という、なかなか前途多難ではないのかということを心配するわけなんですけれども。

このフィールド化の問題は、これまでとして、次にこの作業を実施する人材、つまりプレイヤーとしての、プレイヤーの確保という問題について、お尋ねしたいと思います。

森林環境譲与税を財源として実施されている、またされてきた人材育成のための事業には、どのようなものがあるのか、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君）　お答えします。

令和３年度以降は、新たな林業の担い手となる小規模林家の支援を目的とした、宿毛市小規模林業総合支援事業費補助金、令和４年度には、林業事業体等への就業の促進と、小規模林家の育成・確保を目的とした宿毛市林業担い手育成支援事業費補助金制度を創設し、担い手の人材育成に努めております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　関連で、再質問を行います。

この森林環境税に基づく事業は、地方自治体が主体となって実施することとなっている。とはいえ、自治体自体の能力を考慮すれば、ほとんど全ての面において、何らかの組織や事業者への委託が主体とならざるを得ないということもあるわけです。

林業事業体で働く方の増員や、能力の向上も不可欠であると同時に、事業体以外の市が直接的に関与しなくてはならない山林の整備、管理の人材は、どのように確保していくつもりなのか、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君）　再質問にお答えいたします。

自然的条件に照らして、林業経営に適さない等の経営が成り立たない山林や、小規模な山林の整備については、まだ具体的な内容を検討する段階には至っておりませんが、やがて市が自ら整備をする必要がある山林も出てきます。

宿毛市では、これまですくも森林塾開催や、地域おこし協力隊の活動などを通じて、自伐型林業による森林整備の普及にも取り組んでまいりました。例えば森林塾や地域おこし協力隊の卒業生による、自伐型林業の手法を活用した森林整備や、林業の地域おこし協力隊のフィールドとしての活用を通じた整備等ができるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　この人材育成に関連した事業の予算については、以前、令和３年６月議会で触れさせていただいたことでもあるのですが、応募者の数であったりフィールド確保の程度であったり、不確定な部分がかなりある反面で、利用者の重層化が進むような事態になれば、予算規模の拡大が必要となる可能性も秘めている。

幸いなことに、森林環境譲与税というのは、基金積立金として、予算の未消化になった部分など積み立てて使うことが可能であり、その分、非常に使い勝手のいい部分があるわけです。

もちろん、その使途については、毎年度、報告書の提出が義務づけられていて、歳入歳出と共に公開され、積立金がどの程度あるのかも、一目瞭然となっていて、当市では、令和元年度積立金９４２万９，０００円。２年度、７６５万５，０００円となっていますが、令和３年度の決算では、どのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君）　産業振興課長、お答えいたします。

令和３年度決算で、基金残高２，９５２万円となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　インターネットの記事によれば、この森林環境譲与税、地方自治体によっては５０％も使われていないという現状があって、見直しを迫る動きがあるように伝えられていました。

大都市圏の山林の乏しい都府県の自治体よりも、実際に山林を抱えている地方への配分を増やすべきだなどという、多くの山林を有する地域にとっては、建設的なお話ならばましなのですが、どうもそうとばかりはいえない状況にあるようです。

行政機関というのは、予算単年度主義に慣れているせいか、この積立金が増えていくということを、まるで恥ずかしいことででもあるかの

ように考えている。何とか早く消化したい。まるで懐に入ったムカデを追い出すみたいに、積立金の消化に躍起になってしまう傾向があるのではないだろうかと。そうして、初期の準備段階での停滞や足踏みからくる積立金の拡大分を、誤った方向に使ってしまって、後々、元も子もない状態で破綻を来す、そんなことを、横合いながら、私個人としては心配せざるを得ない面があります。

この６月、林野庁から、森林環境譲与税を活用して、実施可能な市町村の取組の例について、という文書が発出されました。

それに従えば、先ほど、冒頭、御答弁いただきました１、森林整備、２、人材育成、３、木材利用、４、普及啓発と、４項目がある中で、１の森林整備の項目には、人工林の整備等、路網の整備、鳥獣被害・森林病害虫対策、災害対策、計画策定・森林情報整備等といった項目が掲げられ、それぞれ細かな内容が掲げられてある中で、いうならば、これまでほかの財源によって実施されてきた項目や内容までも包含され、用途の拡大が指示されているような印象をぬぐえない形となっているわけです。

本来の目的である、経営管理が適正に行われていない放置状態にある山林の整備という領域を超えた用途の拡大が盛り込まれて、森林整備に係る補填財源としての使用を認める、勧めるかのごとき内容に、私は一種唖然とするとともに、お得意の資金の流用、また始まったかと、そういう思いを抱かないではいられません。

宿毛市として、この森林環境譲与税の使途を補填財源として使用することなく、本来の目的である未整備森林の適正な経営管理と整備に向けて、活用するだけの活動基盤を築いていくことが不可欠だろうと思うのですが、市としての基本的な姿勢を確認する意味で、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　市長、山戸議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

るる山戸議員のほうから、森林環境譲与税について質問をいただいたところでございます。

山戸議員おっしゃるとおり、国民の皆様からいただいたお金でございます。そういった貴重な財源である森林環境譲与税は、先ほど、担当課長からも答弁させていただきましたように、森林経営管理法に基づきまして、未整備の森林の適正な経営管理、こういったものを整備するといったのが中心にございます。

宿毛市といたしましても、こういったものをしっかりと中心に置きながら、その一方、この積立金に関しましては、世論もこれから税金を取られるという立場で国民の皆様方からいろいろ注目も浴びて、いろいろな御意見もいただいているところでございます。

やはり宿毛市にとりましても、森林というのは、本当に大きな財産だというふうに考えておりまして、そういった形の中で、基本的な活用項目にものっとった中で、環境問題であるとか、それから人材育成であるとか、いろいろな形で、しっかりと使っていきたいというふうに考えているところでございます。

ただ、先ほども申しましたように、中心にあるものは、この未整備地区の森林の整備でありますので、その辺りを間違うことなく、しっかりとそういった形でお金を使わせていただきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　９番山戸　寛君。

○９番（山戸　寛君）　まだまだ始まったばっかりで、それぞれに手探りでの活動展開が行われている中、少しでも早く、確固とした戦略に基づいて、長期的な視野に立った活動が定着することを御期待申し上げて、私の一般質問を終

了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（寺田公一君）　この際、午後１時３０分まで休憩いたします。

午前１１時５６分　休憩

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

午後　１時３０分　再開

○副議長（髙倉真弓君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

１１番野々下昌文君。

○１１番（野々下昌文君）　こんにちは。公明党の野々下でございます。ただいま副議長よりお許しをいただきましたので、一般質問を行いたいと思います。

昭和２０年の終戦から７７年がたちました。こうしているときにも、ウクライナとロシアで命が失われている戦いが起きている現実がございます。

少しでも早い終息を願っておりますし、どのような正義であれ、犠牲になるのは住民の安全と命。守られるべき人が守られないようになる戦争を許すことはできません。

きょう、こうして市民の幸せのために議論できるのも、平和であればこそであります。世界平和を心から祈りながら、通告に従いまして質問を行います。

まず、はじめにヤングケアラーの実態について、お伺いをいたします。

この問題は、昨年の６月議会で取り上げましたが、取り巻く状況、環境等が変化してきましたので、再度、取り上げさせていただきたいと思います。

早速質問に入ります。

子育て世帯が親の介護をするダブルケア問題、高齢の親が中年の子を支える８０５０問題、そして、１８歳未満で大人が担うようなケア、責任を引き受け、家事や家族の世話・介護にあたる子供のヤングケアラー問題、様々な複合的な支援が必要な時代となってきております。

その中でも、本人の自覚がないまま重い負担がかかり、学業との両立が難しくなるなど、子供自身の権利が守られない状況が懸念され、その境遇により将来の夢を諦めざるを得ないヤングケアラーの実態について、質問させていただきます。

ヤングケアラーとは、法律上の定義はございません。本来、大人が行っている家事や、家族の世話などを日常的に行っている児童のこととされております。

具体例として幾つか紹介をいたしますが、障害や病気のある家族にかわり、買い物、料理、掃除、洗濯などの家事をしている子供や、家族にかわり幼い兄弟の世話をしている子供、親が精神疾患、アルコール依存症、薬物などの問題がある家族に対して対応している子供。

認知症、寝たきりの家族への介護や見守りを長時間している子供等が、ヤングケアラーと呼ばれております。

深刻な子供は、学校に通えない。友達と遊べない。子供らしい暮らしができず、大変つらい思いをしながら生活をしております。

ヤングケアラーの背景には、少子高齢化や核家族の進展、共働き世帯の増加、家庭の経済状況の変化といった、様々な要因がございます。

こうした中で、ヤングケアラーは年齢や成長の度合いに見合わない重い負担や責任を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題がございます。

その心身の健やかな育ちのためには、関係機関、団体がしっかりと連携し、ヤングケアラーの早期発見、支援につながる取組が求められております。

厚生労働省は、本年の４月７日にヤングケアラーについて、はじめて小学校６年生対象の実

態調査の結果を発表しました。

約１５人に一人に当たる６．５％が世話をする兄弟、家族がいると回答し、このうち、家族の内訳で兄弟が一番多く、１日に７時間以上世話をしていると答えた割合は、７．１％ありました。

世話をする家族がいる児童は、いない家族よりも欠席、遅刻、早退をすると答えた割合が高いという結果が出ております。

これで、昨年からの調査でヤングケアラーの割合は、中学生５．７％、高校生４．１％、大学生では過去に世話をしていたを含めると、１０．２％。このうち、家族内訳では、兄弟、母親に対して、世話をしているのが多いという調査結果となっております。

これにより、今後、政府は、今年度から３年間を集中的な取組期間と位置づけ、法制化の必要性や、実態調査の強化を進めていく方針であります。

こうした動きから、既に岡山県の総社市、三重県の名張市、北海道栗山町、埼玉県など全国の各自治体でも、ケアラー支援条例の制定や、また奈良県、大阪市、神奈川県藤沢市においては、独自で実態調査が実施され、子供たちの夢や希望を守る活動が活発化しております。

そこで、本市におけるヤングケアラーの実態について、お伺いをいたしますが、昨年６月議会での答弁の中で、ヤングケアラーの実態については、本市では調査はしていないが、ヤングケアラーの早期発見と実態の把握のため、関係機関と連携していくということでした。

実態は把握できていないと適切な支援にもつながりませんし、昨年の質問時から１年余りが過ぎましたが、現時点で、本市ではヤングケアラーの実態を把握できているのか、お聞かせください。

また、多くの自治体における実態調査の結果や、ケアラー支援条例制定を見て、本市の率直な感想をお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（髙倉真弓君）　市長。

○市長（中平富宏君）　野々下議員の一般質問にお答えをします。

大変難しくて、そして大変重たい問題だというふうに思います。

皆さんも御存じのように、ケアラーというのは介護者のことでありまして、その名のとおり、ヤングケアラー、若い人が介護をしなくてはならない、介護者にならなくてはならない、といった問題であります。

現在、宿毛市として、実態調査のほうは、独自としての調査というのは、できていない状況でございます。若い子供たちが、自分がどのように家庭内で、例えば親と関わっているのか、それが実際、ヤングケアラーに当たるのかどうか、そういったのを調査といいましても、なかなかアンケートを取るのは簡単ではございますが、その中で、どこまで、実態を掘り起こしていけれるのか、そういったこともしっかりと考えながら、当然、よその実情というのも見ないといけないわけですが、何よりもそういった状況になっている子供たちを助けるために、宿毛市としては何をすべきなのか。形だけではなくて、内容のあるもの、そういった取組が必要だというふうに心から思っているところでございます。

今年度、６月から７月にかけまして、県内の中高校生約３万５，０００人を対象に、高知県でありますが、県による中高生の生活実態に関するアンケート調査が実施をされました。

調査結果の公表につきましては、１０月の中旬頃の予定となっておりまして、市町村別の集計も行うと、そのように聞いておりますので、この結果をもとに、本市の現状を一定、把握はできるものというふうに考えているところでご

ざいます。

ヤングケアラーに関する調査や支援については、国による財政支援がされているところでありますので、今後も県の取組と並行して、本市の状況に応じて、必要な支援を検討していかなければならないというふうに思っておりまして、この中で先ほど言いましたように、しっかりとその子供たちが、実際どういう状況なのか、いろいろな機関と連携をしながら、調べていきたいというふうに思っております。

また、このケアラー支援条例制定につきましては、こういった県の調査結果等を踏まえ、また先ほど、総社市であるとか各自治体の条例の制定、またそういった自治体の首長さんたちとも、日頃より連携をもって、仲よく取組をさせていただいている関係の自治体も多うございますので、実際、その条例を制定したことによって、どのように子供たちを助ける結果になっているのか、そういったのをしっかりと見極めながら、条例制定に向けて検討を進めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（髙倉真弓君）　１１番野々下昌文君。

○１１番（野々下昌文君）　よろしくお願いをいたします。

このヤングケアラーにあたる者は、私の身内にもおりましたが、その方いわく、自分の家族だし、当たり前のことだと。だからやっていたと。それほど負担と感じなかったと言っておりました。

昔は、今ほど介護保険等のサービスが充実しておらず、兄弟とか家族が大勢いて、子供が家族の世話をするのは当たり前だというふうなことがあったかもわかりませんが、現状のヤングケアラーの実態、非常に多様化して、その背景として核家族の割合が高くなったり、あと後期高齢者の人口が急激に増えているという要因もあると思います。

また、ヤングケアラーは、本人の自覚がなかったり頑張り過ぎたり、そもそも相談するところがない。誰に相談していいか分からないということで孤立してしまい、表面化しにくく、実態を把握することが難しいと言われております。市長の今、言われたとおりでございます。

大変な子供になれば、家族の食事、排せつ、入浴、あと口腔ケアや服薬の管理とか、全てのことをやっている児童もおり、当然、そういうところには行政が支援するべきだと思います。

国も、これから法制化の動きもありますし、宿毛市におきましても、しっかりと注視しながら、実態把握に取り組んでいただきたいと思います。

次に、ヤングケアラーの理解促進について、お伺いをいたします。

厚生労働省は、令和５年に向けて、ヤングケアラーの支援体制を強化するため、実態調査、または福祉、介護、医療、教育等の関係機関、要保護児童対策地域協議会構成機関も含め職員が、ヤングケアラーについて学ぶための研修等を実施する自治体に対して、財政支援の充実を行うことが発表されております。

本市においても、ヤングケアラーについての早急な理解促進が必要であり、研修等の計画的な取組も必要ではないかと考えます。

ヤングケアラーについて、子供を含め広く周知をする必要があると考えますが、どのような周知啓発を考えておられるのか、また相談窓口はどこで受け付けていくのか、お伺いをいたします。

○副議長（髙倉真弓君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（朝比奈淳司君）　福祉事務所長、お答えいたします。

ヤングケアラーについての周知啓発につきましては、児童虐待防止推進月間に合わせて、１

１月の広報に児童虐待防止とヤングケアラーについて掲載するとともに、市内小中高等学校や公共施設に、厚生労働省が作成した啓発ポスターの掲示を依頼する予定です。

また、県が実施したアンケート調査も、調査対象となった中高生と保護者が、ヤングケアラーを認識する機会になったのではないかと思っております。

現在、県が作成した啓発ＣＭも放送されておりますが、今後も様々な啓発媒体を活用しながら、ヤングケアラーに対する理解が広がり適切な支援が届くよう、県とも連携しながら周知啓発に努めてまいります。

相談窓口としましては、児童に一番身近な教育機関や高知県心の教育センター、文部科学省が開設している２４時間子どもＳＯＳダイヤル、児童相談所等があり、県が作成している啓発チラシで周知されているところです。

宿毛市の相談窓口としましては、要保護児童対策地域協議会の調整機関である福祉事務所子育て推進係でございます。

以上でございます。

○副議長（髙倉真弓君）　１１番野々下昌文君。

○１１番（野々下昌文君）　ありがとうございます。よろしくお願いしたいと思います。

様々な媒体を利用して、啓発に努めていくということでございますので、よろしくお願いいたします。

ちなみに、厚生労働省は、令和５年に向けて、ヤングケアラーの支援体制を強化するため、実態調査、または福祉、介護、医療、教育等の関係機関、要保護児童対策地域協議会構成機関も含む職員が、ヤングケアラーについて学ぶための研修を実施する自治体に対して、財政支援の拡充を行おうとしております。

実態調査・把握することに対して、国が２分の１が３分の２に拡充され、実施主体は２分の１から３分の１へと拡充される方向であります。

また、関係機関の職員の研修に対しては、同じく国が３分の２、自治体が３分の１に拡充するとしております。

ヤングケアラーというのは、まだまだ社会的認知度が低いといわれております。これから周知啓発をしっかりしていただきたいと思います。そして、これから研修とかを開催をしていただいて、ヤングケアラーに関する認識をさらに深めていただいて、そして各関係機関の窓口におきましても、ヤングケアラーの視点を持ちながら、対応をしっかりしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

続いて、学校の取組について、教育長にお伺いいたします。

ヤングケアラーの全国の実態調査から見ても分かるように、世話をしている家族が兄弟、親で育児、家事、介護のケアをしているというケースが多いのが分かっております。

しかし、デリケートな問題があり、なかなか相談できずに表面化しにくい傾向があるといわれております。

学級担任、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、日頃より子供たちの様々な悩みに対して、見守りや支援を行っていただいておりますが、学校現場では、どのように早期発見に向けて取り組んでおられるのか、お聞かせください。

○副議長（髙倉真弓君）　教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君）　学校教育課長、野々下議員の一般質問にお答えいたします。

ヤングケアラーにおける学校の取組についての御質問でございます。

学校におきましては、学習面や生活面、家庭環境により支援が必要な児童生徒、また不登校

や悩みを抱え、しんどい思いをしている児童生徒等を支援対象とし、学校全体で情報を共有し、組織的かつ効果的に支援することを目的としまして、月に１回、校内支援会議を実施しています。

その中で、ヤングケアラーを含め、特に支援が必要な児童生徒につきましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えたケース会議等を行い、具体的な役割分担やサポート体制の構築を図るとともに、関係機関と連携しながら、家庭や子供への支援に取り組んでいるところでございます。

また、今後は、県が実施しました県内の中高生を対象とした、インターネットを通じた実態調査の結果が公表される予定となっておりますので、その中で、現状を把握し、ヤングケアラーとして苦労している児童生徒に寄り添いながら、実情を把握するとともに、その課題を共通認識し、関係機関と連携しながら支援策を講じていく必要があると考えております。

以上でございます。

○副議長（髙倉真弓君）　１１番野々下昌文君。

○１１番（野々下昌文君）　よろしくお願いをいたします。

いろいろな取組をしながら、家庭や子供への取組をしていただいているということですが、ひょっとしたら不登校とか、早退、遅刻といったところで、ヤングケアラーが関係しているかもわかりませんので、学校の現場でも、ヤングケアラーの視点を持っていただいて、取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

続いて、様々な関係との連携について、お伺いをいたします。

現在、ヤングケアラーについて、担うところは子育て推進室や学校教育課があると思いますが、長寿政策課や地域包括支援センター、福祉事務所などが連携していく必要があるのではないかと考えます。

介護保険事業所や障害者相談支援事業所などが、ケアプランや支援計画を作成するに当たって、ケアマネジャーが利用者の身体の状況や、課題などを把握するアセスメントを行いますが、そのようなときに、介護者がヤングケアラーということに気づくこともあろうかと思います。

ケアマネジャーだけでなく、病院、訪問看護ステーションや、訪問介護、通所介護などが関わることによって、実態の把握ができるのではないかと思います。

介護や福祉などの様々な関係機関との連携について、所見をお伺いいたします。

○副議長（髙倉真弓君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（朝比奈淳司君）　福祉事務所長、お答えいたします。

関係機関との連携につきましては、地域の全ての子供やその家庭、及び妊産婦等の多種多様な相談に対応するため、令和２年度に設置しました子ども家庭総合支援拠点が、要保護児童対策地域協議会の調整機関の機能を担っておりますことから、協議会構成機関である児童相談所をはじめ、医師会、社会福祉協議会、教育機関、警察署等、２１機関との連携の充実に取り組んでいるところです。

ヤングケアラーの課題は、家庭内での問題であることから表面化しにくく、先ほど、野々下議員が御指摘されたとおり、介護や医療で家庭に介入する機関が問題に気づくこともあるため、教育機関だけではなく、介護や医療、障害福祉に関する機関等との連携も重要であると認識しております。

先日も、学校から相談を受けた地域包括支援センターからの情報提供により、児童が所属する学校と、介護支援で関わっている地域包括支援センター、母子保健担当部署の健康推進課と

福祉事務所の４者で、各機関が把握している情報を共有し、対象児童とその家庭に対する支援について、検討した事例がありました。

児童や家庭に関わるそれぞれの機関が、支援が必要な児童ではないか、と気づける視点を持ち、気づいた機関が声を上げ、関係機関での支援につなぐことができるよう、ヤングケアラーに関する周知啓発や情報共有を図りながら、関係機関との連携を密にし、切れ目ない支援ができるよう、取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長（髙倉真弓君）　１１番野々下昌文君。

○１１番（野々下昌文君）　先ほど言われた、各関係機関としっかりと連携をしていただいて、見逃さないようにお願いをいたします。

ヤングケアラーの実態については、把握するときに、ケアマネジャーに協力してもらうということは、全国的に、それぞれの自治体で広がっておりまして、それだけケアマネジャーというのは、家族とか本人に密接に関わりますし、ヤングケアラーの実態を把握できているのではないかと思います。

本当に子供たちのＳＯＳを、安心して受けることができる支援体制とか、環境をつくることというのは、非常に重要だと思っております。

まずは、しっかりと実態把握に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

続いて、学校のＩＣＴ化における子供の健康面の配慮について、お伺いをいたします。

コロナ禍において、ＧＩＧＡスクール構想が加速される中、本市におきましても、さらにＩＣＴ教育が進化されるということを期待をしております。

しかし、一方で、児童生徒一人１台端末の環境下で懸念されることは、子供たちへの心身の健康面についてだと思います。

特にＩＣＴ化における子供の目の健康の予防について、お聞きをしたいと思います。

文部科学省の令和元年度の学校保健統計調査によると、裸眼視力１．０未満の児童生徒は増加傾向にあり、小学校で３４．５７％、中学校５７．４７％、いずれも過去最高となっているといわれております。

学校現場では、ＧＩＧＡスクール構想による一人１台端末の学びがスタートしており、また文部科学省では、学習用のデジタル教科書についても、紙の教科書のよさや役割を踏まえつつ、普及促進を図ることとされております。

加えて、この３０年ほどでパソコン、ゲーム機が普及し、さらに各世帯ではスマートフォン保有率は８０％以上に達するなど、スマホやタブレットが急速に暮らしに浸透したため、かつてないほど、近くを見る生活になっているといわれております。

それによって、目の進化は時代の変化に追いついていっていないとも言われております。近視によって、さらに深刻な病気のリスクは高まる恐れが指摘をされております。

最近の研究では、強度の近視による発症リスクは、緑内障が３．３倍、水晶体が濁る白内障が５．５倍、網膜が剝がれて視野が欠けたりする網膜剥離が２１．５倍とされております。

さらに、近視などによる視力の低下が、目とは直接関係がなさそうな、様々な病気と関係するという研究も報告されているようであります。

そこで、児童生徒の視力の現状についてですが、このような、今のような情報の活用と合わせて、児童生徒の日常生活においても、睡眠時間の変化、眼精疲労、ドライアイや視力低下の有無やその程度など、心身の状態についての状況把握を行い、児童生徒と保護者が各家庭でしっかりと目の健康管理ができるように取り組むことは、大切かと考えます。

そこで、本市の児童生徒の視力の現状について、お伺いをいたします。

○副議長（髙倉真弓君）　教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君）　お答えいたします。

本市分の統計結果はございませんが、国の令和３年度学校保健統計調査速報値によりますと、全国では、裸眼視力１．０未満の割合は、小学校３６．８７％、中学校６０．２８％と、年齢が高くなるにつれて、おおむね増加傾向となっております。

なお、高知県の令和３年度の結果については、まだ公開されていませんので、令和２年度の調査となりますが、裸眼視力１．０未満のものは、おおむね増加傾向にあり、全国と同様の傾向が見られるものの、高知県内においては、全国平均を下回っている状況であるとされているところでございます。

本市の状況につきましても、県の結果と大きく違わないのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（髙倉真弓君）　１１番野々下昌文君。

○１１番（野々下昌文君）　令和２年度の高知県の調査結果は、全国平均を下回っているとはいえ、同様の傾向ではないかということでございます。

令和３年の学校保健統計調査では、令和元年より、小学生で２．３％、中学生で２．８％増加をしている結果となっております。

本市の児童も、確実に悪くなっているというのは事実だと思います。そこで、再質問ですが、こうした状況も踏まえて、現在、文部科学省のホームページでは、端末利用に当たっての児童生徒の健康への配慮等に関する啓発リーフレットが公表されております。

児童用、生徒用、それぞれにタブレットを使うときの５つの約束と共に、保護者用向けに御家庭で気をつけていただきたいことは明示されております。

この資料が、児童生徒、また保護者へのリーフレット等で配布徹底がなされているのかどうか、まずお伺いいたします。

○副議長（髙倉真弓君）　教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君）　再質問にお答えいたします。

文部科学省のリーフレットに記載のある健康への配慮に関する事項を含んだ児童生徒、及び保護者宛の端末資料に関する案内を、本市は独自で作成しまして本年７月に学校へ配付したところでございます。

内容は、議員御紹介のリーフレットと重複する部分が多くあり、タブレット端末を使うときの注意点や、正しい姿勢で目を画面から３０センチ以上離して使うことなどが記載されている内容となっております。

現在のところ、本市の周知の内容は分かりにくかったというような話も聞いていないところでございますが、今後、必要に応じまして、議員御紹介のリーフレットの周知をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（髙倉真弓君）　１１番野々下昌文君。

○１１番（野々下昌文君）　ありがとうございます。本市独自で作成をし、各学校へ配布済みであるということですが、文部科学省から示されているものも、大変分かりやすくなっておりますので、活用をお勧めします。教育長、ちょっと見ていただきたいと思いますが、これは児童用、それから生徒用というふうに、非常に明確になって分かりやすく、情報量も非常に少なくなって、分かりやすくなっておりますので、

また活用していただきたいと思います。

次に、電子黒板、タブレットへの映り込みについて。

私達議員もタブレットを使っているわけでありますが、座る位置、また光源によって気になるのが、蛍光灯とか窓からの光が画面へ映り込み、見にくさで目が疲れ、長時間続くと見るのが嫌になることがあります。

学校現場では、年間を通じて同じ状況が続くと、児童生徒の視力への影響は大きなものがあろうかと思いますが、この映り込み対策について、どのようなことを取られているのか、お伺いいたします。

○副議長（髙倉真弓君）　教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君）　学校教育課長、お答えいたします。

宿毛市内の児童生徒が使用しているタブレット端末は、ノートパソコンのような形状でございまして、自身で画面の角度を任意に調整することは可能なものとなっております。

電子黒板やタブレット端末の映り込みについては、教室のカーテンや照明での調整を行うなど、各学校で対応していただいているところでございます。

文部科学省より、児童生徒の健康に留意して、ＩＣＴを活用するためのガイドブックが公表されておりますので、具体的方法を参考にしつつ、併せて児童生徒の姿勢や画面を注視する時間に配慮を行いながら、ＩＣＴの活用を行いたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（髙倉真弓君）　１１番野々下昌文君。

○１１番（野々下昌文君）　注意はしていただいていると思いますが、画面の角度によっては姿勢も悪くなりますし、光源の位置によっては、改善しにくい場面も出てこようかと思いますので、現場現場で、さらなる配慮をお願いをしておきたいと思います。

続いて、今後の取組について、お伺いをいたします。

今後、ますますＩＣＴ化が加速する中で、本市として、目の健康予防はどのように取り組まれていくのか、お伺いをいたします。

○副議長（髙倉真弓君）　教育長。

○教育長（鎌田勇人君）　野々下議員の一般質問にお答えいたします。

学校保健統計調査より、視力についての悪化が見られることは確かですが、その原因は、学校のＩＣＴ化によるものだけではなく、コロナ禍における家庭でのゲームやスマートフォン、テレビの視聴の増加等、生活環境の変化による様々な要因が重なっているのではないかと思います。

学校での学習環境の対応だけでなく、児童生徒や保護者に対して、健康への影響を周知することで、家庭での協力を呼びかけていく必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○副議長（髙倉真弓君）　１１番野々下昌文君。

○１１番（野々下昌文君）　今、教育長答弁いただきましたけれども、まさにそのとおりだと思います。

先ほどの文科省から示されているリーフレットの保護者用、また家庭用の端末を使うときの健康面の注意や、利用時間のルール等も分かりやすく示されております。

見たことありますでしょうか。こういう、本当に一人１台端末時代になったということで、端末を使うというのは、健康面での注意というか、端末の利用時間のルールについて、明確に、分かりやすく示されておりますので、こういうものも、今、言われたように利用していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたしま

す。

続いて、区長との懇談会でも出ておりました非常備消防のことについて、お伺いいたします。

まず、はじめは、消防団の編成計画について、お伺いいたします。

非常備消防の再編について、お伺いいたします。

少子高齢化や社会情勢の変化により、消防団の確保が難しくなるなど、消防団の置かれている環境は大きく変化をし、課題も多く見えてきております。

しかし、消防団を中核とした地域防災力の強化に関する法律の中では、消防団は将来にわたり、地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在と定義され、地域防災における消防団の重要性と充実強化が示されております。

そういう中で、今回の再編計画によって、どのような改善を見込んでおられるのか。また、再編期間はどのように考えているのか、併せてお伺いをいたします。

○副議長（髙倉真弓君）　市長。

○市長（中平富宏君）　野々下議員の質問にお答えをさせていただきます。

野々下議員自ら消防団員として、本当に活躍をしていただいているところでございまして、本当に頭の下がる思いでございます。

野々下議員も御存じのとおり、宿毛市の消防団の再編につきましては、以前から取組をしていた経緯がございまして、平成２７年に宿毛市消防団再編計画書を策定をいたしまして、消防団幹部団員等とも協議を重ねておりましたが、具体的な合意形成ができず、今日に至っているといった状況でございます。

しかしながら、再編は避けて通ることのできない喫緊の課題であるという認識のもと、再度、再編に向け、計画書の見直しの段階から今度は幹部団員を、そういった今の段階から参画をしていただく中で、昨年の１２月から、改編作業を進めまして、このたび、新たな計画書を策定したといった状況でございます。

本計画書では、再編に向けまして、５つの項目を軸といたしまして、改善を図っていくこととしておりますので、少し長くなりますが、項目ごとに御説明をさせていただきたいと思います。

まず、はじめに、消防団詰所の新築、移転、集約化等についてでございますが、本市における消防団詰所は、昭和４０年から５０年にかけまして建築されたものが、約９割を占めておりまして、老朽化が進み、またそのほとんどが補強ブロックづくりとなっているところでございます。

こうした状況は、震災対策の面からも危険な状態であり、団員の安全を確保するためにも、早急に建て替えに取り組んでまいりたいと考えております。

また、詰所の数につきましては、適正配置を勘案する中、沖の島分団を除きまして、各分団に１施設を基本におき、さらに南海トラフ地震の津波浸水想定区域内に位置をしております、そういった詰所につきましては、高台移転を基本として、検討をしていきたいと考えております。

次に、消防団車両台数の見直しについてでございます。

先ほど申し上げました詰所の集約化に伴いまして、車両台数につきましても、適正配置に向けた見直しを行いたい、そのように思っております。

続きまして、消防団員の定数の見直しについてでございます。

条例で規定されている団員定数４９８名に対し、令和４年４月現在の実団員数は４１１名で、

８７名の定数割れの状態となっているところでございます。

今後におきましても、人口の減少傾向が続くことなどを鑑みまして、条例定数の見直しを行いたいと、このように考えております。

続きまして、出場区域の見直しについてでございます。

災害発生時、団員の勤務先が遠方にあるなどの理由によりまして、時間帯によっては、団員の人員確保が困難となる場合がありますので、各分団や地域を越えた、柔軟で効率的な出場体制へ見直しを行ってまいりたいと考えております。

最後に、年額報酬の改善及び出場報酬の整備についてでございますが、現在、本市の消防団員の報酬額は、令和３年に国が示した基準、こちらを下回っておりまして、団員の確保や士気向上等を図っていくためにも、処遇の改善に向けまして、取り組んでいく必要性が強いというふうに考えているところでもございます。

以上が、再編計画の概要でございまして、おおむね１０年をかけまして行うこととしておりますが、早期に実施が可能なものにつきましては、迅速に取組を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

野々下議員も御承知のとおり、本当に詰所が古くて雨漏りをしたり、また沿岸地域の津波に襲われる、要するに浸水区域内に立地をしているといった詰所も多くあるのが現状でございます。

しっかりと団員の皆様方とお話をしながら、この計画書をつくり上げていっておりますので、ぜひいろいろ御意見いただく中で、御協力いただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（髙倉真弓君）　１１番野々下昌文君。

○１１番（野々下昌文君）　市長、消防団を卒業させていただきまして、現役でなくなりました。

今言われたように、団員定数や出場報酬、年額報酬等、割と早く決められる内容ではないかというふうに考えます。

また、出場区域の見直しや組織編成については、地域の実情を勘案し、管轄する分団や部、隣接する分団等の意見を尊重して、検討を進めていただきたい。

自治会などの地域コミュニティーとの綿密な調整もお願いをしておきたいと思います。

住民の合意形成をできるだけ得るようにお願いしておきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、消防団の現状について、お伺いをいたします。

全国的に高齢化や成り手不足により、消防団員が減少しているという危機的状況であり、平成２３年からの１０年間で、特に２０代の消防団入団者数が約４割減少し、３０代におきましても約２割減少しているようであります。

若者の入団者数の減少は、今後の消防団体制の維持にとりましても、非常に心配されることだと思います。

宿毛市においての現状はどうなっているのか、お伺いをいたします。

○副議長（髙倉真弓君）　総務課主監。

○総務課主監（大海則次君）　総務課主監、野々下議員の一般質問にお答えします。

全国と同様に、本市消防団におきましても、人口減少や高齢化に伴い、団員の確保が困難になりつつあり、さらに団員の年齢構成も上昇するなど、多くの課題が生じております。

なお、本市消防団における平成２３年度と令和４年度の比較については、まず、若年層の団員数として、平成２３年度は１０代が２名、２

０代が７７名、３０代が１８１名に対し、令和４年度は１０代が１名、２０代が２１名、３０代が１０５名となっており、それぞれ１０代で１名、２０代で５６名、３０代で７６名が減少しています。

次に、団全体の平均年齢については、平成２３年度の４０．８歳に対し、令和４年度は４３．６歳で、２．８歳高くなっています。

続きまして、定数については、両年度とも４９８名で変わりありませんが、実数では、平成２３年度が定数と同数の４９８名に対し、令和４年度が４１１名で、８７名減少しており、充足率も平成２３年度の１００％に対し、令和４年度は８３％に減少している状況です。

以上です。

○副議長（髙倉真弓君）　１１番野々下昌文君。

○１１番（野々下昌文君）　ありがとうございます。

平成２３年度と比較して、２０代、３０代の減少が著しく、１３３名の減ということで、２０代で７割強、また３０代で４割強が少なくなっている。

また、少子高齢化が急速に進んでいることがうかがえると思います。

団員のモチベーションも考えると、早急な団員定数の削減は必要と考えておりますので、取組をよろしくお願いいたします。

続いて、若い世代の増員に対する課題について、お伺いをいたします。

消防団員の活動は、災害発生後に限らず、災害発生前からも土のうの設置や、住民に対する早期避難の呼びかけなどの活動をされ、何かあれば、直ちに現場に向かい、救援・救助活動等に取り組まれるという、大変に重要な役割を担っております。

日頃からの尽力に対しまして、感謝を申し上げる次第であります。

さらには、支えてこられている御家族の皆様にも敬意を表します。

今般、消防団の活動は、多様化、複雑化してきております。将来に向けて、若い人を増やしていくことを見据えたときに、課題としては、どんなことが考えられるのか、お伺いをいたします。

○副議長（髙倉真弓君）　市長。

○市長（中平富宏君）　お答えをさせていただきます。

人口減少というのも大きいと思いますし、また高齢化というのも大きいと思います。

そういった状況の中、新入消防団員の確保が困難になっているといった状況でございまして、特に、若い世代の消防団員、消防団離れといいますか、こちらは全国的にも大きな問題となっているところでございまして、野々下議員も、本当に長きにわたって、団員としてお力を借りたところでございます。

ただ、辞めるときも、なかなか新しい方が入らないと交代ができないという形の中で、団員自体の高齢化というのも、進んでいるのではないかというふうに考えているところでございます。

こういった状況の中、以前ではございますけれども、ある町において、自治体なんですけれども、役場の職員になるときに消防団に入るということを条件に、役場の職員にしたという、そういった取組をしていた自治体もあるくらい、若い方々の団員不足というのは、深刻なんだというふうに思っているところでございます。

その要因といたしまして、考えられることにつきましては、消防団の活動内容が、具体的に分からないというのもあるんじゃないかというふうに思います。

また、関心自体がない、そういった若者が増えているんじゃないかというふうに思います。

そして、先ほども少しお話しましたが、この活動に見合った報酬が得られない、こういったことが考えられるというふうに思っております。

これらを踏まえた対策、そういった対応策といたしまして、まずは若い世代が関心を持ちやすい、ＳＮＳ等を活用させていただきまして、消防団の活動内容や、その魅力について、発信をしていくのも一つの方法だというふうに考えているところでございます。

このため、現在、ＳＷＡＮテレビのほうに御協力をいただきまして、新入消防団員募集のＰＲ動画を作成をしているところでございます。

完成後は、ＳＷＡＮテレビで放送することはもちろんのこと、さらに宿毛市ホームページや、そしてユーチューブでも視聴ができるようになればというふうに思っているところでございまして、こういったものを通じて、消防団の活動の内容であったりとか知っていただき、また消防団というものに興味を持っていただくような、そんなきっかけづくりをしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（髙倉真弓君）　１１番野々下昌文君。

○１１番（野々下昌文君）　今、答弁いただきましたけれども、ＳＮＳというのは、大変、いいんではないかと思います。広く呼びかけて、少しでも興味を持っていただいて、そんな思いに若者がなっていったらというふうに思いますので、いろいろ工夫をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、出動手当、年額報酬について、今、ございましたけれども、少しお聞きをしたいと思います。

若い方たちにとって、入団したい、また引き続き在団したいと思える、魅力ある消防団の環境も必要と思われますが、その一つである処遇の在り方等について、検討していく必要がある中で、本市の出動手当、年額報酬につきまして、現状をお伺いいたします。

○副議長（髙倉真弓君）　市長。

○市長（中平富宏君）　お答えをさせていただきます。

本市の消防団につきまして、こちらは緊急災害出動手当について、こちらが、１回につき３，０００円。そして、団員の階級にある者の報酬額が、年額３万４，０００円となっているところでございます。

一方、国が示す基準報酬額というのがあるんですが、こちらは災害に関する出動時の出動報酬が１日当たり８，０００円。これ、１日当たりではございますが、８，０００円になっています。

団員の階級にある者の報酬額が、年額３万６，５００円となっておりまして、本市は、国の規準報酬額を下回っている。先ほども申しましたが、こういった状況になっております。

消防団員の報酬等の処遇改善は、団員自身の士気向上や、消防団活動に対する家族等の理解を得るためにも、必要不可欠だというふうに、私も議員のように思っているところでございまして、このため、今後、再編を進めていく中で、本市消防団の報酬額について、できるだけ早急に見直しをしていかなければならない、していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（髙倉真弓君）　１１番野々下昌文君。

○１１番（野々下昌文君）　ただいま答弁いただきまして、早急に見直していっていただくということですので、よろしくお願いをいたします。

再質問させていただきます。

消防団の運営に必要な経費につきましては、どのようなものが、具体的にあるのか、お伺い

たします。

○副議長（髙倉真弓君）　総務課主監。

○総務課主監（大海則次君）　総務課主監、野々下議員の再質問にお答えします。

出動手当及び年額報酬以外で、消防団の運営に必要な経費として、主なものは、研修旅費をはじめ、詰所・車両更新修繕費、活動服等被服費、詰所の光熱水費、消防車両の燃料費、災害時の食料費、消防資機材等の備品購入費等があります。

以上です。

○副議長（髙倉真弓君）　１１番野々下昌文君。

○１１番（野々下昌文君）　ありがとうございます。

団員さんの個人安全装備品の整備費や、消防団の活動拠点となる施設、修繕や光熱水費を含めた維持管理費等々があるということでした。分かりました。

そこで、出動報酬、年額報酬の直接支払について、お伺いいたします。

国のほうからは、出動手当を見直し、出動に応じた報酬制度、出動報酬を創設し、出動に関する実費につきましては、別途、必要額を処遇することが示されております。

年額報酬につきましても、即応体制を取るために必要な作業や、消防団員という身分を保つことに伴う日常的な活動に対する報酬として、出動報酬の創設後も、引き続き、支給すべきだとされております。

宿毛市においては、どういう方向で進めていかれるのか、お伺いいたします。

○副議長（髙倉真弓君）　市長。

○市長（中平富宏君）　お答えをいたします。

本市の消防団では、現在、費用弁償といたしまして、各種出動手当を支給しているといった状況でございます。

しかしながら、国は災害に関する出動については、費用弁償としての出動手当ではなく、出動の実態に応じた出動報酬として、支給をすることを示しているところでございます。

このため、本市におきましても、できるだけ早い時期に出動手当から出動報酬への見直しを行うと共に、年額報酬につきましては、業務の負荷や責任等を勘案する中で、引き続き、支給してまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（髙倉真弓君）　１１番野々下昌文君。

○１１番（野々下昌文君）　ただいまの答弁によりますと、国の規定どおり、出動報酬も年額報酬も引き続き支給していくということでございます。分かりました。

再質問させていただきます。

年額報酬や出動報酬と消防団の運営に必要な経費は、先ほど説明していただきましたけれども、区別して予算の措置をされていると思いますが、その上で、公平性の観点からも、消防団員へ直接支払われることが妥当であると考えますが、所見をお伺いいたします。

○副議長（髙倉真弓君）　市長。

○市長（中平富宏君）　お答えをいたします。

現在、本市消防団への各種出動手当及び年額報酬の支給につきましては、直接、団員個人ではなくて、本人からの委任をいただいた上で、各分団や各部を通じまして、行っているといった状況でございます。

しかしながら、国が示す支給方法は、市町村が消防団員に対して、直接支給することが基本となっているところでございます。

これを受けまして、団員個人への直接支給に向けて、幹部団員とも協議を重ねるなど前向きに取り組みを進めておりますが、直接支給とすることで、現在、各分団や各部におきまして、捻出をしている訓練時の必要経費を確保できなくなることが懸念をされているところでござい

まして、議員もそのあたり詳しく御承知だと思います。

このため、消防団独自の活動を行っていく上で、必要な経費に対する支援についても、今後、直接支給と並行して検討していかなければ、なかなかこの問題、解決ができないというふうに考えておりまして、そちらのほうもしっかり話し合いをもっていきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（髙倉真弓君）　１１番野々下昌文君。

○１１番（野々下昌文君）　いろいろ御答弁ありがとうございました。

一番難しい部分ではないかと思います。今後も消防団独自の活動も必要不可欠と考えますので、その方向での検討を、ぜひよろしくお願いいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（髙倉真弓君）　この際、１０分間休憩します。

午後　２時２８分　休憩

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

午後　２時４３分　再開

○議長（寺田公一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　１番、今城です。今回もよろしくお願いいたします。

今回のテーマは、３０年後の宿毛市の姿についてというのと、サニーサイドパークリニューアル工事の予算についてという、２つの項目でいきたいと思います。

それでは、始めます。

まず、最初のテーマ、３０年後の宿毛市の姿について、伺っていきます。

１番目は、人口予測について伺います。

市として、２０５０年の宿毛の人口推移をどのように見込んでいるのか、お聞きします。

また、産業別人口予想についても、分かりましたらお知らせください。

よろしくお願いします。

○議長（寺田公一君）　企画課長。

○企画課長（上村秀生君）　企画課長、１番、今城議員の一般質問にお答えいたします。

国立社会保障人口問題研究所では、国勢調査人口をもとに、５年ごとの全国市町村別推計人口を公表しています。

それによりますと、本市の人口は、２０３０年に１万６，０００人を割り込み、２０４０年には１万２，０００人台、２０５０年には、１万人を下回る９，７８９人になるものと推計されておりまして、宿毛市振興計画をはじめとする本市の各計画では、これらの数値に基づいて目標を立て、その目標に向けて事業を実施しております。

産業別人口の推移につきましては、将来的な推計値は把握しておりませんが、国勢調査の結果によると、本市の産業別就業者総数は平成７年の１万２，５７５人から、令和２年の８，２５９人まで、２５年間で４，３１６人と、３４．３％減少しました。

内訳といたしましては、第１産業では、２，２０１人から１，１３７人と４８．３％の減少。第２次産業では、３，７９９人から１，５１０人と６０．３％の減少。分類不能の産業を含む第３次産業では、６，５７５人から５，６１２人と１４．６％の減少となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　私もデータとしては、同じものに基づく、人口問題研究所のデータに基づくものと思います。

自分が知った千葉大学の宿毛市未来カルテ、自治体カルテというのがあって、自治体番号を

入れると、それぞれのデータが出てくるというソフトがありました。

それで調べてみると、２０２０年は、人口１万９，３００人程度から、２０５０年には９，６００人ということで、さっき言われた、ほぼ等しい値が出てきていると思います。

１万人前後に、ざっくりいうと減少すると。

それから、１５歳未満までの子供が、今の大体２，０００人ぐらいから７００人程度にというのが出てきました。そして、１５歳から６５歳までの生産人口が、今の１万１，０００人程度から３，３００人程度に減少する。そして、６５歳以上の高齢者が、今の７，０００人程度から６，０００人に推移する予測というものが出てきました。

高齢者は、ほとんど横ばいで人口が半減する、こういう状況になったということです。

産業については、今の産業人口も非常に捉えにくいようです。いろんなデータを見ても就業数で見るのか、雇用時間の問題もあるので、把握のものが各データで多少変わってきます。けれども、２次産業、３次産業の減少率は非常に高くなっています。いいもので４分の１とか、それから建設などは８分の１程度の減少が見られると。

比較的減少率が少ないのが、農林水産業、医療、福祉。それから公務員は、３７０人から３１０人程度ということですから、公務員の数は変わらずにあると。こういうことですので、３０年後には、農林水産業を軸にして周辺産業ができると。

それから、医療、公務員を軸とした構成といえるんじゃないかと推測されました。

こんなところです。

そこで質問します。

３０年後の予測は、宿毛市は高齢化率６０％ぐらいで１万人程度ですね。そして、農林水産業を軸として、医療、福祉、公務員が中心のまちになるんじゃないかという予想なんだと思います。

そういうまちのイメージをもとにして、宿毛市の望ましい形というか、まちづくりイメージがありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　今城議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

先ほど申し上げました２０５０年の推計人口、９，７８９名ということでございます。これに対しまして、令和４年３月改訂の宿毛市振興計画では、地方創生に積極的に取り組み、移住・定住者を確保しつつ、人口減の抑制を図ることで、この２０５０年に人口１万３，０００人の維持を目指そうということで、現在、取組を進めようとしているところでございます。

今後、人口減少下にあっても、持続可能な発展を図ることが主要な課題となることから、まちの将来像といたしましては、適正な規模の地域経済・地域社会を目指しまして、本市の魅力である農林水産などの豊富な地域資源を生かした、そういった産業で活気にあふれ、そして住みやすさを実感でき、加えて南海トラフ地震などの自然の脅威をみんなで乗り越えていく、そういった地域力あふれるまちづくりに取り組んでいかなければならないというふうに思っているところでございます。

やはり今城議員おっしゃるとおりで、非常に自然豊かな上に、１次産業、今までいろんな面で地元の基幹産業として活躍してきたところでございます。

そういった形の中で、先ほどありました林業関係もそうです。山も８４％森林です。そういった形の中で、人々が住んでいるところの６割は、実は津波浸水エリアという形の中で、この

南海トラフ地震をどのようにみんなで捉えて、まちづくりをしていくのか、これがこれからの人口減少に歯止めをかける大きな施策になってくるというふうに考えているところでございます。

そういった形の中で、事前復興計画、現在、制定に向けて取組をさせていただいております。こちらのほうで、しっかりと持続可能なまちづくりを示させていただいて、宿毛市がどのようになるのか、市民の皆さんにイメージしていただく、それが一番必要、肝要だというふうに考えておりまして、そういったことに力を入れてまいりたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　地震が来て、津波が来て、そこで津波から逃れて戻ってこないでは駄目ですので、そういう災害を乗り越えながら、多少、小規模になっても、持続可能なまちになっていくということが望ましいんじゃないかと、私も思いました。

次の２番にいきます。

それでは、誰もが住みやすく、食べていけるまちづくり、結局こういうことになるんだろうと思うんですけれども。

一番はじめに、出生数増加のための施策について、伺います。

もう一度、数字を出しておきます。

千葉大学の自治体カルテによると、宿毛市の二十歳から４０歳までの女性の５％が、５年間の間に、今よりも１人多く出産すると推計したならば、３０年後の宿毛市の人口は、約１万人よりも６００人増という値が出てきます。

さっき、山戸議員が定年のこととか、それからＩターン、Ｕターンの話も出てきましたけれども、そういう変数も入れてソフトの数字が変わってくるんですけれども、やってみると、定年が６５歳になったらどうかというと、産業が逆に下がる部分も出てきたりしますね。人口が変動しません。

そして、若者の帰還率が増えるというところに入れても、そんなに、実際起こり得る範囲の定数が掛かっていますから、余り増えません。

３０年後に一番増えたのが、さっき言った二十歳から４０歳ぐらいで、５年間の間に５％の方が１人余分に産むという決断をしていけるまちになったら、６００人程度増える。

ということは、しばらく考えてましたら、６００人って少ないなと思ってみましたが、逆にいうと、高齢者の死亡率が変わりませんので、子供がそのまま、６００人は上乗せするということになります。ということは、簡易な計算からいっても、１，３００人とか1，５００人レベルになっているんだと考えたときに、今、２，０００人レベルから、３０年たっても子供が１，０００人を超えるレベルになっているとすれば、子供の増加に移っているということになると思います。

ということで、１万人規模の市町村で、子供が増加に転移しているとすれば、まちの姿、希望の姿に変わっているというふうに思いました。

ぜひそういうふうに、子供が増加傾向にあるまちにしていってもらいたいと思っています。

それでは、質問します。

最重要課題である出生数増加のために、市として、どのような施策を強化するのかをお聞かせください。

よろしくお願いします。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　お答えをいたします。

人口減少を止めていくためには、当然、高齢者の方々亡くなっていって、そして今度、子供たちが生まれてくる、この人数を、まちから出

る方、入る方、こういった方をプラマイゼロと考えたときには、これをあわせていくということが必要だと思います。

そういった形の中で、若者が高齢者の方々よりも少ない現状を見ると、ここの出生率を上げていく。一人の方が、子供が生まれる数を増やしていくというのは、当然、数の上では必要なことでございまして、それに対するいろいろな支援策、宿毛市のほうも、現在、重要施策として取組をさせていただいているところでございます。

現在、本市では、すくすく健やかに育つ育てるまちづくりを基本理念といたしまして、宿毛市子ども・子育て支援事業計画を策定をいたしているところでございます。

こちらで子育てしやすい環境づくりに努めているところでございますが、具体的な施策の内容としましては、不妊治療をされている夫婦等に対しまして、検査及び治療費の一部を助成する一般不妊治療費助成事業や、そして国の幼児教育・保育無償化制度に加えまして、多子世帯の保育料軽減及び副食費の無償化など、そういった宿毛市独自の事業を展開しているところでございます。

特に、私、市長になりましてから、保育料の無償化に向けた取組に力を入れているところでございまして、一定、成果が出てきたのではないかなというふうに実感をしているところでございます。

また、令和４年６月からは、乳幼児医療費助成制度の対象年齢を、１８歳に到達した年度末までに拡充をしました。

要するに、中学校卒業する前だったのを今度は高校を卒業する年まで、そのように延ばさせていただきました。

そして、このことによりまして、入院、通院時に支払う健康保険が適用される医療費の自己負担が無料となっているところでございます。

誰もが気軽に、そして相談できる場所といたしましては、子育て世代包括支援センターにて、妊娠届を出したときに、面談を母子保健コーディネーター等が、全妊婦に対応をさせていただいているところでございます。

そして、子ども家庭総合支援拠点や地域子育て支援センター、赤ちゃん広場などの各事業の中でも、保健師や管理栄養士、保育士などの専門職が、子育てに関する悩みや相談に対応するとともに、保育園や小中高等学校とも連携をいたしまして、切れ目のない支援体制の構築に取り組んでいるところでございます。

要するに、妊娠期から出産、そして幼児、そして保育園、小学校へ入って、という形の中で、切れ目なく、ずっと支援をさせていただく。

また、同じ方がつないでいく、こういったことを、今、力を入れさせてもらっているところでございます。

以前には、それぞれの担当課がばらばらで対応をしてたんですが、以前の庁舎から、担当課を横にくっつけて、課と課を連携さすような、そういった取組の中で、そういった子育てをしている人たちが、言い方は悪いですけれども、あっち行ったりこっち行ったりすることなく、しっかりと相談が受けれるような、そういった体制にも努めているところでございまして、新しい庁舎になってから、さらにそういった機能も充実をさせていただいているところでございます。

そのほかに、母子保健推進員による戸別訪問や、ほっと広場を開催しておりまして、母子保健推進員が地域に密着する活動を行う中で、地域ぐるみの子育て支援を行っているところでございます。

先ほどの答弁にもありますように、３０年後には人口が半減すると予測される本市におきま

して、その出生数、生まれる子供たちの数を増加させることは、非常に難しい状況にありますが、現在、取り組んでいる施策をより充実させると共に、子供と一緒に安心して、そして何よりもお母さん、お父さん、家族の皆さんが楽しく子育てができる、そういった公園の整備等、あらゆる人口減少対策といったものに取り組んでいかなければならない、そのように考えているところでございまして、子育てに優しいまちづくりを、しっかりと進めてまいりたい、そのように思っているところでございます。

先日、建設をして、今、使えるようになっている避難タワーも、駅前のところには幼児用の遊具を設置させていただいて、休みの日のみならず、天気がよければ、小さい子供を連れたお母さんやお父さんのそういった姿を目にするようになってきているところでございます。

いろんな形で、当然、支援体制もしないといけないんですけれども、そういったお父さん、お母さんの悩みであるとか、そういった声に耳を傾けながら、施策に生かしていきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　議員も３年半過ぎまして、宿毛市の施策、どんどん充実してきている様子がよく分かります。

不妊治療、出産祝い金もありましたかね、ないですかね。ないですか。保育料助成や給食費補助、医療費無償、ひとり親助成ありましたかね。子育て相談ですね。こういうほかのところよりもすぐれているところも、目立つと思います。

どんどん、さらに広げてつないでいってほしいと思います。

明石市とか岡山県奈義町というような所、ネットなどを見ていると出てきます。この２つ、ほかにも出てくるんですけれども、全力で子育て支援をするというメッセージが出てきますね、ホームページを見たら。

それから、出産前から高卒までの切れ目ない支援が宣伝されています。自治体が子供を大事にする雰囲気がどんどん伝わってきます。これ、大事なことだと思います。

そして、なお気がついたのは、出生数はかなり増加の傾向に最近なっているということ。

それから、子育て支援費が倍加したにもかかわらず、税収が増えているという状況が生まれるということがあるので、財政、心配な部分はあるかもしれませんけれども、ひょっとしたら、今後の展開のかぎになる可能性があるなと思いました。

よろしくお願いしたいところです。

あと、奈義町の変わったところは、１人目、２人目、３人目と出産祝い金がどんどん増えていく政策がとられてました。４人目で４０万円給付というのがありまして、こういう感じだそうです。

それから、明石市で私が驚いたのは、養育費立替事業というのがありました。離婚家庭で養育費が結局支払われないで悩んでいる方、私も教員時代、何人か苦労を聞きました。離婚して裁判で確約はしているんだけれども、養育費が支払われない。そのままなんですね。

それに自治体が食い込んだというか、法的なところで、まず通知を出してお願いしますと出して、反応を見て困っているところは、当然、前払いで立替しながら、差し押さえということもできるんだそうですね。

ということで、明石市がやっていること、それで救われているという部分があるようです。

可能かどうかは別にして、実際に困っている家庭の現状を、自治体が独自にやってみたということがあるので、こういう実際に何が必要な

のかというのを、市の行政で具現化していくというのは、大事じゃないかと思います。

再質問いたします。

答えられなかったら構いませんが、一応、質問を投げてみます。

子育てについては、男性も女性も同等なんですけれども、やはりここで子供を産み育てたいという宿毛市の理想像、女性の意見が市政に反映されていくということは、非常に重要なことではないかと思うわけです。

これはどうなのかって、具体的に女性が、あるいは男性が意見を言って、すぐにできることではないかもしれませんが、何に課題があって、何が解決すべきことなのかというイメージ共有において、ぜひ、男女差別につながるとはとらないでください。

今の役割からいうと、どうしても女性が、子育てには加担する部分が多くなってしまっているので、分かるんじゃないかと思います。女性が中心になって、夢を語る場を持っていただきたいと思います、職員について。

この職場内で、女性が雑談のようにですけれども、宿毛にこんなことがあったらいいんだよねというようなことを、男性職員を交えながら、意識共有していく場があったらいいなと思ったわけです。

市政に、いろんなところで、日常業務の中で生きてくることや、新しい施策に生きてくる可能性はないかと思いました。その点について、こういうことはいかがでしょうかということで、質問をしたいと思いますが、いかがでしょうか。どちらでも構いません。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　お答えをさせていただきます。

何事においてもなんですが、いろんな方々の意見を聞く、そして自由討議といいますか、自然といろんなお話を交わす、そういった場というのは非常に有効だというふうに思います。

それで、子育てについては、子育てを経験された職員の人たちがたくさんおられますので、そういった人たちから、どのような形で意見をいただくかも含めて、また検討をしていきたいというふうに思います。

ただ、子育てだけじゃなくて、そういった場というのは必要だというふうに思っていまして、幹部においては、幹部会とか行っているんですが、それ以外でもいろいろな形で、そういった意見交換ができる場というのは積極的につくっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　実は、自分の質問の中で、ここを伝えたかったというか、何が始まりになるかというのは、意外にこういうところではないか。イメージ共有がもとではないかと思います。ぜひお願いいたします。

女性のアイデアがどんどん市政に反映される宿毛市政ということは、一歩進んだ市政に変わっていくと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、農林水産業について伺っていきます。

３０年後の中軸産業は、農林水産業であると思いますが、現在、行っている長期的展望に立った農林水産業施策があれば、お聞かせください。お願いします。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　お答えをさせていただきます。

農業、林業、水産業に共通する課題といたしまして、既に担い手不足が加速をしている状況でございまして、大変、深刻化をしているところでございます。

このため、振興計画の主要施策の中でも、重点戦略に位置づけまして、各種体制整備や支援、情報発信を行い、移住も含めて新規参入や後継者、そういったものの確保に努めているようなところでございます。

細かな施策については、多岐にわたっておりますので、ここでは割愛をさせていただきたいと思いますが、そういった方向性で、現在、進めているところでございます。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　持続可能な地域づくりということになるわけですが、この営みには、地域内での安全な食料の自給や農林水産業による地域保全力、そして支え合うコミュニティーの醸成、こういうものが必要になってくるんだと思います。

それで、宿毛の水産事業者は、ほとんどが小規模経営であるということ、これも考慮しなければならないんじゃないかと思います。

そこで質問します。

市民も地域の農林水産業を支え、地域の安全な食や、生産物を地域住民に循環させる。そして、多くの小規模事業者が、安心してやっていけるような施策、そういうものは考えていないでしょうか。ありましたら、よろしくお願いします。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　少し大きなくくりになっておりますので、どのように答弁しようか、ちょっと悩むところではございますが、現在、宿毛市におきましては、経営所得安定対策事業や小規模林業総合支援事業など、小規模農林漁業者にも活用可能な、各種支援事業に取り組んでいるというのが一つあります。

また、地域の食材を地域で循環させる地産地消も、非常に重要だと考えておりまして、例えば、宿毛市が行っている学校給食、こちらのほうの食材に活用するといった取組も行っているところでございます。

また、他県におきましては、地産地消を非常に進めているんですが、高知県は地産地消と一緒に地産外商も努めておりまして、県外、市外で非常にブランド化が進んで人気が出てくると、どうしても値段自体が高くなって、生産者自体は収入につながるんですが、その反面、なかなか地元で食べることができないとか、そういったことも既に、他県においては聞いているようなところでございまして、そういったことも勘案しながら、地産地消しっかりと進めていきたい。そしてブランド化も進めていきたい、そのように思っているところでございます。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　地産外商も重要なことだと思います。

当然、そういったところに及ぶ業者がどんどん繁栄していいと思うし、商品開発、大事なことと思います。

しかし、その勝負ができにくい業者も当然あるわけですが、その作物などが、きちっと地元で消費できれば、安心かと思ったわけです。

そこで、小規模業者についての心配があります。将来を見据えた上で、喫緊の課題として、肥料、燃料高騰、それからインボイスの導入が重なってきています。

小規模事業者が、廃業していくのではないかと心配するんです。市としての対策は何かありますでしょうか。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　お答えをさせていただきます。

昨今の農林水産業を取り巻く非常に厳しい状況に、皆様が大変苦慮していることだというふうに考えております。

現在は、燃油等の高騰対策といたしまして、

国と事業者で積立を行い、燃油や配合飼料などの価格が高騰した場合に、補填金が支払われるなどの、そういったセーフティーネット構築事業や、肥料コスト上昇分の一部が支援される肥料価格高騰対策事業など、そういった制度の周知に努めておりますので、積極的に活用していただきたいと、そのように考えているところでございます。

なお、今後におきましては、農林水産業の情勢及び国、県の動向を注視し、宿毛市独自の対策も検討を進めているといった状況でございまして、そういったことについても、取組をしないといけない、そういった場面になってきているのではないかなというふうに思っているところでもございます。

非常に中小企業の方々、大変な状況になっていると思います。特に、生産者の方々、以前からこういった言葉をよく聞くんですが、以前はつくったものを売ってた。でも、今は売れるものをつくらないといけない。要するに、矢印が反対になった。そういったこともございますので、そういった形の中で、いろいろな講習会であるとか、今後どのように対策をしていったらいいのか、そういったことも、ぜひ相談をしていただけるような機関の御紹介というのも、進めてまいりなければならない、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　先ほど、今後の対策も市独自のものを考えなければならないと。ぜひ、何らかの措置をお願いします。

また、年を越えたあたりから、燃料の高騰が起こりそうです。ぜひ対応措置をお願いします。

肥料とか燃料の助成金が、近隣市町村でも補助金が出始めましたね。よろしくお願いいたします。

次に、過疎対策事業債、これも農林水産にも使える内容であろうかと思います。

これは、将来にわたり、安心安全に暮らすことのできる地域社会の実現を図るために充当するものということですが、農林水産業への活用計画はありませんでしょうか。

よろしくお願いします。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　お答えをいたします。

先ほど来、お話に出ております燃料の高騰、これも本当にいつまで続くんだろうということでございまして、国においては、現在、赤字国債を発行しながら、これの補填に力を入れていただいているところですが、新聞報道にもありましたし、また先日、講演会に行ってまして、そこで講演をされていた小泉進次郎さんも言われていましたが、毎日１００億円出しているということでございます。

１カ月で約３，０００億円ということで、予算規模、現在、１兆２，０００億円。そして、プラスアルファ１兆円を超える予備費を持って、今、対策をしているというところでございまして、これがいつまでも続くと思ってはいけないのかなというふうなところもございまして、しっかりとした対策、宿毛市としても取り組んでまいらなければならない、そのように感じているところでございます。

過疎債の関係ですね。今議会におきまして、宿毛市過疎地域持続的発展計画の策定につきまして、議案を提出させていただいているところでございます。

この過疎対策事業債を活用するには、この計画に記載する、そういった必要がありまして、産業振興はもとより、宿毛市が実施をする様々な、多種多様な、そういった対策及び事業などの計画を記載しているところでございます。

今後、計画の認定を受ける中で、この過疎対

策事業債の具体的な活用事業を進めてまいる。検討もしながら、決定をしながら、進めてまいる、そういった作業に入らせていただくこととなっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　計画がきちっと見通しができれば、できる可能性があるということだと思います。先ほど言った生産物の地域循環の例ですが、いろいろ自分も本を読んだり調べていった中で、地域支援型農業というＣＳＡという取組があります。

もともと海外、ヨーロッパ、アメリカで始まったもののようでしたが、住民やＮＰＯが農家と連携して、半年や１年単位で前払い予約する。作物を前払い予約する。

そして、週１回程度、あらかじめ決められた場所で、野菜や玉子などを受け取っていくと。生協に似た活動なんだと思いますけれども、住民がすることは、住民は前払いや、それから天候などによる生産変動のリスクを受けるということにはなるでしょうか。

作物が予定どおりいかない場合もあるということを考えながら、地元農家を支えるということだそうです。

その効果としては、農家は注文に合わせて生産できるので、無駄なく収入が安定し、それから消費者は安全、新鮮な作物にリピーターも増えるという特徴が出ているということです。

そして、農家は経営安定で、担い手も増えていくと。地域再生の好循環が生まれるというあんばいということです。

当然、生産に無駄がない、ということですね。

あと、直に消費者に届ければ、インボイス申請の必要もないということになりそうです。免税の農家に最適な仕組み、うまく回ればですね。

ただし、今いった例は、住民が主体となって契約してありますが、そこの一押し、その仕組みを維持するというのは、しっかりしたところでないと残ってないというのはありますので、行政の後押しとか、やりくりする指導体制ができれば、かなりいい結果が生まれるんじゃないかと思います。

ということで、過疎対策事業債を農林水産業者の後継者育成、それから収入安定のための仕組づくり、それから生産物を住民に循環させるソフト事業ということで、ソフト対策にも使えるということでありますので、研究しながら積極的に活用できるかどうか、検討してもらえないかということがあります。

いかがでしょうか。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　お答えをいたします。

このＣＳＡ、聞いたことはあったんですけれども、そのような取組ということで、詳しく教えていただきました。

以前、よく資金集めといいますか、事前に資金を集めるために、オーナー制度というのが、少しブームになった時期がありまして、同じような仕組みをうまく利用されているんじゃないかなというふうに思います。

こういった事業に対して、過疎対策事業債はもとより、これだけに限らず、補助事業や交付金など、有利な財源活用による事業実施というものができるかどうかも含めて、引き続き、そのほかも含めてですが、検討をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　別に同じ形にこだわることはありませんが、地域の集落活動支援センターなどの取組の一つに、こういうアイデアを使いながらということもできるかもしれませんし、ということで、ぜひこういうことを、過疎

債に関わらず、行政サポート、やり方も含めて、サポートしていただきながら効果的に動けば、恐らくあらゆる面で好循環につながっていくと思いますので、ぜひ研究してみてもらいたいと思っております。

よろしくお願いします。

それでは、次に、ゼロカーボンのほうに移っていきます。

ゼロカーボンの達成について、伺います。

３０年後に宿毛市はゼロカーボン、CO_2排出ゼロを達成できているのでしょうか。その見通しについて、お聞きします。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　お答えをいたします。

私は、議員も御承知だと思いますが、昨年４月に国の目標年度である、２０５０年を１０年間短縮いたしまして、２０４０ということで、２０４０年までにCO_2排出量の実質ゼロを達成するため、宿毛市２０４０ゼロカーボンシティ宣言を行っているところでございます。

そして、住民や事業者の方々の御協力のもとに、チーム宿毛として、より積極的に温室効果ガスの削減に取り組む姿勢を打ち出しているところでございます。

現在、自転車を活用したまちづくりを進める中で、自動車依存からの脱却とCO_2削減に取り組んでおりまして、電動自転車購入のための補助制度の新設や、毎月２０日をエコ通勤日といたしまして、自転車通勤をお願いをしているところでございます。

また、コミュニティバスの利用促進や昼食時の市職員のマイカー利用の抑制、少しマイカーで昼食を食べに家に帰るのを、ほかの形に変えれないか、そういったことも取り組んでいるところでございます。

現在は、公共施設への太陽光発電など、再生可能エネルギー導入に向けた検討を行っている最中でございまして、公用車に電気自動車を導入するなど、今後におきましても、様々な取組を実施することで、本市では２０４０年までにカーボンニュートラルが達成できるものと、そのように考えており、それに向けて、今現在、努力といいますか、皆さんと一緒になって取り組んでいるところでございます。

○議長（寺田公一君）　本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　同じく、千葉大学のカーボンニュートラルシミュレーターという、自治体カルテの一つですけれども、出てきました。

数値をいろいろ変えれますので、やってみると非常に興味深いですね。

このカーボンニュートラルシミュレーターで状況を見ると、現在の二酸化炭素排出量は年間９万トン、概算ですけれども。

２０５０年には、そのままで、無策でも２０５０年には人口半減として、４．５万トン程度に下がっていくということです。

さらに、進むであろう全国的な行政対策があって、新規住宅の断熱化とか、一番大きな効果は、電気自動車が普及するという見通しです。

これが８割程度、営業用のものとか、それから家庭用、それから公共のもの、８割程度進むならば、３万トンまで減るだろうということです。ある程度、当たるんじゃないかと思います。

ということは、あと３万トンを、バイオマス発電、太陽光パネルなどの再生可能エネルギーで補えば、成立するということです。

そういうことですが、補うために、今、かなり効果を上げている、数字的に効果を上げているのが、木質バイオマス発電、これが経営が続いているのかどうか、これもすごく気になります。

それから、今後、太陽光発電の導入見込みについても、分かりましたらお願いします。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　お答えをさせていただきます。

ゼロカーボンシティ宣言ということでございますが、要するに、カーボンニュートラルに向けての取組でございます。

せんだって、この土曜日にも、県主催のもとで小泉進次郎さんをお招きして、こちらに対する講演であるとか、あと高校生等と一緒になったパネルディスカッション等も行われまして、その会場にも、私もお邪魔をさせていただいたところでございます。

その中で、少し興味深い話がありまして、３０年後に向けて考えたときに、日本の人口は１億２，０００万人と言われていますが、これが１億人を切ってくるだろうと。それに反して、世界の人口は、今、７０億人というふうに言われていますが、これが１００億人に増加してくるだろうというふうにいわれています。

実はこのゼロカーボンに向けた、いろいろな施策、こちらは実はこれからの日本の主力産業になる、そういった技術、ノウハウをもとに、しっかりと世界の場で、仕事、商売、そういった経済活動をしないといけない。そういったお話もありました。

そういった形の中で、宿毛市の今の現状で、２０４０年までに、カーボンニュートラルをしていこう、ゼロカーボンにしていこうという取組をするということは、先進事例を作りながら、必ずや宿毛市のＰＲ、また宿毛市の経済にもいい影響を及ぼしてくる、そのように思って、取組をさせていただいているところでございます。

その一つが、今行っておる、自転車による取組でもあるところでございます。

この再生可能エネルギーの固定価格買取制度につきましては、買取期間のほうが、当初より決められているところでございまして、木質バイオマス発電施設での買取期間は２０年間になっておりますが、２０年間という買取期間も当初から分かっていたことでございますので、見越した上で、多角的に経営計画を立てられていることだというふうに思っているところでございます。

固定価格買取制度終了後におきましても、しっかりと発電施設というものは、引き続き、稼働していくものだというふうに、私たちは考えているところでございます。

また、そのほかの太陽光の発電施設について質問ございました。こちらについては、現在、宿毛市として関わって、何らかの取組が行われている、またそういうことを計画しているという状況ではございます。

民間の方々は、それぞれやられているというふうに思いますが、そういった状況でございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　その３万トンの排出量を補う数値をいろいろいじって入れてみると、バイオマス発電が現状の６，０００キロワットが維持されているという状況で、バイオマス発電２０％という数値を入れました。

そして、あと、駐車場や空き地の面積５％、農地の１％にソーラーパネルが設置されて、やっと３万トンになって、成功というのが出ましたが、そういうことですので、ひょっとしたら厳しいかなという感じも、このシミュレーターから見ると、したところです。

ぜひ頑張って、新たな展開ができることを期待しています。

ともあれ、将来にわたり、宿毛市が豊かな自然を維持しながら、持続可能な農林水産業を軸

として発展すること、子育て支援が最高に充実しているまちになっていることを期待しておきます。

最後のテーマです。

道の駅すくもサニーサイドパークリニューアル工事予算について、伺います。

予算計上に関わる経緯についてですが、すくもサニーサイドパークリニューアル工事の基本設計構想が、昨年８月の臨時議会で説明を受けましたが、同９月、定例議会で市民から要請や委員会審議を受けて、設計の一部が変更されました。

そして、令和４年度当初予算として、道の駅すくも建設工事費２億３，２４６万３，０００円が計上されました。

そこで伺います。

昨年９月議会を受けて実施計画書の発注がなされ、実施計画書が納品され、令和４年度当初予算を算出、そして今年５月の臨時議会の増額予算提案が行われましたが、その経緯について、時系列を追って説明していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（寺田公一君）　商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君）　商工観光課長、今城議員の一般質問にお答えをいたします。

道の駅すくもサニーサイドパークに係る実施設計書の作成から、令和４年５月臨時議会での補正予算計上までの経緯について、時系列に沿って御説明をいたします。

まず、令和３年９月議会におきまして、実施設計書作成に係る予算が可決されました。

その後、実施設計業務の委託契約を行ったのが、令和４年２月１日。

令和４年度当初予算案を議会に提出したのが、令和４年２月２８日。実施設計書が、委託業者から納品されたのが令和４年３月２５日。令和４年５月臨時議会に、増額の補正予算案を提出したのが、令和４年５月３０日となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　今の経緯から聞くと、３月議会で議決した当初予算は、実施設計による工事費予算ではなかったということですね。

ということで、質問します。

実施設計による当初予算計上は、なぜできなかったのか。なぜ実施設計の納期が遅れたのかについか、伺います。

よろしくお願いします。

○議長（寺田公一君）　商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君）　商工観光課長、今城議員の再質問にお答えをいたします。

なぜ実施設計書の完成後に予算計上ができなかったのか、という御質問でございますが、本年６月議会の川田議員の一般質問の際にも答弁いたしましたように、サニーサイドパークの改修工事は、市民の関心も高く本市の観光施策としても重要度が高い事業であり、また令和４年度中の完成を公表している大型事業でもありますので、当初予算に計上すべき事業であると判断し、基本設計をもとに、当初予算に計上いたしました。

また、なぜ実施設計書の納期が遅れたのかという御質問ございますが、本事業に対する県の補助金交付決定が遅れたため、おのずと契約締結日は遅くはなりましたが、当初から実施設計書の完成は年度末の３月を想定しておりましたので、実施設計の納期が遅れたという認識は持っていません。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　追質問ですが、これまでにも実施設計を経ない工事予算計上は、時々あったんでしょうか。時々じゃなくてもいいん

ですが、あるんでしょうか。まずそのことを聞いておきたい。

実施設計に基づかない予算計上というのは、あるのかどうか。

それから補助金決定、これは何のどういう補助金になるのか、ということですね。何の補助金か確認させてください。

○議長（寺田公一君）　暫時休憩いたします。

午後　３時４３分　休憩

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

午後　３時４５分　再開

○議長（寺田公一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君）　総務課長、今城議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

事業で、今回のように基本設計、実施設計という流れで設計業務をしている事業について、実施設計を待たずに予算計上しているかどうかということについては、調査をしないと、今のところはどんなものがあったのかなかったのか分かりませんので、時間をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（寺田公一君）　商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君）　商工観光課長、今城議員の再質問にお答えをいたします。

県の補助金、どういった補助金なのかということでございましたが、補助金名称は「高知県観光振興推進総合支援事業費補助金」でございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　時間もあんまりないので、あれなんですけれども。

まず一つのこととして、なぜ、補助金は申請することははじめから分かり切って、申請してたわけですから。当初予算計上―― まあいいです。これは置いときましょう。

それでは、次の質問、いきます。

予算計上の根拠について、確認します。

当初予算の算定根拠、５月臨時会の増額補正予算の算定根拠が何に基づくものか、確認しておきます。

お願いします。

○議長（寺田公一君）　商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君）　商工観光課長、お答えいたします。

当初予算の算定根拠につきましては、令和３年７月３１日に完成しました基本設計書に記載された概算工事費をもとに算定しております。

また、５月臨時議会の増額補正予算の算定根拠につきましては、令和４年３月２５日に完成しました実施設計書をもとに、算定をしております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　ということは、当初予算を決定したのが３月議会ですね。２億３，２４６万３，０００円の根拠は、７月の設計を変更する前の基本構想によるもの、この工事金額。５月補正予算は、設計変更後、３月２５日に積算が届いて、その積算が出たので、先ほどの当初予算との差額が３，８４６万７，０００円だということですね。

それでは聞きたいと思います。

市長に聞きます。

市長は、３月議会で通した当初予算が、７月の変更設計の前、変更の前の概算額であることを知っていましたか。

よろしくお願いします。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　７月の変更前、基本設

計ということだと思います。

道の駅すくもサニーサイドパークの建設工事費ということでございまして、こちらの建設工事につきましては、本市におきまして大変重要度の高い事業でありますので、その都度、担当課より報告を受けていたところでございます。

今回、質問の中にあります本体工事の予算計上につきましても、当初予算査定を行っておりまして、そちらの中で、担当課より説明を受けて、決定をさせていただいたものでございまして、そういったことについては、承知をしていたというところでございます。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　当初予算が概算であること、ということは知っていたということですが、５月臨時議会での議案の提案理由、この説明を市長がしましたが、こう言っています。

当初予算において、議決をいただきました道の駅サニーサイドパーク建設工事費について、建設資材の高騰などにより予算不足が生じており、３，８４６万７，０００円を追加しようとするものと述べています。

それでは伺います。

５月の増額補正について、新たな変更による実施設計は３，８４６万７，０００円の増額になります。なぜ事実を明確に説明しなかったのか、伺います。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　お答えをさせていただきます。

今城議員のほうから、事実を明確というお言葉がありましたが、自分がお話をさせていただいたのも事実でありまして、ただ、議会開会日の冒頭に、私毎回、当然提案理由の説明をさせていただいているところでございます。

今の説明の状況におきましても、３月議会は数十分、説明をしないといけないような状況でございまして、議会に提案した議案の内容というものは、できるだけ簡潔に説明をさせていただいているものでありまして、このサニーサイドパークの増額補正予算につきましては、増額理由の一つである建築資材の高騰を主な理由として挙げたものでございます。

通常、議案の具体的な内容につきましては、議案質疑及び委員会におきまして、説明をさせていただいているところでございます。

今回は臨時議会ということでございますが、令和４年５月臨時議会におけるサニーサイドパークの増額補正予算につきましても、岡﨑議員より議案質疑がありました。議場においてありました。

その際、当初予算が基本設計に基づく概算の工事費であったこと、そして５月の増額補正予算が、実施設計の内容を反映させたものであることを担当課長が答弁をさせていただいているところでございます。

そういった形の中で、しっかりと説明させていただいたというふうに、自分たちは考えていたところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　問題は、当初予算の説明がなかったことに端を発するわけですね。

私は、令和４年度当初予算案を設計変更後の実施設計に基づくと考え、賛成しました。

５月臨時議会では、３，８４６万７，０００円の追加議案も物価高騰でやむなしと考えて、賛成しました。

だが、予算根拠の事実を明確に示さず、議会で賛否を問われたことには、腹立たしく思っています。当然でしょう。

最後のところ、事務手続の問題点に移ります。

予算計上、議案の提案、決議に至る事務手続に問題はなかったのか。そして、今後において、

是正すべき点があれば、答えていただきたいということと、あるいは反省点あれば答えていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　まず、臨時議会におきましては、先ほども答弁させていただきましたように、岡﨑議員の議案質疑という形ではございましたが、当初予算が基本設計に基づく概算の工事費であったこと、５月の増額補正予算が実施設計の内容を反映させたものであることを、担当課長より、議場において説明をさせていただいて、その後、議決行為はなされたものでございます。

そのほかの件につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（寺田公一君）　商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君）　商工観光課長、今城議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、本年の３月議会におきまして、髙倉議員より遊具について、サニーサイドパークの質問をいただいた経過がございます。

その際、市長は、発言席に立ちまして、このように答弁をしております。

どのような遊具を設置するかについては、現在、実施設計の作成中であるため、具体的には決まっておりませんが、云々という形で、市長のほうから答弁をさせていただいております。

そしてまた、産業厚生常任委員会におきまして、当然、当初予算に計上しております予算説明をする中で、担当係長より、このように説明させていただいております。

実施設計業務について、現在、委託中で、県の補助金交付決定が遅れているため、実施設計の事業完了は３月末となるというふうに、委員会のほうで説明をさせていただいております。

これらを受けまして、道の駅すくもサニーサイドパークの建設工事予算に係る一連の事務手続につきましては、問題はないものというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　当初予算は、採決に当たるのは全ての議員です。当然、産業厚生常任委員会に参加する者、そうでない者いますので、言ったからと言いますけれども、まず、問題点言っておきますね。

次の点で、法のもとになる原点です。道義に基づくということです。

適正手続の原則。デュープロセスですね。

適正手続の原則、それから信義則に反するということです。

その次の点というのは、①事実と異なる設計をもって、予算根拠としたこと。デュープロセスの「デュー」です。事実にないものをもって予算根拠としている。

②そのことを明記もせず、明確に周知もせず、予算決議をしたこと。予算議決をしたこと。

その補正予算でも、提案理由の説明で、新たな実施設計による増額であることを明確にしなかったこと。こういうことは、信義に反するということを言っています。

だから、後で分かって、何じゃこれと思うわけです。反省してください。道義に反することが行われています。明確に、新たな変更によって増額が生まれたと、こういったらいいわけです。

燃料高騰によって、増額計上されたわけじゃないわけですよね。まず、新たな設計ができたら、増額になっていたと。その分において、燃料高騰分も見込まれていると。ただそれだけのことです。

そういうことを明確に示すというのが、事務処理手続の公正性や透明性を確保するというこ

とです。それが、公金の適正執行の原則です。当たり前でしょう。

誰がどう見ても、テレビで傍聴していても、この内容が分かるような発案のされ方がしたのか、これはおかしいと言っておきます。

以上で、一般質問の内容、終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（寺田公一君）　お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後　４時００分　延会

令和４年

第３回宿毛市議会定例会会議録第３号

１　議事日程

第８日（令和４年９月１３日　火曜日）

午前１０時　開議

第１　一般質問

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

２　本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

３　出席議員（１３名）

１番　今　城　　隆　君	２番　堀　　景　君
３番　三　木　健　正　君	４番　川　田　栄　子　君
５番　川　村　三千代　君	７番　髙　倉　真　弓　君
８番　山　上　庄　一　君	９番　山　戸　　寛　君
１０番　岡　﨑　利　久　君	１１番　野々下　昌　文　君
１２番　松　浦　英　夫　君	１３番　寺　田　公　一　君
１４番　濵　田　陸　紀　君	

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

４　欠席議員

な　　し

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

５　事務局職員出席者

事務局長	黒田　厚　君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈良和美　君
議事係長	桑原美穂　君
庶務係主任	宮本恵里　君

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

６　出席要求による出席者

市長	中平富宏　君
副市長	岩本昌彦　君
企画課長	上村秀生　君
総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	桑原　一　君
危機管理課長	有田巧史　君
市民課長	岡本　武　君

税務課長	山岡敏樹君
会計管理者兼会計課長	佐藤恵介君
健康推進課長	松田まなみ君
長寿政策課長	谷本裕子君
環境課長	谷本和哉君
人権推進課長	川村志保君
産業振興課長	岩本敬二君
商工観光課長	長山敏昭君
土木課長	澤田英典君
都市建設課長	小島裕史君
福祉事務所長	朝比奈淳司君
水道課長	川島義之君
教育長	鎌田勇人君
教育次長兼学校教育課長	和田克哉君
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	中平成也君
学校給食センター所長	平井建一君

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

午前１０時０１分　開議

○議長（寺田公一君）　これより、本日の会議を開きます。

日程第１「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

２番堀　景君。

○２番（堀　　景君）　おはようございます。２番、堀です。通告に従いまして質問したいと思いますので、よろしくお願いします。

今回の一般質問は、ふるさと沖の島の離島振興についてのみ質問させていただきます。

県下唯一の有人離島である沖の島は、自然美豊かで、人情深い島であります。私の幼少のころに比べると、生活基盤が整備されてはいますが、市内と比べるとあらゆる面で依然と遅れ、極めて厳しい環境下であると感じます。

そういった中で、私が気になる３項目に絞って、質問していきたいと思います。

まず、母島港の定期船寄港についてであります。

去る８月２７日の新聞に、母島港に土砂が堆積し、干潮時、市営定期船が寄港できない事態が相次いだという記事が載っていました。

そこで、翌日、状況確認のために、定期船にて沖の島へ行こうと考えていましたが、定期船職員に新型コロナウイルスの陽性者が複数発生したことで、渡船によるチャーター船で島へ向かうこととなりました。

当日は、あいにくの天気で波があり、船には慣れているつもりでいましたが、少し気分も悪くなりました。

今まで、渡船がかわりに運行するということは、あまり聞いたことがありませんでした。市の職員に聞けば、渡船組合と協議した結果とのことでした。

大型の貨物の運送はできなかったものの、欠航することなく、市民への大きな支障はなかったかと思いますが、コロナ禍の中で、密になった乗船となりました。

母島港へ到着し、港の中を見ましたが、波が視界を遮り、どんな状況か詳しく確認できませんでした。

いつも透き通った海を想像していましたので、少し残念ではありましたが、遠目に見ると、砂の堆積している場所が広範囲になっているように見えました。

母島港には、梅の木川と妹背川が流れており、その合流地点から、下流へと流れる水や土砂が小さなトンネルを通って海へと流入します。

５０年ほど前の話になりますが、私たちが小さいころ、よくその場所で泳いだり魚を釣ったり、堤防から海へ飛び込むのがとても楽しかったことを思い出しました。

当時から海中には砂があり、キリアイがすぐ背丈もないぐらいのところでとれ、その奥に行くと、急に水深が深くなっていたと思います。

自分達が小さいころに遊んでいた時とは比べ物にならんくらい、土が埋まっている。もう２回ほど船底がこすれ、スクリューに土を巻き込んだりした。これ以上、そんなことがあれば、大きな補修をしなくてはいけないようになる、と船員が話してくれました。

よく見ると、以前からの土砂の上に、新しい土砂が流れてきているように見え、干潮時には、定期船が入れないことが想像できました。

年々堆積する土砂で水深が浅くなっている状況を、４年前から沖の島開発促進協議会より陳情されていたと聞いています。

港については、高知県の管理となっていると思いますが、撤去作業はいつ頃になるのか、工事計画の状況はどうなっているのか、お尋ねします。

○議長（寺田公一君）　企画課長。

○企画課長（上村秀生君）　企画課長、堀議員の一般質問にお答えいたします。

御質問いただきました母島港につきましては、以前より定期船が港内に侵入する際に、スクリューで砂を巻き上げるなど、徐々に浅くなってきたことは認識していたところですが、７月初旬の豪雨により大量の土砂がさらに堆積し、大潮干潮時に安全に接岸することができなくなりました。

現在は、臨時的に沖側の新岸壁に接岸できる認可をいただき、柔軟に運行させていただいておりますが、島民の皆様をはじめ、定期航路を御利用いただいている方々に御迷惑をおかけしていることにつきまして、おわび申し上げます。

母島港のしゅんせつ工事につきましては、先ほども申し上げましたように、以前より浅くなってきていることは指摘されておりまして、高知県も昨年度港内を調査し、今年度にしゅんせつ工事を実施する予定でございましたが、７月初旬の豪雨によって、さらなる土砂流入が発生し、改めて工事計画を策定することが必要となり、結果として本年１１月から来年３月にかけて土砂の撤去を行う予定であるとお聞きしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　２番堀　景君。

○２番（堀　　景君）　再質問をさせていただきます。

１１月から来年の３月までに撤去するというふうな形で、今、お話ありましたが、定期的な調査、点検、そしてこれから何回かの土砂撤去が必要だと思いますが、その点の見通しができているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（寺田公一君）　企画課長。

○企画課長（上村秀生君）　企画課長、堀議員の再質問にお答えをさせていただきます。

しゅんせつ工事につきましては、今回の工事期間で、ある一定というか、安全な運行ができるようになる、そういうふうに認識しております。

今後におきましては、市といたしましても、島民の方々の生活の柱である離島航路の維持を第一に考えまして、日々、定期船を運航し、港内の状況について一番把握できる立場からも、県への情報提供を適宜行ってまいります。

また、それとともに、県に対しましては、定期的な調査点検、状況に応じたしゅんせつ工事を依頼してまいりたいと考えております。

以前からも、県や国からは、母島港だけではなく、航路に関する工事の計画などは御連絡いただいておりますので、これまでと同様に、関係機関と連携を取りながら、航路維持に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　２番堀　景君。

○２番（堀　　景君）　ぜひ、今後も引き続き、定期船が寄港できなくならないように、調査と点検、撤去作業があれば撤去作業をお願いしたいと思います。

次に、新岸壁について、お聞きします。

７月１７日、母島港に土砂が堆積したことで寄港できず、弘瀬港で乗客と荷物を下船したという状況について、島民から、どういうことなのか確認してくれと電話がありました。

当日、宿毛市の防災アプリには、荒天のため抜港をして運航するとなっていました。抜港になってねと、聞き慣れない言葉に、自分は、えっ、学校がどうした、というふうに、思わず聞き返してしまいました。

母島港に着けず、弘瀬港に人や荷物を下ろすことを抜港ということを、そのときに教えてもらったことでした。

そのため、母島港から弘瀬港へ何台も車を出し、人や荷物を運んでおり、いつも忙しい区長

が、本当にばたばたして大変やった、と私に話してくれました。

その電話から２週間ほどたって、防災アプリで母島港抜港となっていたので、定期船乗り場から桟橋を渡り、船員に状況確認しようと思っていけば、市の担当職員もおり、話を聞くことができました。

土砂が堆積して寄港できなかったときのことや、ヘリポートのある新岸壁になぜ止めることができなかったのかを問うと、新岸壁については、国へ停船許可が必要であることと、とめるには安全確認をしないといけないため、とめることができませんでした、との答えでした。

その話を島民にすると、あの新岸壁は港へ着けないときに、島民に支障がないように建設され、また乗り降りしやすく、荷物を下ろしやすいように、予算をかけて後から直してくれたと、険しい表情で話してくれました。

私の認識不足の点もあるのですが、国への許可申請というのは、毎回、そういった申請をしないといけないのか。年間を通しての申請はできないのか、お伺いします。

○議長（寺田公一君）　企画課長。

○企画課長（上村秀生君）　企画課長、堀議員の一般質問にお答えいたします。

運輸局への定期航路の申請におきましては、船舶が発着する場所や時刻を特定する必要がございます。

今回、母島港への土砂堆積によって、定期船の安全な運航が妨げられたため、大潮干潮時など安全な航路が確保できない場合のみ、新岸壁への着岸が運輸局から認められております。

そのため、今回のしゅんせつ工事期間が終了し、母島港内の安全が確認された際には、新岸壁を使用する必要がなくなり、通常どおりの着岸場所のみの運行に戻ることとなります。

災害時や緊急時には、船長の判断で着岸場所を変更することは可能ではありますが、災害などが想定されていない状況において、恒常的に新岸壁を着岸場所の予備とする国の認可については、困難であると考えております。

今後におきましても、接岸場所を含め、現状の航路の使用が困難になった際には、島民の生活に直結する重要な離島航路であることからも、運輸局にも可能な限り、速やかに認可をいただけるよう、調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　２番堀　景君。

○２番（堀　　景君）　許可申請の話をしてから１０日ほどして、接岸場所が変更されたことを防災メールで知りました。

しかし、これでは、先ほど、災害等のときに緊急にできるという話はされていましたが、ふだん、ちょっとした場合には、間に合わないということが安易に予想されます。

７月１７日の抜港の時点で、大潮で寄港できない時間もあらかじめ確認し、素早く国へ申請していれば、８月に４回も抜港することなく、新岸壁で対応できたかと思います。

ぜひ今回のことにはならないように、これからも素早く柔軟に対応でき、島民に支障がないよう、引き続きお願いしていただきたいと思います。

それでは、次に、妹背山についての質問に移ります。

先日、沖の島に行った目的は、母島港の土砂の堆積状況を確認することと、妹背山に登ってみることでした。

妹背山は島の中央部にあり、最高峰で４０４メートル、四国百名山の一つで今昔物語に描かれている沖の島の象徴的な山です。

登山道も整備されており、１年を通してハイキングも楽しめ、頂上の展望台からは３６０度

の絶景が広がり、天気がよければ九州も望めますと、観光マップに書かれていました。

案内をしてくれる友人２名に連れて行ってもらいましたが、できれば車で展望台まで行ければなと考えていましたが、今は道路に大きな石があり、崩れたところもあり、車では登れないといわれ、沖の島小中学校の入口から登ることとなりました。

途中、兵舎跡や山伏神社により、そこで宿毛市指定天然記念物のスダジイの大木を見ることができました。

樹齢約５００年と書かれてあり、長い年月にわたり、沖の島の自然を守る御神木の神秘さを感じました。

先日、７月末に安田町の県の天然記念物に指定されている大クスノキが、折れたと報道されているのを目にしました。

この沖の島のスダジイは、穴があいているところもあり、老衰の姿がありありとうかがえて、大丈夫であるか素人の私にはよくわからないのですが、市として、点検の有無や保存状況などの確認など、定期的に行われているのか、お尋ねします。

また、沖の島の天然記念物としては、ほかにも日吉神社の上にある幹が網目になったアコウの木や、荒倉神社のアコウの大樹、貝の古場のアコウの木がありますが、これらの木もスダジイと同じように、きちんと管理されているのか併せてお聞きします。

○議長（寺田公一君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君）　生涯学習課長、堀議員の一般質問にお答えします。

宿毛市指定天然記念物についてでございます。

沖の島は特徴的な生態系が育まれていることから、その中で弘瀬の荒倉神社社叢を高知県が、山伏のスダジイや母島のアコウなどを宿毛市が天然記念物に指定しております。

県は、重要な文化財に対して、毎年パトロールを実施しておりまして、この社叢についても、県が委嘱した文化財保護指導員と市職員でパトロールを実施し、県に報告しております。

この活動と合わせる形で、母島内の市指定分も、順次、現状を把握し、必要に応じて文化財所有者とともに適切な管理に努めているところでございます。

御指摘の山伏のスタジイ、その他についても同様となっております。来月に予定しておりますパトロールの際にも、確認をしたいと考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君）　２番堀　景君。

○２番（堀　　景君）　きちんとパトロール調査、管理されていることを聞いて、安心するとともに、これから先も長く保存されることを願います。

スダジイの木から５０メートル近く登ったところに、妹背山の山頂がありました。

山頂には展望台があるんですが、立入禁止のロープが張っていて、見上げると、木造の展望台は斜めに傾き組んだ木がぼろぼろで腐った箇所が数か所あり、危険な状態でした。

以前は、補強をして何とか展望台の上で景観できるようにしていたと聞きましたが、この妹背山の山頂には、登山するためだけに来られている登山客が、年間２００名近くいるというから驚きでした。

私は、展望台の建替えの時期に来ていると感じたのですが、市としてはどのように考えているのか、お聞きします。

○議長（寺田公一君）　商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君）　商工観光課長、堀議員の一般質問にお答えをいたします。

妹背山展望台につきましては、年間を通じて

登山客が訪れ、宿毛湾及び太平洋が一望できる絶景のスポットとなっております。

平成２０年度に展望台を設置してから１０年以上が経過し木造の構造物としては、大変厳しい立地条件の中、必要な補強や修繕等を行いながら施設の維持を行ってまいりました。

本年４月、階段の柱部分及び展望台床板部分の木材の腐食が進んでおり、現状のままでの使用は危険であることから、先ほど、堀議員が言われたように、現状、立入禁止の措置を講じております。

今後につきましては、沖の島観光協会など地元の方々の意見も伺いながら、修繕等の可否について検討を行ってまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　２番堀　景君。

○２番（堀　　景君）　展望台は、できるだけ早く、何とか建替えを期待するところであります。

私たちは、立入禁止になっている展望台ではありましたが、調査のために階段を上り、頂上へとあがりました。

上の展望できる広場となっているところは、まだ木がしっかりとしていて、そこで休憩をとったのですが、風が非常に爽やかで、北方面には鵜来島がきれいに見え、南西方面には弘瀬の灯台が少しだけ見えました。

３６０度の景観というには、樹木が茂り景観を遮ってしまっていました。

足摺宇和海国立公園にも指定されているため、保安林もあり高く生い茂った木々を簡単に伐採できないようにも思いますが、その点はどのようになっているのか、お伺いします。

○議長（寺田公一君）　商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君）　商工観光課長、お答えいたします。

妹背山展望台周辺の樹木の伐採につきましては、当該区域は環境省の指定する国立公園となっておりますが、公園の地種区分としては、第３種特別地域に分類され、木竹の伐採に関しては、風致景観に著しい支障を及ぼす場合以外は制限なしとされております。

よって、森林所有者が森林の樹木を伐採する場合には、伐採及び伐採後の造林の計画の届出を宿毛市に事前に提出し、伐採が完了した後には、伐採に係る森林の状況報告を行うことで、樹木の伐採は可能となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　２番堀　景君。

○２番（堀　　景君）　伐採できる状況であるということは、確認しました。

妹背山の展望台の横には、鵜来島のような大きな砲台跡ではありませんが、小さな砲台の跡も残っています。

展望台を建替え、近くの高い木を伐採し景観をよくすることで、観光客、登山客の増加につながるのではないかと思います。

ぜひ前向きに検討をお願いいたします。

これまで、いろいろと展望台の建替えを中心として話をさせていただきましたが、建替えの計画を進める前に、山頂へと続く道路の修復がないと展望台の建替えもできません。

道路上には、イノシシが運んだであろう石や豪雨で崩れ落ちた石など、雨水で掘れ込んだ箇所もあり、多少、大がかりな道路整備も必要かと思います。

以前、市長も自転車で山頂に登った経験があると、島民から聞きましたが、道路の修復については、どのようなお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（寺田公一君）　商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君）　商工観光課長、お答えいたします。

妹背山展望台に続く山道につきましては、毎年、沖の島観光協会に草刈りなどの整備を業務委託しております。

その中で、落石の除去や、溝に土のうを埋め込むなどの補修を、必要に応じて行っている状況であります。

今後も、沖の島観光協会と連携を取りながら、必要な補修を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　２番堀　景君。

○２番（堀　　景君）　道路修復の件、展望台の建替えの件は、同時に計画するのが一番かと思いますので、沖の島観光協会と連携しながらということですので、これもよろしくお願いしたいと思います。

続いての質問は、長浜の老人憩いの家についてであります。

長浜老人憩いの家は、長浜小学校の跡地を利用していますが、５０年ほど前、私が小学校の頃、ソフトボールをしたり運動会を見に行ったり、何度か校舎を訪れたことがありました。

そのときでさえ、古びた学校であったという印象でしたが、今回、改めて訪問してみますと、住んだり、集まって話し合いができるような状況でないことが分かりました。

壁が落ちたり、天井が抜けたり、あまりにも危険な建物を公共の場として使用したり、残しておくのはどうかなと思いますが、市として取り壊しの考えがあるのか、その方針をお伺いします。

○議長（寺田公一君）　長寿政策課長。

○長寿政策課長（谷本裕子君）　長寿政策課長、堀議員の一般質問にお答えいたします。

長浜老人憩いの家につきましては、昭和４１年に登記された建物で老朽化が進んでおり、施設除却の必要性を認識しておりますが、周囲に住家等が少なく、直接的な危険性が低いことから、早急な対応ができておりません。

現在、様々な公共施設の老朽化により、維持修繕や除却が大きな行政課題となっておりますので、ほかの施設を含め、市が管理する施設全体で緊急性を勘案し、計画的に実施してまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　２番堀　景君。

○２番（堀　　景君）　校舎横のグラウンドには桜の木がたくさん植えられており、春になると島民が花見をしたり、その桜を見に観光客が足を運ぶと聞いているので、私はまず、校舎を取り壊し、その跡地に介護施設や避難所を設けることも可能かなと思います。

介護の視点から考えると、小規模な介護施設、例えば小さなプレハブの簡易な建物で、トイレ、シャワー、簡単な調理場等を設備し、要介護である方が利用できる施設ができないものかなと思いますが、その点について、考えをお聞きします。

○議長（寺田公一君）　長寿政策課長。

○長寿政策課長（谷本裕子君）　長寿政策課長、御質問にお答えいたします。

介護施設の整備につきましては、介護保険法の規定により、３年に１度、市町村が策定する介護保険事業計画におきまして、住民が日常生活を営んでいる圏域ごとに必要数を見込むこととされています。

現在、令和３年度から５年度を期間とした第８期介護保険事業計画が策定済みでございますので、新たな施設整備につきましては、来年度第９期介護保険事業計画策定時に検討いたします。

なお、長浜地区老人憩いの家がある場所への介護施設整備という御質問でございますが、宿

毛市では、市全体を１圏域と設定しておりますので、地区を指定して整備するということはできません。

しかしながら、必要なサービスを確保できるように、沖の島地域を含む高齢者の皆さんの健康状態や、介護サービスの利用状況等を分析しまして、必要な施設整備を計画に位置づけることができるよう、十分留意し、計画を策定いたします。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　２番堀　景君。

○２番（堀　　景君）　来年度から、市全体で考えていくというふうな形でしたが、島民の人数も考えると、なかなかその点においては、厳しいのかなというふうに、自分自身も考えてはおりますが、介護の視点から考えると、なかなか難しいかもしれませんが、防災の視点から考えて、災害時の長浜地区の避難所は、沖の島小中学校や沖の島総合開発センターが指定されていますが、区長から、豪雨の際に小中学校へと続く市道が２か所、冠水により通行できなくなることがあると聞いています。

旧長浜小学校の場所に、避難所として、先ほどと同じように簡易的な建物があれば、有効であると考えますが、こちらのほうはどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（寺田公一君）　危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君）　危機管理課長、堀議員の一般質問にお答えいたします。

沖の島において、急峻な地形から平地がほとんどなく、長浜地区においても、土砂災害の危険性は考えられます。

また、場所の安全性だけでなく、議員も先ほど言われましたように、道路が閉塞した場合には地区の孤立も考えられます。

そのため、豪雨災害時には地区にとどまるよりも、市が避難所を開設いたします沖の島開発総合センターのように、外部との連絡や支援が受けられる場所へ移動することが重要でございます。

なお、避難が困難となる時間があらかじめ予想できる場合には、時間的余裕をもちまして、避難情報を発令しておりますので、市民の皆様におかれましても、気象情報等に十分注意していただきまして、早目早目の行動を心がけていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　２番堀　景君。

○２番（堀　　景君）　長浜地区においては、将来的なことも考えて、介護施設や避難所、または集会所のような建物は、一緒の建物を利用し、建物が移動できたり再利用できるものであれば、非常に有効的であり重要なことだとも思います。

難しいかもしれませんが、ぜひこれからも御検討を、またよろしくお願いいたします。

今回は沖の島の方々とお話しさせていただき、改めて非常に難しい環境下であると、再認識しました。

そういった中で、それぞれ大変な状況でも互いに声を掛け合い、助け合い、何とか島で暮らせるように、必死に暮らしているように思います。

何より島が好きで、できればこの土地で最後まで暮らしたい気持ちであることが伝わりました。今後も島民の方々が、安全かつ住みやすく、観光客にとって、楽しく過ごせるような環境整備を努めるようお願いして、私の一般質問を終了します。

ありがとうございました。

○議長（寺田公一君）　この際、１０分間休憩いたします。

午前１０時４０分　休憩

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

午前１０時５３分　再開

○議長（寺田公一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

１４番濵田陸紀君。

○１４番（濵田陸紀君）　１４番、一般質問をします。

宿毛橋の改修について。

宿毛市市街地より坂ノ下側に渡る宿毛橋は、昭和６年に建設され、９０年以上の歳月がたち、平成８年に元市長林氏の一般質問で、補強工事をお願いしました。

それからでも２６年の歳月が流れ、修繕が必要な時期が来ているのではないかと思い、また、一般質問をさせていただきます。

地元の方々によれば、車で走行中、橋のつなぎ目のあたりから、バラスが川に落ちる音がパラパラとするらしいです。

それで通っている途中に車の中で、今、地震が来たらどうしようかというような、疑心暗鬼にかられるようなことがあるらしいです。

もしできれば、調査などをしていただき、補強工事をしていただけないものでしょうか。

○議長（寺田公一君）　土木課長。

○土木課長（澤田英典君）　土木課長、１４番、濵田議員の一般質問にお答えします。

濵田議員より御質問のありました宿毛橋は、松田川にかかる橋長２２８．２メートル、標準幅員３．０５メートル、完成時期が１９３１年、昭和６年３月の橋梁であります。

市道に架設されている橋梁については、平成２６年度以降、５年以内に１回の頻度で専門業者による近接目視点検を実施しており、宿毛橋については、直近では令和２年度に点検を実施しております。

点検結果は、判定区分１から４で分類することとなっており、１が健全な状態で、判定区分の数字が大きくなるにつれて、健全度が低いことを表します。

宿毛橋の令和２年度の点検結果は、判定区分３となっており、早期に措置を講ずべき状態となっております。

そこで、今後の対応としましては、点検結果を受けまして、今年度中に工事発注しまして、今年度から来年度にかけて補修工事を実施する予定となっております。

以上です。

○議長（寺田公一君）　１４番濵田陸紀君。

○１４番（濵田陸紀君）　再質問をいたします。

それでは、近々補修工事はやっていただけると、そのように思っていいんですね。

○議長（寺田公一君）　土木課長。

○土木課長（澤田英典君）　土木課長、濵田議員の再質問にお答えします。

先ほども答弁させていただきましたように、今年度中に工事を発注しまして、今年度から来年度にかけて、補修工事を実施する予定になっております。

以上です。

○議長（寺田公一君）　１４番濵田陸紀君。

○１４番（濵田陸紀君）　それでは、２番目の質問をいたします。

市内飲食店等の家賃補助について、お伺いします。

新型コロナウイルス感染症の影響について、原油価格や原材料の高騰により市内事業者の多くの方々から、経営が非常に苦しくなった、何か支援はないものか相談を受けました。

事業者の中でも、特にスナックや飲食店の方々からの相談が多く、長引くコロナの影響により、非常に厳しい状態に追い込まれているのではないかと、強く心配しているところでございます。

自分も飲食業に関係している者として、戻りつつあった客足も、新型コロナウイルス感染症

の影響により、非常に鈍くなっていることを日々感じるところでございます。

新型コロナウイルスの感染状況を考えると、今後とも厳しい状態が続くものと思われ、さらなる支援が必要ではないかと考えております。

そこで、市内業者等に対し、家賃補助などの支援を実施する予定があるか、お伺いいたします。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　濵田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

濵田議員おっしゃるとおりでございまして、新型コロナウイルス感染症の続く中、原油価格や原材料の高騰もありまして、市内業者の皆様の置かれている状況は、ますます厳しいものがあるというふうに認識をしているところでございます。

また、エネルギー価格や原材料の高騰は物価の上昇を招きまして、市内事業者のみならず、市民の皆様の家計をも圧迫をしておりまして、本市といたしましても、強くそういったことに対して危機感を抱いているといったところでございます。

このような状況を踏まえまして、本市といたしましては、市民の皆様や事業者の皆様の負担の軽減を図ると共に、市内経済の活性化を図ることを目的といたしまして、市民の皆様全てを対象とした宿毛市地域振興券事業を実施をしているところでございます。

国におきましても、原油価格・物価高騰等総合緊急対策が策定をされまして、事業者に対するセーフティーネット保証による金融支援など、様々な支援がなされているところでございます。

議員も御承知のところだと思います。

ただ、コロナ禍に加えまして、ウクライナ危機に端を発した原材料や物価の高騰は、依然として収束の気配を見せておらず、国や高知県においても追加的な対策が検討されている、そういった状況下でございます。

本市といたしましても、国や県の対策を見極める中で、必要となる支援策の実施を検討をしていかなければならない、そういった状況でございまして、しっかりと検討をしてまいります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１４番濵田陸紀君。

○１４番（濵田陸紀君）　再質問をいたします。

うちの前なんかも、飲食店とか、いろいろスナックとかあるわけですが、それが、今年も４月、５月、６月と大部分の期間、休んでいるところがあるわけです。

そして、ある方がおいでになって、何とか市のほうも国のほうに働きかけてくれないだろうか。私なんか、このままやったらやれんと。一応、開けてはいるんだけど、一人来て、あと一人来るのかと思うてあれしよったら、予約をもらっていた方がまた来れなかった、そういうような状態で、女の子のひとり分の売上もないような状態が続いているんですよと。

そういって言われてみれば、うちなんかも同じような状態でございますので分かりますが、市長、できる限り、そういうような、市からも国、県のほうに問い合わせて、できる限り補助制度、活用していただきたいと思います。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　お答えをさせていただきます。

飲食店を中心といたしまして、非常に厳しい状況が続いているというふうに、私も感じているところでございまして、各機関を通じまして、県、国、そういったところにも、こういった実情をしっかりと訴えてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　この際、１０分間休憩

いたします。

午前１１時０４分　休憩

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

午前１１時１６分　再開

○議長（寺田公一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

１０番岡﨑利久君。

○１０番（岡﨑利久君）　１０番、通告に従いまして、一般質問をいたします。

はじめに、新しい「道の駅」について、お伺いをいたしたいと思います。

その前に、令和４年第２回臨時会において、道の駅すくもサニーサイドパークリニューアル工事の工事請負契約が締結をされました。あとは、来年のオープンを待つのみとなりました。楽しみにしております。

それでは、新しい「道の駅」についてでございますけれども、令和元年第２回定例会６月議会で、新しい道の駅についてお伺いをしたところ、宿毛・内海間の高規格幹線道路の整備も踏まえる中で、市街地に人の流れをつくることができるようなところに、特産品の販売や、観光などの情報発信の機能を持った施設を整備したいと考えております、との答弁でございました。

一般質問をしてから３年を経過いたしましたが、現時点での道の駅の構想について、どのように考えているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　岡崎議員の一般質問にお答えさせていただきます。

議員のほうからも御紹介いただきましたが、現在、道の駅すくもサニーサイドパークにつきまして、令和５年度のリニューアルオープンに向けまして、改修工事が行われているといった状況でございます。

すくもサニーサイドパークにつきましては、広大な緑地スペースを有し、宿毛湾を望む絶好のロケーションを生かしたアウトドア利用も可能な、特徴ある道の駅としてリニューアルするといった計画になっているところでございます。

３年前に御質問いただきました際にお答えしました、新たな道の駅、こちらの構想につきましては、その際にお答えした内容と変わっておらず、宿毛・内海間の高規格幹線道路の整備を踏まえまして、市街地に人の流れを生むことができるような立地の検討を行い、サニーサイドパークの機能とは違った形で、宿毛市の１次産品を商品化した物産などの、そういった販売ができる、そういった道の駅を想定をしているところでございます。

なお、具体的な検討に入るのは、現在、工事中であります、サニーサイドパークの建設工事完了後の来年度を考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１０番岡﨑利久君。

○１０番（岡﨑利久君）　御答弁ありがとうございました。

３年が経過して、市長の考えが変わってたら、この後の質問ができにくいなと思っておりましたけれども、構想どおりしていただけるということでございます。

具体的には、来年度からということでございます。

次に、今後の道の駅を建設するに当たって、いろいろな方のアドバイスや助言も含めて、また市民の要望も踏まえる中で、すばらしい道の駅を建設していただきたい、そのように思っております。

そこで、仮称ではございますが、道の駅整備検討委員会などを設置すべきと考えますが、見解についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　お答えをさせていただきます。

新たな道の駅を設置するに当たりましては、市民ニーズや関係団体の意見等を把握することは必須であると、そのように認識しておりますので、そのための機能を持たせた組織の立ち上げは必要であると、そのように考えているところでございます。

○議長（寺田公一君）　１０番岡﨑利久君。

○１０番（岡﨑利久君）　ありがとうございました。

様々な方の意見を聞く中で、新しい道の駅を建設していただきたい、そのように思っております。

次に、新しい道の駅を防災道の駅にすることについて、お伺いをいたします。

防災道の駅の認定要件につきましては、都道府県が策定する広域的な防災計画、及び新広域道路交通計画に、広域的な防災拠点として位置づけられること。災害時に求められる機能に応じて、施設、体制が整っていること。建物耐震化、無停電化、通信や水の確保等により、災害時においても業務実施可能な施設となっていること。災害時の支援活動に必要なスペースとして、２，５００平方メートル以上の駐車場を備えていること。ＢＣＰ業務継続計画が策定されていること、などの要件がありますが、新しい道の駅を防災道の駅とすることについての見解について、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　お答えをさせていただきます。

南海トラフ地震の発生が想定をされる中で、市内の防災機能を充実させていくことは、非常に重要な視点であると考えております。

そのような考えのもと、本年７月末には、津波から市民の命を守る宿毛市初となる津波避難タワー２基が完成をいたしたところでございます。

しかし、災害は津波だけではありませんので、新たな道の駅につきましても、災害時に求められる機能を有することは望ましいものと認識をしております。

今後、新たな道の駅の議論を進めていく中で、その可能性についても検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（寺田公一君）　１０番岡﨑利久君。

○１０番（岡﨑利久君）　十分に検討をしていただきたい、そのように思っております。

次に防災について、お伺いをいたしたいと思います。

南海トラフ地震が起こると、高知県では地殻変動等に伴い室戸岬や足摺岬は地盤が隆起し、その他の地域は地盤が沈降するとされております。

地盤の沈降により、標高が海水面より低くなった土地は堤防や排水機場が被災し、その機能を失うと、浸水した海水を排水できなくなるため、浸水が継続することにより長期浸水になると言われております。

本市の中心市街地周辺は、最大クラスの地震が発生すると、現状では堤防の大半が満潮時の海水より低くなり、長期浸水が発生をいたします。

現状では、排水完了まで約４０日間の期間を要するとされております。

街区の津波避難計画を参考に質問をいたしますが、街区の対象地域は、桜町、萩原、松田町、中央１丁目から８丁目まで、南沖須賀の２，４５４名を対象にしております。

南海トラフ地震が発生した場合、一時避難場所としての避難場所や避難ビルはありますので、全ての住民は収容可能ではございますが、津波が去った後、雨風をしのぐ場所がございません。

そこでお伺いをいたしますが、街区の住民が、中長期的に避難できる指定避難所はどこになるのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（寺田公一君）　危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君）　危機管理課長、岡﨑議員の一般質問にお答えいたします。

南海トラフ地震が発生し、最大クラスの津波が甚大な被害をもたらした場合の、街区における長期的な避難所としましては、長期浸水等により、交通の断絶が想定されない津波浸水区域外の避難所となりますので、和田地区や橋上地区、それから山奈地区、平田地区等の避難所を想定いたしております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１０番岡﨑利久君。

○１０番（岡﨑利久君）　わかりました。

先ほどは、街区を中心にお伺いをしたところではございますが、今度は、宿毛市全体を考えると、多くの方々が被災されると思いますが、指定避難所に収容できる人数と、収容できない人数について、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（寺田公一君）　危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君）　危機管理課長、お答えいたします。

宿毛市の津波浸水区域外における指定避難所の収容可能人数は、４，８１３人となっております。

また、高知県が平成２５年に発表しました南海トラフ巨大地震による被害想定の概要における、発災から１週間後の全避難者数が最大となるケースを基に、直近の人口から算出した、宿毛市の避難所避難者数は、９，４７０人となりますので、４，６５７人分の避難所が不足する想定となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１０番岡﨑利久君。

○１０番（岡﨑利久君）　先ほど、課長より、指定避難所に収容できる人数については、４，８１３人、指定避難所に収容できない人数については、４，６５７人との答弁をいただきました。

指定避難所に収容できない避難者は、今後どうされるのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（寺田公一君）　危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君）　危機管理課長、お答えいたします。

４，６５７人の避難者につきましては、幡多圏域の近隣市町村に受け入れを要請しまして、受入避難先市町村の避難所に避難していただくことといたしております。

これに係る幡多圏域における広域避難に関する協定を、平成３１年に四万十市、土佐清水市、大月町、黒潮町、三原村と締結しておりまして、適宜、担当者による勉強会も開催いたしまして、課題についての情報共有を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１０番岡﨑利久君。

○１０番（岡﨑利久君）　先ほど、課長より、指定避難所に収容できない避難者については、広域でフォローしていくということでございましたので、十分、理解をできました。

次に、仮設住宅の建設場所について、お伺いをいたします。

本市では、長期浸水のために、仮設住宅が建設できる場所が少ないと考えますが、現時点ではどのように考えているのか、お伺いいたしたいと思います。

○議長（寺田公一君）　危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君）　危機管理課長、お答えいたします。

平成２９年３月に策定いたしました宿毛市応急期機能配置計画におきまして、応急仮設住宅の建設用地の適正評価を行っており、公園や大

規模駐車場、小中学校のグラウンド等を使用する計画といたしております。

なお、建設用地の全てを公有地で確保することはできませんので、新たな建設用地の整備や、民有地の借上げ等が必要だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１０番岡﨑利久君。

○１０番（岡﨑利久君）　十分理解できました。

民有地等、今後、早い段階で相手と話をしながら津波が起こった後、使わせていただくような協定なり何なりを、早目にしていただいたらいいのかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、福祉避難所についてお伺いをいたします。

福祉避難所とは、災害対策基本法による避難所の一つで、一般の避難所では生活に支障がある要配慮者を受け入れる避難所です。

法改正前の福祉避難所への避難方法は、まずは一般の避難所に避難をし、市町村が福祉避難所への移動希望者数を取りまとめ、後から福祉避難所が開設されたら、移動が必要と判断された要配慮者を移動する方法でしたが、これでは一般避難所で体調を崩す要配慮者もあり、災害発生直後の対応ができず、また避難所を移動する負担が大きいことが問題でありました。

そこで、令和３年５月に、福祉避難所の確保・運営ガイドラインが改定をされて、事前に市町村が要配慮者を把握し、各指定福祉避難所で受け入れる対象者を調整する、市町村が指定福祉避難所ごとの受入対象者を公示する。災害が発生し避難するとき、要配慮者は開設された福祉避難所に直接避難する。ただし、事前に指定された公示福祉避難所に避難とされております。

本市では、街区では４つの施設で９１名の受入を、平田地区では３つの施設で１１６名の受入をしております。

そこで、合計で２０７名の受入が可能となっておりますが、現在、本市では、どのような受入態勢を考えているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（寺田公一君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（朝比奈淳司君）　福祉事務所長、岡﨑議員の質問にお答えいたします。

現在、要配慮者の受入態勢につきましては、まずは、一番近い一般避難所へ避難をしていただき、そこからお体の状態に応じて、一般避難所内の福祉避難スペースや福祉避難所へ移動していただくこととしております。

昨年度に改定された福祉避難所の確保・運営ガイドラインでは、事前に受入対象者の調整を行い、日頃から利用している施設へ直接避難できる内容が盛り込まれましたので、本市といたしましても、要配慮者の意向や地域の実情を踏まえながら、受入態勢を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１０番岡﨑利久君。

○１０番（岡﨑利久君）　先ほど、所長より十分検討をしてまいりたいということでございます。できれば、早い段階で、福祉避難所に直接行ける方法を模索していただきたいなと、そのように思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

最後に、宿毛市立小中学校再編計画について、お伺いをいたします。

これは、令和３年第３回定例会９月議会でもお伺いしたところではございますが、引き続きということでございますので、よろしくお願いいたします。

そのとき、９月議会で、西地域学校移転適地調査事業について、お伺いをしたところ、宿毛

都市計画道路の都市計画変更に係る案の縦覧が終わりましたら、業務委託を発注していくとの答弁がありました。

適地についても、西地域の学校区内の用地で、かつ高台にあることを前提として、児童生徒の交通利便性を考慮し、２か所から３か所の適地を調査、選定していきたいと考えているとの答弁もいただいております。

その中で、業者から２か所から３か所の適地を選定されたと思いますが、選定された場所について、並びにどこの場所に決定をしたのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（寺田公一君）　教育長。

○教育長（鎌田勇人君）　岡﨑議員の一般質問にお答えいたします。

適地の選定につきましては、昨年度実施いたしました西地域学校移転適地調査業務委託におきまして、片島中学校区内で標高２０メートル以上、敷地面積約３ヘクタールから４ヘクタールという条件をもとに、１次選定にて８か所を選定いたしました。

その中から２次選定として、通学距離や都市計画道路宿毛中央線の計画位置を考慮し、西町、小深浦及び希望ヶ丘の３か所を選定しております。

詳細な場所といたしましては、西町の案が西町と自由ケ丘の間の山、小深浦の案が市庁舎のある高台から西側に一つ山を越えた先の民間事業者が土を取っている辺りとなっております。

希望ヶ丘の案につきましては、市庁舎の南東、高知県宿毛合同庁舎建設予定地東側の山となっております。

以上の３か所から、市長と教育委員の方々と総合教育会議で協議し、希望ヶ丘の案を適地として選定しております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１０番岡﨑利久君。

○１０番（岡﨑利久君）　先ほど、教育長より希望ヶ丘を適地として選定をしたとの答弁をいただきました。

適地として選定するまでの過程と理由について、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　岡﨑議員の一般質問にお答えをいたします。

適地を決定した経過と理由でございますが、経過といたしましては、適地調査業務におきまして、選定した３か所を、先ほどの教育長の答弁にもありましたように、私と教育委員会との協議・調整の場である総合教育会議に図りまして、決定をしているところでございます。

総合教育会議では、３か所それぞれのメリット、デメリットなどをもとに検討を行いました。

その結果、メリットの大きい希望ヶ丘案に決定をしているところでございます。

決定に至った主な要因といたしましては、保育園、市庁舎及び宿毛警察署と同一の高台に位置するため、利便性が高く、災害時に学校が孤立しないこと、そして購入する必要がある土地の筆数及び地権者数が少なく、購入に要する期間が短くなると想定されることなどといったメリットを評価し、決定をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１０番岡﨑利久君。

○１０番（岡﨑利久君）　先ほど市長より、決定までの過程と理由について、詳しく説明をいただきました。

次に、希望ヶ丘の土地の面積と造成費用について、概算で構いませんので、どのくらいになるのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　お答えをさせていただきます。

希望ヶ丘の面積と造成費についてでございますが、造成工事により平場となる面積が、敷地といたしまして２万５，０００平方メートル、残土場として３，３００平方メートルの合計２万８，３００平方メートルとなっております。

参考に、宿毛小中学校の敷地面積が約２万９，０００平方メートルですので、宿毛小中学校とほぼ同等の敷地面積となっているところでございます。

また、造成に係る費用は、約１７億円となっております。ただし、この面積、造成費は適地を選定するための適地調査業務にて、概算で作成したものでございますので、今後、詳細な設計等を行う中で、変更となりますので、御了承のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（寺田公一君）　１０番岡﨑利久君。

○１０番（岡﨑利久君）　ありがとうございました。

次に、西部ゾーンの計画についてということで、令和２年２月策定の宿毛市立小中学校再編計画では、西部ゾーン、咸陽小学校、大島小学校、片島中学校について、開校予定日は令和９年４月１日との記載がありますが、予定どおり開校できるのか、その点についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（寺田公一君）　教育長。

○教育長（鎌田勇人君）　岡﨑議員の一般質問にお答えいたします。

宿毛市立小中学校再編計画では、大島小学校、咸陽小学校、片島中学校の統合学校の開校予定は、令和９年４月となっております。

適地調査後の想定事業スケジュールとしましては、来年度より基本構想の策定及び用地調査等を行い、用地購入が終了後、造成設計及び開発許可を完了させ、その後、土地の造成工事、校舎等の建築工事を行う見込みとしており、令和１３年４月１日の開校を想定しているところであります。

したがいまして、再編計画どおりの開校は、困難な状況となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１０番岡﨑利久君。

○１０番（岡﨑利久君）　先ほど教育長から答弁がございました、令和１３年４月１日開校になるとお伺いをしたところではございますが、予定よりも開校が４年も遅れることになった理由について、先ほど、いろいろと答弁もございましたけれども、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（寺田公一君）　教育長。

○教育長（鎌田勇人君）　お答えいたします。

開校が４年遅れることとなった理由ですが、適地調査業務の結果をもとに、事業計画の見直しを行ったところ、先ほどの事業スケジュールで申しましたとおり、用地の購入や造成工事などに当初計画より時間を要することとなったため、令和１３年４月の開校予定となっております。

今後、市長部局とも協議を行いながら、発注方法など事業の進め方を精査し、一日でも早い開校を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１０番岡﨑利久君。

○１０番（岡﨑利久君）　一日も早い開校のほうを、お願いしたいと思います。

次に、東部ゾーンの計画についてお伺いをいたします。

先ほど、西部ゾーンの開校が令和１３年４月１日になったことに伴い、東部ゾーン、山奈小学校、平田小学校、東中学校については、令和１１年４月１日開校予定になっておりましたが、東部ゾーンについては、計画どおり進むのかどうか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（寺田公一君）　教育長。

○教育長（鎌田勇人君）　お答えいたします。

平田小学校、山奈小学校、東中学校の東部ゾーンの学校再編計画は、令和４年度から適地調査、地元協議を行い、令和１１年４月の開校としていましたが、西地域の学校建設が４年ほど延長されることとなっておりますので、今後、協議していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君）　１０番岡﨑利久君。

○１０番（岡﨑利久君）　先ほど、教育長より、協議していくということでございますので、協議結果については、また議員協議会なりでお答えしていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、西部ゾーンの小中学校の建設場所が決定したのならば、早い段階で保護者や地元の方々に対して説明会をするべきだと考えますが、いつごろを想定しているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（寺田公一君）　教育長。

○教育長（鎌田勇人君）　お答えいたします。

保護者並びに地元の方に対する説明会については、今後行っていく予定としており、まず１０月より市長部局が実施する地域懇談会にて、説明を行っていく予定としております。

以上です。

○議長（寺田公一君）　１０番岡﨑利久君。

○１０番（岡﨑利久君）　早ければ、１０月より市長部局が行う地域懇談会でしていくということでございますけれども、そこの場所に、保護者の方がどのくらいいらっしゃるかどうかわかりませんけれども、できれば、細かい単位、学校単位で保護者の皆様にも説明して、意見等をあげてもらうような機会をつくっていただいたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、令和２年２月策定の宿毛市立小中学校再編計画について、西部ゾーンの開校日の変更などを考えた場合に、再編計画を変更すべきだと考えますが、御見解についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（寺田公一君）　教育長。

○教育長（鎌田勇人君）　お答えいたします。

再編計画の変更につきましては、西地域学校の建設時期に一定のめどがついた段階にて、大島小学校、咸陽小学校、片島中学校の西地域学校の変更に合わせて、山奈小学校、平田小学校、東中学校の東地域学校の検討も行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１０番岡﨑利久君。

○１０番（岡﨑利久君）　よくわかりました。

最後に、予算規模についてお伺いをいたしたいと思います。

造成費については、先ほど、概算で約１７億円と答弁をいただきましたが、小中学校の校舎の建設、体育館の建設、プールの建設、グラウンドの整備を含めて、全体としてどのくらいの予算を考えているのか、全体の予算規模についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　お答えをさせていただきます。

現在のところ、適地調査業務にて、概算の造成工事費が示されているだけでありまして、全体の予算規模の算出をしているわけではありませんが、参考といたしまして、最近、建設された宿毛小中学校の校舎等の建築費が約３１億円、設計等の費用が約２億円、また宿毛小学校体育館の建設費が約５億円、この設計等の費用が、約４，０００万円となっておりまして、合計が約３８億４，０００万円となっているところでございます。

西地区の学校は、これに中学校の体育館、プ

ールが加わりまして、また、近年の物価上昇があるため、この金額より高くなることが想定をされているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１０番岡﨑利久君。

○１０番（岡﨑利久君）　御答弁のほう、ありがとうございました。

まだまだ小中学校、西部ゾーンの小中学校については、予算を概算でお伺いをしましたけれども、かなりの金額がかかるということでございますので、計画どおり進むことを願っております。

以上で一般質問の方を終わります。

○議長（寺田公一君）　この際、午後１時３０分まで休憩いたします。

午前１１時４９分　休憩

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

午後　１時３１分　再開

○議長（寺田公一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　４番、川田栄子。一般質問をさせていただきます。

私は、コロナ騒動が起こってからは、ずっと疑問に思っていました。そのことが一つ一つ、最近も明らかになってきております。

厚労省に対する欺瞞、そして、いろんな粉飾騒動、それだけでなくコロナ騒動が世界で起こっていることが、全てパンデミックであったということが明らかになってきております。

質問に入らせていただきます。

第２次大戦後、ナチスの医者が行った人体実験が犯罪として裁かれました、と思うような出来事が、世界で起こっています。

ドイツの最新の研究でも、２０２０年のパンデミック宣言は、フェイクであることが証明されました。経済を止める必要はない。止めてもコロナは止まらない。自粛も、データを見る限り、関係はなかったといわれています。

ワクチン接種は、政府を信じている、間違ったことをするはずがない。製薬会社が毒を作るはずがない、と信頼があったから寛容になってきました。

さすがにここにきて、３回目から接種を控える者も出ました。

ちょっと数字を見てみますと、４回目、７７４万３，７６３回。３回目は６２．６％、２回目は８０．９％、１回目は８２％。ワクチン接種、世界の２位か３位の接種の日本でありますが、マスク装着９９．９％。これが、世界１位の感染者の今の日本の状態です。

数字は操作できます。ＰＣＲ検査の欺瞞や、コロナ死者数が水増しされている茶番にも気づいている人は多いです。ここで数字をおさめましょうか。しかし、ここでワクチンをもう一回打たなくてはいけないので、数字を増やしましょう。操作で数字を使い分けている感じです。

また、２０２２年６月６日、参議院憲法審査会で、法律家の参考人は、疑問は多くあるが昨年冬の緊急事態宣言において、東京都の重症者の病床使用率は１００％に近いことが、連日報道されていましたが、実際は３０％であったことが判明いたしました。

そういった誤った情報に基づいて、国民の自由が制約されることは、あってはなりません。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第５条において、国民の権利の制限というのは、新型インフルエンザ対策実施のために、必要最小限にとどめなければならないとあります。

果たして法の支配に基づいて、施策が行われているのか、事実に基づいて行われているか、データに基づいて行われているか、意識をしてください。

行き過ぎがないか、チェックアンドバランス、

そして検証はなされているか、心もとないと感じています。

事実面の検証、政策の検証の仕組みづくりを、一法律家として、一国民として証言されていました。

また、名古屋有志医師の会の方は、コロナが始まった２０２０年、医師に、熱がある患者は診るなという通達が来ています。

インフルエンザのキットは使うな。医者のもとに、ワクチンが始まる２０２０年、医者に魂を売るか売らないかの手紙が来ている、と聞いております。

政治は、誰のためにやっているんでしょう。厚労省には、新型コロナウイルスは同定されていない。ＰＣＲ検査は、感染状況を見ているのではない。遺伝子の配列を見ているだけ、これで対抗はできます。

だから、感染症対策は要りません。感染症対策が、我々を殺しているから、やめさせることだと言っています。対策が間違っている。ワクチンは危険という人がいる。体に入れるものだから、調べてみよう。コロナは風邪と言っている人がいる。ＰＣＲ検査はおかしいと言っている人がいる。マスクをはずそうと言っている人がいる。

調べようと、一人一人が変わることが大事です。

マスクをしている子供には、体に悪いから、家でも学校でも、マスクをはずさせることだけで、お母さんが、やめていいよと言うだけで政治であります。みんなが政治家になることです。

一般市民が政治家になること。支配者は医療を、国民の弱体化することを利用しています。

ワクチンは毒だと気づき出した人が、たくさんいます。医療関係者も、協力しない人が増えています。

世界は、脱マスク宣言。WHOのガイドラインは、マスクは効果はない、防げないと発表。この７月２０日には、宣言をいたしました。

アメリカ赤十字社は、ワクチン接種者からの献血は、重大なリスクを伴うため受け入れられないと発表。そして、オミクロンは、南アフリカから来たといいます。

南アフリカは、接種率が最も低いところであるのに、おかしいことがいっぱいです。

１，８３７人がコロナ関連で自殺者が出ています。１９歳以下、２０代、最も多かった２０２０年。

５歳から１１歳、打たせるのは怖いと。このワクチンは、体の細胞に入ってくる怖さを、遺伝子ワクチンを知らない人が７割います。医者のインフォームドコンセントもない。今、治験中も知らない人も多い。まず、子供を守る。

スウェーデンは、学校閉鎖は最後の手段。学校に行かすのは、成長に大事として休校はしませんでした。

日本は、子供を置き去りのコロナ対策ばかりだった。日本紙面にもありました。

若い人の自殺も取り上げていません。

アメリカ最高裁判所が、ワクチンに関する最終的結論を出しました。ワクチンは、ワクチンでなく免疫不全症候群を引き起こす毒薬であることを、はっきりと認めました。

コロナワクチンが人を殺す可能性があることを、ついにイギリス政府も認めました。

日本では、様々おかしい、危険なワクチンと政府にただしている人は多くいますが、一切、報道はありません。

新型コロナウイルスの証明の情報開示を求めた人もいます。その内容もあります。

上原　敬様、国立感染症研究所長。内容を要約すると、新型コロナウイルスは存在しない。ＰＣＲ検査で、新型コロナ陽性判定になった人が、他の人にうつす根拠はなし。マスクは、新

型コロナを防ぐ根拠はなし。新型コロナワクチン予防効果なし。ワクチンは今、人体実験中という理由で、不開示決定通知書が出されています。

これは、政府も知っている話であります。米国疾病予防管理センター（ＣＤＣ）も、新型コロナウイルスの標本はありません。病原性も証明されていないと、公式に発表しています。

国会でも、２０年１２月２日、維新の会の議員が、ＰＣＲ検査で陽性の人に感染力があるといえないということか、の答弁に、厚労大臣は、ウイルス感染症の証明ということではない、と答弁をしております。

９月２９日、大田区議会で、無症状感染者は証明されているなら、論文を出してください。大切なことなので、国や国立感染研究所などに聞いて、お答えください。

課長は、無症状感染者から感染させる論文は見つかりませんでした、の回答であります。

また、日野市議会では、１１月３０日、ＰＣＲ検査が新型コロナウイルスを検証している科学論文がありますか。新型コロナウイルスの存在を証明する科学論文はありますか。２つのエビデンスを出してください。答弁に、課長は、国や関係機関にもお問い合わせしておりますが、探すことができない、と回答をいたしました。

国や研究所にないものが、出せるわけはないです。新型コロナウイルスが存在している証拠を、誰も持っていないこと。新型コロナウイルスというものが、そもそもこの世――

これから答弁をいただくわけですけれども、同じ質問になるので、同じ答弁になるかもわからないという、執行部の方のお話がありましたけれども、私は、常に新しい資料で、皆様にお伺いをしています。常に新しい資料です。

自治体は、市民と国をつなぐ唯一のツールであり、多くの情報を持っています。その情報は、国民、市民のものではないかと思っております。

では、質問を行います。

新型コロナウイルス事業の予算を問いたいと思います。

医師を政府が買収していた事実などたくさんあって、コロナと書けば、一人４２万円出るとか、空床ベッドを持てば、一日７，４００円から４３万６，０００円の空床保障があるわけです。

そして、コロナ予算７７兆円、これは世界に例を見ない予算です。

当市のコロナ予算の決算額、補正額、総額を聞かせてください。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、４番、川田議員の一般質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、令和２年度からの事業となっておりまして、予算の総額につきましては、これまでに新型コロナウイルスワクチン接種に要した金額、令和２年度、令和３年度の決算額と、本定例会で提案させていただいております補正予算額を含む令和４年度の予算額、未執行額も含めまして、総額２億４，０２１万８，９４６円となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　今はワクチン禍であります。コロナ禍ではありません、ワクチン禍です。医療業界にもたくさんお金が流れましたが、目的はそこではありません。

それよりも、医療を利用して、大衆を不健康にして、思考停止、運動ができなくなった。ここで、市民に説明することが大事ではないかと考えます。

追加接種の話が出て、有効性や免疫の低下す

る報告がされていることから、２回接種した人から追加接種をします。

私は、このことから、何回接種するのか、疑問が沸きました。

河野大臣は、選挙演説で言ったのは、最初から４回目まで同じワクチンを打っていただいています。重症化予防の効果が早いうちに、もう一度打っていただくか、あるいはリスクの高い人に５回目を打っていただくか、専門家に決めてもらいます、と言っていました。

何度も同じワクチンを打つことは、変異したウイルスで対応できなくなり、ＡＤＥ現象が起こります。

ワクチンを打つと、終わりはないです。どんどん変異をしていきます。接種率が最も高いといえば、ポルトガル、ニュージーランド、イギリスのように、コロナの死亡者が９４％は３回目接種と聞いております。

恐ろしいワクチンを、まだまだ進めるのでしょうか。接種予定回数は、どこまで想定しているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、お答えいたします。

令和２年度から始まりました新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、１回目、２回目の初回接種と、第１期追加接種の３回目は、感染予防及び発症予防、重症化予防の目的で実施しております。

現在、実施しております第２期追加接種、いわゆる４回目接種に関しましては、重症化予防を目的に、６０歳以上の方と１８歳以上６０歳未満で基礎疾患がある方、その他重症化リスクが高いと医師に認められた方を対象に開始しておりますが、その後、一定の発症予防効果も確認されたことから、令和４年７月２２日から、医療従事者及び介護施設等の従事者が、接種対象に追加されております。

また、今後開始となるオミクロン対応のワクチン接種につきましては、重症化はもとより、感染予防及び発症予防を目的としており、初回接種の２回目が終了した１２歳以上の方を対象とする予定であることが、現時点で示されております。

そのため、個人の接種歴から３回目になる方、４回目になる方、５回目になる方と、回数は個人によって違いが出ることとなります。

なお、オミクロン対応のワクチン接種以降の接種についての情報は、現時点では示されたものはございません。

以上です。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　次、３番の心筋炎・心膜炎の周知について、お伺いをいたします。

２月１８日、ファイザー累計死亡２９人、これは心筋炎で亡くなられた方です。ワクチン死亡が１，４４５人、２月の時点です。モデルナ心筋炎累計７２人、心筋炎死亡年齢は１８歳、２３歳、２０歳、４０歳、１２歳、２８歳、１４歳、１９歳、１３歳、１４歳、１９歳と若い方の死亡があります。

心筋症は助かっても、一生、心臓病にかかることになります。重大な副反応として、心筋炎を国は認めていますが、最近、ワクチン接種によって、本来、人間に備わっている自己免疫が低下する。ワクチン性の自己免疫疾患が言われています。

これを聞いて、まだまだ接種券を送りますか。

質問します。１０代、２０代の男性の場合、接種後、心筋炎・心膜炎のリスクが懸念されていますが、国も認めています。周知はどのようにしていますでしょうか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課

長、お答えいたします。

心筋炎・心膜炎につきましては、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合より発症する頻度は少ないものの、新型コロナワクチン接種により、ごくまれであるものの心筋炎・心膜炎を疑う事例が報告されております。

発症は男性が多く、１０代から２０代の若い方に多いとされております。

また、ワクチンの種類では、ファイザー社よりモデルナ社のワクチン接種後の報告が多い状況にあります。

市民の皆様には、接種券送付時に同封する文書の中に、心筋炎等についての記載をするとともに、ホームページへの掲載やラインによるワクチン接種の予約のページでも周知を行っております。

なお、１２歳以上１８歳未満への接種は、ファイザー社のワクチンのみの使用となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　心筋炎につきましては、ファイザーよりモデルナが多いということになっています。

次は、心筋炎・心膜炎の主な症状をお聞かせください。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、お答えします。

心筋炎・心膜炎の症状としましては、一般的に胸の痛み、動悸、息切れ、むくみなどとなっております。

以上です。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　次、ウの作為的な情報について、お聞きをいたします。

接種日未記入者を未接種として入れた問題や、厚労省の詐欺グラフがありました。

おかしな表を毎週、毎週、厚労省の専門家会議が出していました。間違った表を使って、政府は陽性になるから、接種をしてくださいと言っていました。

今度は、１０代、２０代の男子接種で、心筋炎になることがまれに起こるとしました。２１年１０月１５日。

これは、作為的なグラフが出ておりました。政府は心筋炎・心膜炎が起こるということのお知らせを、国民の怒りに触れて、訂正したものを出しました。疑問が深まるばかりか、怒りを感じています。

このような国の対応について、どのように思われるか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、お答えいたします。

川田議員のおっしゃられるような、作為的な情報操作があったと、本市としましては認識しておりませんので、答弁はいたしかねます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　ちょっとそれは、もう大きな問題になっていましたよ、これは。

次へまいります。

接種による抗体について、お伺いをいたします。

変異が多いｍＲＮＡウイルスワクチンに成功はなしと、ずっと言われてきました。

接種による抗体について、たんぱくはつくっているが、その抗体はできるが、武漢型だから細胞は関知しません。ＢＡ５は感染爆発、ＢＡ１は３分の１の効き目しかありません。細胞内で異物を発見すると、ｍＲＮＡが活性化して炎症が起きますが、抗体量が上がっただけでなく、感染を増やす抗体ＩｇＧ４が増えるとの研究が

出ています。

抗体ができるでなく、質の問題と言われています。

どういう抗体ができるのか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、お答えいたします。

どういう抗体ができるのかという御質問ですが、抗体についての有効率とか、持続率というところで、持続化というところでの御質問だったかと受け止めておりますので、その回答をさせていただきたいと思います。

ファイザー社のワクチンでは、２回目接種後の抗体ができるまでに、約１週間から２週間かかるとされており、臨床試験において、ワクチンを２回接種した場合の有効率は、約９５％とされております。

次に、モデルナ社のワクチンにつきましても、２回目接種した場合の有効率は、約９４％とされております。

ワクチンを接種しても、１００％の発症予防効果が得られるものではありませんので、引き続き、感染対策は必要となります。

また、効果の持続期間としましては、時間の経過とともに、経時的に低下していくことから、第１期追加接種や第２期追加接種を実施することで、一定の発症予防効果や重症化予防効果があることが分かっております。

効果の持続時間等を明確に示された情報は、現時点では確認することはできておりません。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　先ほど、抗体の説明をしていただきました。

抗体には４種類あるらしいです。４種類あって、今度、オミクロンＢＡ５には素通りですので、ほとんど抗体というものはつかないと。３分の１の効き目しかないと言われております。

さっき言われました質の問題ですけれども、抗体にもいろいろあって、ＩｇＧ抗体は、このように、この図ですると、横のほうにくっつくと。上にくっつくのが、今のウイルスに対する抗体だということですので、これに、上につくのが、感染を抑えるという方法なんですけれども、質の問題というのは、これは感染を起こす抗体ということなので、非常に危険だと言われているのは、そこだと思います。

５番にまいります。

５歳から１１歳までの接種の努力義務について、お伺いをいたします。

ファイザーの社内資料に、接種した子供の７０％が副作用が出て、その４０％が回復していないとあります。

病院幹部は接種することを恐れ、続々辞退なのに、努力義務とは驚いています。

義務化されたこととした要因についてお聞きをいたします。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、お答えいたします。

５歳から１１歳までの小児に対するワクチン接種の努力義務適用につきましては、当初はオミクロン株流行下でのエビデンスが不十分であることから、努力義務は適用しないこととされておりましたが、小児における感染状況や、オミクロン株に対する有効性、安全性のデータが蓄積されたことにより、厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会における審議を経て、接種の努力を求める努力義務が適用されております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　日本では、努力義務が始まりました。イギリスではどうかといいます

と、１２歳以下の子供に遺伝子ワクチン接種中止を、８月末に決定いたしました。

両親が接種をしたくても、イギリス国内では接種できません。

今年の２月には推奨していましたが、今は中止です。その背景といたしまして、コロナ感染のリスクが小児は少ない。２０２２年２月までに、ほとんどの子供が新型コロナに感染して自然免疫がある。オミクロン感染の症状が、軽症である。オミクロンに対する抗体も、短期間であるということが背景になっております。

次、イの努力義務の努力ということについて、お伺いをいたします。

努力しろとは、どういうことでしょうか。人にうつさない義務があるというが、これはありません。虚構だと、専門家も言っています。

２類から５類にすれば、問題はないことです。大事な子供に、接種をするな。打っている子供が打ってない子供にうつしている可能性があります。

アメリカはつくるが、自国では子供には打ちません。非常に少ないです。イギリスも、少ないです。中国は、生ワクチンですので、今のは使っていません。ロシアも、何回も打つのは危ないと言って、打っていません。

日本だけ、接種を続けている。接種者が病気になりやすいデータも出ておりますので、努力の意味をお聞かせください。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、お答えいたします。

努力義務とは、接種を受けるよう努めなければならないという、予防接種法第９条の規定が適用されており、接種は、義務や強制ではありません。

感染症の蔓延予防の観点から、皆様に接種の御協力をいただきたいという趣旨のもので、あくまでも接種対象者や保護者の御判断となるものと認識しております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　次は、保護者の反応についてお伺いをいたします。

大人は、子供の感染症対策を押しつけているのではないでしょうか。親たちは、副作用があるかと、医師や行政に聞いたでしょうか。保護者の方のお問い合わせがあったのでしょうか。大事なことを聞いたでしょうか。

その後、恐れがあると伝えるべきと思いますが、子供にとって、判断する最低の義務ではないかと思います。保護者の反応について、お聞かせください。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、お答えいたします。

５歳から１１歳までの小児に対するワクチン接種につきましては、今月６日より、努力義務が適用されましたが、現時点では、努力義務となったことに対する保護者様からの御意見や、御質問等の問い合わせは入っておりません。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　安全性について、お聞きをいたします。

予防的に使うワクチンですので、安全性が高くないと打てません。ついこの間できたものだから、慎重であるべくワクチンの効果も、６週間後には下がっていることを、厚労省も認めています。

ワクチン死亡、２０２２年８月５日、厚生科学審議会副反応検討部会資料では、５歳から１１歳の死亡が１人、重篤者が２８人、１０歳から１４歳が死亡２人、重篤者１５３人、１０歳から１９歳までが死亡５人、重篤者２３２人、

死亡者の計が８人です。重篤者が４１３件です。これはファイザーだけです。

これで、接種によるデメリットがメリットを上回るとする判断について、安全といえるでしょうか。そこの見解をお聞かせください。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、お答えいたします。

ワクチンの安全性につきましては、臨床試験における免疫原性等の有効性及び有害事象等の発生頻度の安全性に関する成績を踏まえて、薬事承認されておりますので、安全性に問題はないものと認識しております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　人を助けたくて医者になりました。親は我が子を守りたくて生きています。私は、みんなの幸せを願って、議員に。みんな利権や金もうけではありません。

ワクチン接種事業から撤退する病院も既にあります。

人を助けたくて何が悪い。国をよくしたくて官僚になり、正義を貫きたくて弁護士になり、自由は大事です。やりたい人は、自由、そのまた逆も自由であります。

次へいきます。

子供の接種の合理性と高齢者について、お聞かせください。

お年寄りのために打てという８月１０日の報道を見ました。このフレーズは、はじめから聞いていましたが、５歳から１１歳の努力義務に合わせての発言がありました。

子供の将来、何が起こるかわからない接種の合理性はゼロ、長期的安全のデータはない。

本来、私たち大人が子供たちを守るべきではないか。いつからこうなったのか、おかしいと私は思っています。

お年寄りのために打てという言葉について、どう思われるのかお聞かせください。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、お答えいたします。

ワクチン接種につきましては、発症予防効果や重症化予防効果があるとされております。

子供の感染を防ぐことで、同居するワクチン接種を受けることができないほかのお子様への感染や、重症化リスクのある高齢者や基礎疾患のある方への感染を防ぐ効果があるとされております。

しかし、ワクチン接種に関しましては、それぞれの御家庭でしっかりと話し合い、接種対象者や保護者に御判断をいただくものと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　次、カへいきます。

令和４年３月中旬、全国有志医師の会より内容証明で当市に送付されていると思いますが、小児への新型コロナワクチン接種中止の要望書の開示であります。及び、それぞれに付随する同会からレターパックで送付された、同会及び関連団体の説明資料の内容をお聞かせください。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、お答えいたします。

全国有志医師の会からの共同声明を含む各種資料と共に、５歳から１１歳の子供へのワクチン接種中止及び副反応情報等の周知徹底を求める要望書が、宿毛市にも届いております。

川田議員がおっしゃられるのは、この書類のことかと存じます。

内容につきましては、子供への新型コロナワクチン接種の中止を求めるもので、新型コロナワクチンの危険性について、８つの指摘事項を

掲げるとともに、小児ワクチン接種の即時中止、副反応等の情報の周知徹底、接種現場での医師による適正な説明を主導すること。接種券の一律送付の中止の４つの事項を強く求める内容となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　次は、キの接種券の工夫について、お伺いをいたします。

前議会では、当市は一斉個別送付をするとの答弁でした。任意であるが、推奨は半強制的な要素を持っています。

接種券が届くと、打たなくてはと感じる市民が大勢います。迷った方が打ってしまうことが問題だと、指摘もされています。

５歳から１１歳で、ワクチンによる死亡者が１人出ています。入院するに当たり、接種を促され、接種したことで死亡された１件です。

ほかにも、ワクチン後遺症や、重篤な副反応が出ているにも関わらず、政府やメディアが打て打ての大合唱であります。

多くの住民が危機を感じて、要望が行われています。実際に接種券を一斉送付せず、申込制にした自治体も出てきています。接種による死亡事例や、副反応事例が拡大していることから、接種勧奨を止めること、個別接種券を送付しないことを強く求めます。

もう接種自治体しか、市民の命は守れないのです。よく分かっていないワクチンなら、接種券をいきなり送らず、接種したい方が申し込みをするなど、自治体としてできる水際対策はあるはずです。

実際に接種券を一斉送付せず申込制にした自治体も、努力義務の規定に関わらず、一斉送付する必要はありません。

他市事例でも、１２歳から１５歳についても接種券を一斉送付せず、申し込みのあった方のみ送付している自治体もあります。

一括送付をせず、接種券を取りやめた自治体は、７７の数に上っております。

当市においても、薬害が明らかになってきている状態下で、本当に子供の健康や命を考えるのであれば、接種に慎重になっていただくために、接種券の一斉送付はしないことについて、ぜひ決断してほしいと思っております。

所見をお聞かせください。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、お答えいたします。

これまでの一般質問でもお答えしてまいりましたとおり、本市といたしましては、接種券の一律送付、一括送付を行うことで、対象者に確実に情報を届けることができますし、希望する方が、接種券の送付を申し出る手間を省く利便性もございますので、今後も個別通知を行う予定としております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　接種券を一括送付しなかった自治体をよく調べますと、担当課からワクチン接種、こうしたいと市長に提案され、ワクチン副反応検討部会をアップデートし、状況はこうなんですよ、これがデータです。今はオミクロンです。厚労省が出しているものをひもといて説明をしています。

こういうふうに、市長が提案したものではなくて、職員が市長に提案をしているという状況が、こういうところで、職員の研究はすごく深まっておりますので、これが提案は通ったということでございます。

厚労省が出しているものをひもといて、説明したと聞いておりますので、感心をいたしております。

日頃から、市長の勉強熱心なことで、職員ま

でも勉強していく職員が増えた。県は、国の言うとおりとなりますが、市町村、自治体は市民に向き合っていくことが大事であります。

市長に寄り添って、国がやっている方向だけでなくても、フォローすると難しい立場ではありますが、こんな行政、こんな職員が努力している職員が増えることを願っております。

６番、全数把握についてを質問いたします。

国は全数把握自体に委ねるとありますが、８月末、県に問い合わせいたしました。検討中で準備はしているというところですが、フォローアップセンターの設置など、国が再度発表があるまで、それまでに準備を整えているというお返事でございました。

しかし、先日の発表では、当県は維持となりました。先行したのは、宮城県、茨城県、鳥取県、佐賀県、リスクの高い患者に限定といたしました。

発熱外来や保健所の負担軽減となり、医師の業務が減少するが、患者の把握ができなくなるなどの課題がありますが、コロナが少しずつ騒がれなくなります。ワクチン、マスクなども、注目しなくなっていきます。オミクロン株は弱体化しています。死亡する人はゼロと報告があがっています。

今、亡くなっている人は、白血病、老衰、胸部大動脈破裂、リウマチ、基礎疾患、糖尿病、心疾患などの調査が、７月１０日で出ております。

知事は、以前に２類から５類へ、またウイズコロナといっていたが、今回、全数把握を見直したことについて、当市としては、どのようにお感じになっておられますか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中平富宏君）　川田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。今までの、るる御質問お聞かせもいただきました。

一つだけ、ぜひ議員にも御理解いただきたいのは、健康推進課をはじめ、職員たちは日々勉強もしながら、いろんな関係機関からの情報も得ながら、大変努力をしております。

このコロナ始まって２年以上、職員たちは休みも取らずに頑張っております。

そういった中で、議員からのいろいろな御質問にも、日々時間を割いて、お答えをさせていただいている、そういった状況もぜひ御理解をしていただきたい。そういった形の中で、職員を罵倒するような、そんな質問だけは避けていただきたい、そのように思っているところでございます。

国は、８月２４日に新型コロナウイルス感染症の全数把握について、医療機関や保健所の負担軽減のため、全数把握を見直し、自治体の判断で報告の対象を高齢者などに限定できるよう、方針を示しておりまして、この方針を受けまして、知事が高知県内の様々な状況を勘案して、判断をしているものと、そのように理解をしております。

また、国は９月８日、今月２６日から、全数把握の見直しを全国一律で適用することなどを含む、ウイズコロナに向けた政策の考え方を発出しておりまして、高知県におきましても、国の方針に合わせ、２６日からの簡略化に向けて準備を進めるとの報道があったところでございます。

本市としましては、全数把握の簡略化により、見直しの目的である医療機関や保健所の負担軽減が図られまして、それぞれの機関の本来果たすべき機能が回復されることは、市民の健康を守る上で、重要であると考えるとともに、今後も国や県の方針に基づきまして、再度、大規模な感染拡大が生じ得ることも想定をしながら、市民の皆様には、自主的な感染予防対策の徹底

を引き続きお願いしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　今、職員を罵倒したというお言葉が出ましたけれども、私は全然そういう気持ちはありません。全然、そういうふうに理解することは、やめてもらいたいなと思っています。

職員、いいところがあれば、そういうところを見習っていくことで、それぞれのレベルが上がっていく。職員からも、聞いていますよ。隣接市町村に比べて、コロナ禍に使った予算が非常に少ないと。近隣市町村から、そんな予算でよくできたねと言われると。それは、職員の皆様がひたすら体を使って、汗を流して、時間を大切に使った、たまものだと私は感謝をしております。

そういうところで、前へ進ませていただきます。

治験中の周知について、お伺いをいたします。

知っているべき人がまだ知っていないこともあり、あえて今のコロナワクチンは、国の特例承認は受けていますが、臨床試験は終わっていなくて、第Ⅲ相試験中で、修了は２３年５月となっていること、まだⅣ相もあります。

接種は慎重に考えるべき理由の一つとして、このワクチンは、まだ治験中、いわば実験中であることが挙げられます。

実験中のものを、世界の全人類に打たせようというのが極めて異例であることは、市民に認知されていないように感じます。

接種開始以来、８月１９日、１８カ月の間に１，８３４件の死亡報告、重篤後遺症７，７２０人、副反応報告３万４，６１２人、死亡担当医が、ワクチンとの因果関係の可能性があると判断し報告したのが、これは氷山の一角と思っている人は、何万人もいるということです。

でも、ｍＲＮＡワクチン治験投与が始まってから、死亡者が急増した事実、こういった事実を知った上で人体実験に無償参加するなら、自己責任だと思いますが、多くの国民がこのことを知らないまま４回、５回に向かおうとしています。

本来は、報酬を得て治験をするところです。接種者全員で、無償で参加している事実、最低でもこの２点は、これから打とうとしている人に伝えていかなければと思います。

あくまでも治験中のワクチンであることを、どのように周知しているのか、お尋ねをいたします。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、お答えいたします。

日本で承認され、公的接種の対象となっているワクチンは、臨床試験で有効性と安全性に関して、厳格な評価が行われた上で、薬事承認されております。

現在、一部で臨床試験が継続されておりますが、その目的は、より長期に有効性や安全性が認められるかどうかについて、引き続き、情報収集を行っているものであり、薬事承認に必要な治験は完了しているものと認識しておりますので、治験中であるとの周知は必要ないものと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　超過死亡について、お聞きをいたします。

前議会で答弁いただいたように、厚労省発表の人口動態は、２０２１年、２０年に比べて約７万人ほどの超過死亡を発生しています。戦後最大でした。

しかし、今年は、上半期で見ると、超過死亡

が４万８，２６９人、出生数も２万８７人減少しております。だから、去年より今年は、ずっと伸びると思います。大変なことになっています。

令和３年１月から６月、死亡数が６万７，０００人の超過死亡、出生は２万５，０００人の減です。

地震も災害もないのに、何でこんな数字が出るんでしょう。政治をしている者は、この数字を考えることが大事ではないかと思います。日本で何があったのか、超過死亡について、どのような認識を持っているのか聞かせてください。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、お答えいたします。

超過死亡や過少死亡の発生と、新型コロナウイルス感染症による死亡者数や、新型コロナワクチン接種数の関係につきまして、いろいろな形で報告や研究がなされていることは、承知いたしておりますが、その関係性や要因に関しまして、本市として、分析をしたり見解を述べることはできるものではございませんので、答弁は控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　ワクチンの使用期限について、お伺いをいたします。

薬剤は根拠があって設定されているはずでありますが、もともとの使用期限は一体何だったでしょうか。

併せて、出荷済みのワクチンの使用期限が延長され、薬剤の使用期限の表示が手書きで書き直された問題がありました。

当市において、使用期限の事実について、どうであったのか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、お答えいたします。

ワクチン接種の有効期限の延長につきましては、国からの通達に従い、本市におきましても、管理、使用しております。

有効期限が延長された理由といたしましては、ワクチン製造メーカーにおいて、より長くワクチンの品質が保たれることが確認できたため、薬事上の手続を経て、有効期限が延長されたものです。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　医療従事者は試されています。自分がやりたくないものを高齢者にやってきたことになります。

上からの指示でやれと、仕方ないとなります。それでいいでしょうか。

禎心会北海道は接種を中止いたしました。４回目の医療者は不信となり、高齢者にも打てないと筋を通しました。もう、国におつき合いできないと言い出しました。

これは、生き延びるため、正しい判断でしょう。

禎心会北海道病院、おつき合いできないと言い出したのは、これはもう全国に禎心会というのはありますので、流れは大きくなっていくと思います。正しい判断ではないかと思います。

当市の接種状況をお伺いいたします。

人間は、絶対に何かの薬に頼らなければならないほど、軟弱な存在としてつくられたのでしょうか。

アとして、接種者、４回接種、３回接種をお聞きいたします。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、お答えいたします。

令和４年９月５日時点のワクチン接種の状況について、お答えさせていただきます。

３回目の接種率は７１．８％、４回目の接種率は３４．８％となっております。

なお、４回目接種につきましては、対象者が６０歳未満の方は、基礎疾患などを有する方に限定されているため、接種率が低くなっているものでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　併せて２０歳代、１２歳から１９歳、５歳から１１歳をお聞かせください。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、お答えいたします。

同じく、令和４年９月５日時点の年代別のワクチン接種の状況について、お答えいたします。

なお、先ほど御説明しましたとおり、４回目接種につきましては、対象者が限定されているため、若年層は特に接種率が低いことから３回目の接種率について、お答えさせていただきます。

２０歳から２９歳の３回目接種率は、５９％、１２歳から１９歳の３回目接種率は、４６．３％となっております。

次に、５歳から１１歳につきましては、現在、２回目までの接種となっておりますので、２回目の接種率をお答えさせていただきます。

２回目接種率は、２６．４％となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　９月ですので、６月のときは5歳から１１歳が２１％と、お聞きしておりましたが、若干あがりましたですね。

５歳から１１歳の接種で、低い自治体もあります。大阪が７．４％、京都市、滋賀県東近江市、岐阜県美濃加茂市、沖縄も１０％以下です。

比べて、接種率が高いところは、東北ですね。秋田４６％、山形４６％、福島３９％、岩手３７．８％、新潟３１％。

全国は、１回接種、２１．１％となっております。

そして、次の質問にまいります。

当市の接種後の死亡者、副反応者の把握状況をお聞かせください。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、お答えいたします。

副反応の状況ですが、副反応につきましては、新型コロナワクチン接種後に発生があった場合は、医師が予防接種法第１２条に基づき、報告しなければならないこととされておりますが、これまでにワクチン接種と関連性が高いと認められる症状の報告は、本市にはございませんし、健康被害に関する救済給付を行う制度も本市では受付をした事案はございません。

また、新型コロナワクチン接種後、副反応を疑う症状が発生した場合は、かかりつけ医などの身近な医療機関で受診していただき、接種後の症状等から、より専門的な対応が必要であると判断された場合は、相談を受けた医療機関や接種医等から、総合的な診療が可能な医療機関を紹介することとなっております。

また、高知県が新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応に関する相談窓口を開設しておりますので、そちらを本市としましては御案内させていただく対応を取っております。

また、今後、新型コロナワクチンによる健康被害の報告や、万が一、お亡くなりになられるなど、事案が発生した場合には、国や県の方針に基づき対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　接種後の報告はないと

いうことですけれども、近所でも接種をした翌日、お亡くなりになられました。頭が痛いと、強く周りの方に言っていたそうです。

頭が痛いとか、背中が痛い、胸が痛い、足が痛い。この場合、必ず接種の副反応と思って、病院に行かれるように、強くお勧めしたいと思います。

そしてまた、地域でやっておりました百歳体操なんかにも、２人の高齢者が来なくなりました。副作用が出ているものと思っております。

先ほど、５歳から１１歳の接種が、関西辺り、大阪の辺りの自治体で低いのがありました。こういうところは、強く接種について、よくないよというように広まっている自治体は、ここに専門家がたくさんいらっしゃいますので、大阪のあたりに。

だから、こういうところの意見がかなり皆さんに周知された結果、非常に１０％以下という接種率になっているということと、思われます。

東北のほうは、そういう環境になかったというのでしょうか、非常に高いです。気になりますね。

次へ行きます。

６カ月児から４歳児健診についてを、お伺いをいたします。

６カ月からの接種は、決定はアメリカですが、アメリカの話ではありません。日本にも必ず来ます。１カ月ほどの時差はありますが、日本にも必ず来ます。

６カ月から４歳児接種についてお聞かせください。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、お答えいたします。

６カ月から４歳児のワクチン接種の予定につきましては、７月１４日に、ファイザー社が、乳幼児用ワクチンの薬事申請を行っております。また、今月２日に開催された厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会において審議されたことを踏まえまして、厚生労働省より、今後、乳幼児の接種を行うこととされた場合、速やかに接種を開始できるよう、その準備に当たっての注意すべき事項に関する事務連絡が届いております。

現時点では、今後の接種日程等は示されておりませんが、薬事承認された場合は、接種が開始となりますので、本市におきましても、体制を整えていく必要があると認識しております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　アメリカは、５歳未満ワクチン接種１回済は、１，９５０万人の子供の４．８％です。完全に接種済は、そのうちの１％です。

アメリカは、ワクチンは作りますけれども、子供は打ちません。子供のワクチンは、非常に消極的です。

次へまいります。

母子手帳とワクチン接種について、お伺いをいたします。

母子手帳は、アメリカの全国酪農協議会が政府と癒着して広めようとしましたが、１９１５年から１９４５年までに、アメリカではすごく病気がはやりまして、予防接種はしないとなりました。

広まっていかないので、とっくに廃止していた予防接種の、こういうのをしなさいというのが載っている母子手帳なんですけれども、もうやめてたんですね。廃止してました。

それを、戦後、日本を劣化させたいとして、日本語に直して、戦後２３年頃から、母子手帳を改めて使うことで日本に送ってきました。

こういう予防接種をしなさいと載っていると思います。目的は、日本文化を劣化させワクチ

ンで日本をがたがたにしました。

予防接種によって、いろんなアレルギーとか、いろんな症状、いろんな弊害を子供たちが受けています。

今、コロナワクチンと天然痘を混合してよいかの問題が出ています。今回のワクチンの危険性を伝えなくてはならないと思いますが、６カ月から４歳児以下のコロナワクチンは、母子手帳でどのような位置づけになっていくのか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、お答えいたします。

川田議員が御承知のように、母子手帳は妊娠や出産の経過から、小学校入学前までの予防接種の記録だけではなく、健康状態や発育、発達についてなどを記載するものとなっております。

この母子手帳の予防接種に関するページに、新型コロナワクチン接種に関する項目が明記されるのではないかという、御心配のある御質問だと思いますけれども、現時点では、そのような情報は入っておりません。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　またそういう話が起こってくるかもわかりません。注意をしていきたいと思います。

次、交互接種について、お伺いをいたします。

ただでさえよく分からない遺伝子注射で、交互接種はリスクの高い行為だと言われています。それらのリスクをどのように把握しているか、また、当市において、交互接種については、避けなければならない現状はどうであったのでしょうか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、お答えいたします。

交互接種の現状についてということで、本市の状況について、お答えさせていただきます。

６月議会のほうでもお答えした内容になりますけれども、ワクチンは国からの配分の状況により、本市では、初回接種１回目、２回目につきましては、ファイザー社製のワクチンのみを使用して実施しました。

第１期追加接種、３回目からは、ファイザー社製以外にもモデルナ社製のワクチンが配分されており、現在、実施しております第２期追加接種、４回目につきましても交互接種を行っている現状にあります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　マスクについて、お伺いをいたします。

保護者からマスクについては、非常に要望が多いです。自治体は上からの命令で、何の科学的根拠もなく、法的根拠もなく、ただ上からの命令で動いて、国民に対して一貫性のない、ずさんな対応をしていることがよくわかるということが言えます。

特に、マスクについて思います。

子供のマスクについて、親はさせたくない方がたくさんいらっしゃいます。子供のことを考えると、当然のことでしょう。

また、ウイルスはずっと一緒に来たし、これからもマスクをつけようがはずそうが、ウイルスは一緒です。

コロナのリスクが少ない子供に、それ以上に危害を与える、加えるマスク。大人と同じマスク対応を求めることについて、マスクをするほど児童虐待になります。

法的には、するも自由、しないも自由であります。厚労省も、マスクは症状のある人がするが、他人に感染させないためには有効。一方、感染している人からの飛沫を防ぐ効果は、期待

できないとあります。

しかし、マスクをするのは自由です。人に強要をしてはいけません。日常的に健康な人は、マスクにより健康を害することに、注意を持つべきであると言われています。

子供のマスクに対する学校のスタンスについて、お聞かせください。

○議長（寺田公一君）　教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君）　学校教育課長、川田議員の一般質問にお答えいたします。

学校におけるマスクのスタンスについての御質問でございます。

新型コロナウイルス感染症の対策を取りつつ、持続的に児童生徒等の教育を受ける権利を保障していくために、文部科学省が学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルを作成しております。

各学校では、そのマニュアルを参考に、感染症対策に努めているところでございます。

衛生管理マニュアルは、最新の知見に基づき、随時、見直しが行われておりまして、最新の衛生管理マニュアルにおきましても、学校での集団感染リスクへの対応として、３つの密、密閉・密集・密接が重なる場で集団感染リスクが高いとされているところでございます。

マスクの着用につきましては、密接の場合の対応といたしまして、学校教育活動においては、身体的距離が十分にとれないときは、マスクを着用すべきと示されております。

このことからも、学校における一定のルールに基づきましたマスクの着用につきましては、持続的に児童生徒の教育を受ける権利を保障していくためにも、必要な措置の一つだと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　マスクの法的根拠について、お聞かせください。

子供たちのマスクをとってあげたい父兄が多くいます。法律で決まってないと、なぜ言えないでしょうか。

警察を呼んでも、個人の自由ですと手は出せません。子供たちのことを考える人が、なぜ悪者になるのか。憲法に違反する。マスクの強要は法に触れる問題であります。人権は憲法により、守られています。おかしいと思われる感染症対策は、マスクについて強要をやめること。あくまでもお願いの範囲です。

コロナのリスクが少ない子供に、それ以上に危害を加えるマスク。大人と同じマスク対応を求めることについて、マスクをするほど児童虐待になります。

するも自由、しないも自由、感染症対策が個人の自由規制よりも上は駄目でしょう。人権より上であると、勘違いがあります。

どのルール、マスクといっても、憲法違反のルールは無効です。

文部科学省も、条件つきながらも外していきましょうと通達を出しているにも関わらず、９９％、マスクを外せない。室内で黙食とか、文部科学省は、マスクや義務化は一切やっていません。義務化は絶対にできないのです。

この国では、マスクの強制や義務化は法律的にできないと認識していますが、マスクと法律について、確認をいたします。

○議長（寺田公一君）　学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君）　マスクの法的根拠についての御質問でございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、新型インフルエンザ等特別措置法第１８条第１項の規定に基づきまして、政府の対策本部が新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

を示しているところでございます。

その基本的方針の中に、学校等の取扱の項目がございまして、その中に学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル等を踏まえた対応を基本としつつ、身体的距離が十分に確保できないときは、児童生徒にマスクの着用を使用することなどが記載されているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　全てお願いの範囲ですので。

着用率について、お聞きをいたします。

小学校のマスクの着用率について、お聞かせください。

○議長（寺田公一君）　学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君）　学校教育課長、お答えいたします。

学校におけるマスクの着用につきまして、割合としてお答えするのは難しいですが、学校では、基本的に密接となり身体的距離が取れない場合に、マスクの着用をしているところでございます。

例えば、熱中症のリスクが高い場合、十分な身体的距離が確保できる場合には、マスクは必要ないとなっておりますので、各校におきましても、それらの取扱についてマスク対応をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　ほぼ１００％じゃないですかね。着用率、ほぼ１００％でしょう。

室内でマスク着用は、強制的でしょうか。お聞かせください。

○議長（寺田公一君）　学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君）　学校教育課長。

先ほど申しましたように、基本的に密接になる場合、身体的距離がとれない場合につきましては、マスクを着用しているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　してない場合は、注意をしていくわけでしょうか。

してない場合は、注意ですか、指導ですかね。お聞かせください。

○議長（寺田公一君）　学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君）　学校教育課長。

先ほどの法的根拠のところにもございましたように、身体的距離が十分確保できないときにつきましては、児童生徒にマスクの着用を指導することなどが記載されておりますので、指導という形になると思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　強制は駄目なんですけれどもね。お願いの範囲です。

学校で子供が指導、注意されたら、もうそれは、子供というのは弱い立場ですから、強制になると思いますので。注意は強制になりますよね。

人権のほうが上ですので、ルールとしては。

多分、叱られると思います。そこのあたりが事実であるでしょう。叱られたといって、子供が帰ってきます。

次にまいります。

熱中症のとき、厚生労働大臣は、条件をつけながらもマスクを外すように、喚起を促しました。運動や登下校などは、外して登下校が続いていたでしょうか。今の状態をお聞かせください。

○議長（寺田公一君）　学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君）　学校教育課長、お答えいたします。

令和４年４月２８日付にて、文部科学省より、熱中症事故の防止についての文書が届いております。

その中には、熱中症は命に関わる危険性があることを踏まえ、熱中症への対応を優先すること。体育の授業及び運動部活動におけるマスクの必要はないことなどが、記載されているところでございます。

その後、厚生労働省から、マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱についてが公表されたことに伴いまして、文部科学省から学校生活における児童生徒等のマスクの着用についての文書が届いております。

その内容は、これまでの衛生管理マニュアルにおけるマスクの着用における基本的な取組と大きく変化はございませんので、具体的な場面に即して、明確化されたものになっているところでございます。

学校でのマスクの着用が不要な場面として、屋外では十分な身体的距離が確保できる場合、人との距離が確保できなくても、会話はほとんど行われないような場合などとされ、屋内につきましては、身体的距離が確保でき、会話をほとんど行わないような場合とされています。

また、熱中症リスクが高い夏場においては、熱中症対策を優先し、マスクの着用は必要ないとされています。

本市では、この通知を各学校へ周知し、児童生徒のマスクの着用についての指導をお願いしており、各学校においては、これらの通知を参考に、新型コロナウイルスの感染症対策、熱中症対策を取りながら、より安心な学校生活に努めているところでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　登下校の場合は、一人で帰っている場合は、極力マスクを外していいという環境にあると思いますけれども、マスクを外していいという徹底はされていますでしょうか。お聞かせください。

○議長（寺田公一君）　学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君）　先ほどの熱中症対策でもお話しましたように、マスクの着用が必要な場面、必要でない場面につきましては、各学校からその都度、周知していると思います。

以上です。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　まだマスクをして、一人で帰っている子供さんもいますので。つけるときは、つけろと注意してきたと思います。外してたらつけろと注意されてきた。外すときも、熱中症危ないから外しなさいと、怒ってまでも外していかなきゃいけないときは、はずしていくことを注意しなきゃいけないと私は思いますけれども、そこら辺りの徹底が、まだなされてないように思いますので、そこらあたりを注意していただきたいなと思います。

マスクの弊害について、お聞きをいたします。

顔を見て判断する知覚能力の低下がいわれています。声が聞こえたら、ある程度わかるかもしれませんが、しゃべらないとわかりません。顔は情報を出し続けています。

個人を特定できない社会は不幸です。子供のマスクについて、真剣に考えていますでしょうか。マスクの弊害について、お聞かせください。

○議長（寺田公一君）　学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君）　学校教育課長、お答えいたします。

子供のマスクの着用の弊害につきましては、先ほど言いました、まず考えられるのは、夏場の熱中症対策ではないかと思います。

小学校から高校までの就学児におきましては、人との距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ないとされており、就学前児については、特に２歳未満につきましては、マスクの着用は推奨しないとされているところでございます。

本市では、児童生徒のマスクの着用につきましては、国からの様々な文書等に基づき、対応しているところでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　次、マスクと自由意思の教育について、お伺いをいたします。

２年半のマスク生活の子供たちは、心の発達を妨げてきました。表情が見えない世界、これからは助け合って、仲よく生きていくんですよという教育が大事と考えます。

教育は、根本を変えます。あなたは自分自身になりなさい。大人は自分を取り戻して、子供には自分であることを勉強させることが、今、大事と思います。

人を思いやったり、助け合ったり、マスクをする行動は自由。同調圧力に負けない力。日本の大きな自由世界にとっても、重要だと考えます。

個人の主張を持ってはいけない存在なのか。宿毛市の子供を預かる教育責任として、どう果たしていくのか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君）　教育長。

○教育長（鎌田勇人君）　川田議員の一般質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、国において、様々な法律に基づき、現状考えられる最善の対策を取っていると考えております。

新型コロナウイルス感染症の警戒が必要な中で、持続的に児童生徒の教育を受ける権利を保障するためには、学校における感染及びその拡大リスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続する必要があると考えております。

そのために、国において、学校生活における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルをはじめとする様々な通知があります。

マスクの着用につきましては、学校生活における集団感染リスクへの対応のための措置とされていますので、学校におけるマスクの着用の必要性については、御理解いただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　このたび、ヨーロッパ最大大手の新聞社が、子供たちにメッセージを出しました。

はっきり言いたい。政府は教育の場を奪った。その政府は、私たちが選んだ政府だ。その政府を止めることもしなかった私たち大人の恥だ。私たち大人は、文句の言えない子供に感染症対策を押しつけた。

現在の感染症対策の犠牲者は、子供であると発表した謝罪文であります。

この感染症対策の犠牲者は、子供であります。あなたたちだったことを許してください。あなたは全く危険ではありません。あなたは、毒や命の脅威などではありません。この国の何百万人もの子供たちは、私たち全員が、社会としての責任を負っています。

私は、政府と首相が、これまであえて言わなかったことを言いたいと思います。

あなた方を犠牲にして、１年半の政治に対して、お許しをいただきたいのです。私たちは、あなたを守らなければならないのです。あなたが私たちを守るのではありません、と大手新聞社が認めています。

これは、もうすぐ世界に広まるでしょう。

次、黙食についてお伺いをいたします。

ほとんどの学校で黙食が行われていますけれども、この黙食というのは、国の強制とか黙食義務、法律的にできないと認識をしておりますが、確認をいたします。

○議長（寺田公一君）　教育長。

○教育長（鎌田勇人君）　お答えいたします。

給食等の食事をとる場面の対応として、児童生徒全員の食事の前後の手洗いの徹底と、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない。大声での会話を控えるなどの対応が必要とされております。

そのため、学校ではその対応として、机は授業形式のままとし、食事の際は、会話を控える取組をしております。

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルは、持続的に児童生徒の教育を受ける権利を保障していくためにも、コロナ禍においては、必要な取り決めだと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　次は、製薬会社ファイザーが高リスクと判断をした、４回接種から外した治験があります。

製薬会社が治験とする基礎疾患について、お伺いをいたします。

前議会で基礎疾患患者について、リスクが高いとされる答弁をいただきましたが、今回、治験から外すとした基礎疾患は、厚労省の接種優先対象、基礎疾患で危険ですといったから、先に打ちましょうという方のほとんど、今回のファイザーが外したのと、名前の表現は違っておりますけれども、ほとんど高血圧、糖尿病、慢性肝疾患、ぜんそく、慢性閉塞性肺疾患等と、ほとんど同じなんですけれども、この表現は少し異なりますが、ファイザーが治験から除外したものと、ほぼ同様です。

はじめ、有効率９．５％といっていましたが、今、１２％といっているのは、危険なリスクがあるから、治験データから外したということです。

基礎疾患があったという方は、打ってはいけないということになっているのではないでしょうか。接種後３日目で、７０％が亡くなっています。基礎疾患のある人が多いという、４回目について、対象になる基礎疾患についての周知は、どのように行われていますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君）　健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君）　健康推進課長、お答えいたします。

議員がおっしゃられますファイザー社が治験から外した基礎疾患についてという情報に関しましては、本市のほうで把握しておりませんので、答弁のほうは控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　把握してないということですけれども、これは大切な、ファイザー社内の資料になりますので、こういう問題が出たときは、とりにいかなきゃいけない情報ではないかと思います。

ほぼ今、亡くなっている、ワクチン接種後に亡くなっている方のほとんどが、基礎疾患のある方だと伺っておりますので、基礎疾患のある人は打つなということでしょう。逆ではないかと思います。

それは何でかというと、基礎疾患のある人は、血圧降下剤とか、血液さらさらとか、心臓の悪い人は、利尿剤とか飲んでいる。それが反応するので、そういうことが逆に効果がない、悪くなっていますよということの資料だということですね。これは大事なことだと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（寺田公一君）　これにて一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後　２時５６分　散会

令和４年

第３回宿毛市議会定例会会議録第４号

１　議事日程

第９日（令和４年９月１４日　水曜日）

午前１０時　開議

第１　議案第１号から議案第３３号まで

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

２　本日の会議に付した事件

日程第１　議案第１号から議案第３３号まで

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

３　出席議員（１２名）

１番　今　城　　隆　君	２番　堀　　景　君
３番　三　木　健　正　君	４番　川　田　栄　子　君
５番　川　村　三千代　君	７番　髙　倉　真　弓　君
８番　山　上　庄　一　君	９番　山　戸　　寛　君
１０番　岡　﨑　利　久　君	１１番　野々下　昌　文　君
１２番　松　浦　英　夫　君	１３番　寺　田　公　一　君

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

４　欠席議員（１名）

１４番　濵　田　陸　紀　君

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

５　事務局職員出席者

事務局長	黒　田　　厚　君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈　良　和　美　君
議事係長	桑　原　美　穂　君
庶務係主任	宮　本　恵　里　君

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

６　出席要求による出席者

市　　長	中　平　富　宏　君
副　市　長	岩　本　昌　彦　君
企画課長	上　村　秀　生　君
総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	桑　原　　一　君
危機管理課長	有　田　巧　史　君
市民課長	岡　本　　武　君
税務課長	山　岡　敏　樹　君

会計管理者兼 会 計 課 長	佐　藤　恵　介　君
健康推進課長	松　田　まなみ　君
長寿政策課長	谷　本　裕　子　君
環 境 課 長	谷　本　和　哉　君
人権推進課長	川　村　志　保　君
産業振興課長	岩　本　敬　二　君
商工観光課長	長　山　敏　昭　君
土 木 課 長	澤　田　英　典　君
都市建設課長	小　島　裕　史　君
福祉事務所長	朝比奈　淳　司　君
水 道 課 長	川　島　義　之　君
教　育　長	鎌　田　勇　人　君
教育次長兼 学校教育課長	和　田　克　哉　君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	中　平　成　也　君
学 校 給 食 センター所長	平　井　建　一　君

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

午前１０時０２分　開議

○議長（寺田公一君）　これより本日の会議を開きます。

この際、議長から報告いたします。

１４番、濵田陸紀君から、会議規則第２条の規定により、欠席の届出がありました。

本日までに、陳情１件を受理いたしました。よって、お手元に配付してあります陳情文書表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

日程第１、「議案第１号から議案第３３号まで」の３３議案を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

５番川村三千代君。

○５番（川村三千代君）　おはようございます。５番、トリプル成人式の川村三千代でございます。６０代も元気だぞというところを見せねばと、今日も通告に従いまして、質疑を進めてまいります。

担当課の皆さんは、御答弁、御説明よろしくお願いをいたします。

私が今回、質疑に取り上げます項目は、全部で４項目となっております。全てこの議案第１４号別冊、令和４年度宿毛市一般会計補正予算（第４号）から進めてまいります。

ページ数に沿いまして進行してまいりますけれども、こちらの紙の資料を用いますので、タブレットを御覧の方は、ページ数に誤差が生じることをあらかじめ御了解ください。

それでは、まず１２ページをお開きください。

１２ページの第２款総務費、第１項総務管理費、９目開発推進費、１２節委託料、地域独自の観光資源を活用した地域の看板商品創出事業委託料７００万円についてでございます。

こちらの事業の内容、目的、そしてまた委託先についても想定されているものがございましたら、御説明をお願いいたします。

○議長（寺田公一君）　企画課長。

○企画課長（上村秀生君）　企画課長、５番、川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第１４号別冊、令和４年度宿毛市一般会計補正予算（第４号）、１２ページ。

第２款総務費、第１項総務管理費、９目開発推進費、１２節委託料、地域独自の観光資源を活用した地域の看板商品創出事業委託料７００万円について御説明いたします。

本事業は、総事業費７００万円のうち、６００万円を官公庁の国庫補助金を財源として実施する事業でありまして、コロナ禍において、地域経済を支える観光の本格的な復興の実現に向けて、地域の稼げる看板商品の創出を図ることを目的としております。

本市は、海・山・川の豊かな自然と温暖な気候を生かした農林水産業が盛んな地であり、この地域独自の資源を活用し、地域で稼げる看板商品を創出し、ウイズコロナでの観光振興、地域活性化のための６次産品を４品、開発しようとするものでございます。

事業内容といたしましては２つありまして、１つ目は、収穫や流通できない余剰生産物、いわゆるはねや廃棄が予定されている生産物、こういったものなどを活用し、少ない負担で商品化できる加工品の開発を行うことで、食品ロスや生産コストの面などで課題を解決し、宿毛市産としてのブランド向上、経済の活性化を目指します。

開発する商品につきましては、宿毛市の飲食店事業者とともに、メニューを開発したいと考えております。

２つ目は、ツアー企画の造成を行います。

先ほど御説明いたしました、商品化された産品を特典に加えるなど、ツアーへの参加意向を

高める高付加価値なものとします。

また、今後、宿毛湾港に寄港するクルーズ客船のオプショナルツアーとしての可能性も検討し、企画を造成していきたいと考えております。

事業を委託する業者につきましては、この補正予算の議決後、事業者の選定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

本事業は、６次産品の商品開発と商品化された産品を活用した観光振興を目的としていることから、旅行ツアーを企画でき、産品の商品開発を行う事業者と連携を行うことが必要となるため、そういった専門的な実績や見識を持ち合わせた事業者の力を委託先に選定していきたいと考えております。

また、本事業は、本市の飲食店や加工品を製造可能な事業者にメニュー開発に加わっていただき、商品開発される産品につきましては、本市の事業者の方々に製造販売を行っていただきたいと考えております。

そうすることで、宿毛市のブランド向上、経済の活性化に寄与できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　５番川村三千代君。

○５番（川村三千代君）　再質疑をさせていただきます。

御答弁の中にも、宿毛の独自の商品、産品を商品開発していく、４品開発していくということがありましたけれども、私が商品数を聞いたときに、逆にもっと絞り込んで品数が少ないほうがいいのではないかというか、商品数が多いと、一つ一つの魅力がぼやけてしまうというか、そういうことも懸念されるかなという思いを抱いたんですけれども、商品開発の品目を４品にしたことについての御説明をお願いいたします。

○議長（寺田公一君）　企画課長。

○企画課長（上村秀生君）　企画課長、５番、川村議員の再質疑にお答えいたします。

商品化する品数が４品である理由についてでございますが、本事業で商品化された産品につきましては、本市のふるさと納税の返礼品にしたいと考えております。

現在、ふるさと納税の返礼品の新商品や品数を多くすることについても、本市にとっての課題となっておりまして、新たに商品化された品数が増えることで、返礼品の充実はもとより、商品を製造販売する事業者にとっても売上につながることから、１品とか２品とかではなくて、本事業費の中で、より多くの商品化ができればと考えて、４品の商品化を成果目標に位置づけを行いました。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　５番川村三千代君。

○５番（川村三千代君）　宿毛の魅力を創出する、そしてまた宿毛の振興に大きな推進力となる事業というふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（寺田公一君）　企画課長。

○企画課長（上村秀生君）　企画課長、川村議員の再々質疑にお答えいたします。

そう考えていただいて結構だと思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　５番川村三千代君。

○５番（川村三千代君）　どうもありがとうございました。

それでは、次に移ります。

次は、２１ページをお開きください。

２１ページの第５款農林水産業費、第３項水産業費、２目水産業振興費、１８節負担金補助及び交付金、水産業総合支援事業費補助金（水産物ＰＲポスター作成支援事業）について、御説明を求めます。

こちらの事業の内容、そして目的について御説明をお願いいたします。

○議長（寺田公一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君）　産業振興課長、５番、川村議員の議案質疑にお答えいたします。

議案第１４号別冊、令和４年度一般会計補正予算（第４号）、２１ページ。

第５款農林水産業費、第３項水産業費、２目水産業振興費、１８節負担金補助及び交付金、水産業総合支援事業費補助金（水産物ＰＲポスター作成支援事業）８万５，０００円について、御説明させていただきます。

この補助金は、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響による飲食業等の売上の減少に伴い、宿毛湾から全国へ流通している水産物についても取引量が減少となっているため、１２月の繁忙期に合わせまして、水産物のＰＲポスターを作成し、取引先の店舗へ掲示することで、消費者に対し宿毛産の水産物の魅力をアピールし、流通、消費の回復、拡大を図ると共に、低迷している魚価も向上させることを目的としております。

すくも湾漁業協同組合が作成するＰＲポスターの総事業費３４万円のうち、宿毛市と大月町がそれぞれ４分の１を補助するものでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　５番川村三千代君。

○５番（川村三千代君）　再質疑をさせていただきます。

ポスターについては、デザインですとか、大きさですとか、そういったものは想定されていますでしょうか。

○議長（寺田公一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君）　産業振興課長、川村議員の再質疑にお答えいたします。

サイズはＡ１サイズ。Ａ４の８面分の大きさとなりますが、それで天然魚と養殖魚の２種類のポスターを各１００枚作成予定です。

デザインは、水揚げされた魚、市場の風景や水産加工場など、躍動感のある写真を掲載することで、顔の見える産地を前面に出したイメージを想定しております。

配布先としましては、取引のある居酒屋や大手回転ずし等の飲食店、スーパー、ホテルなどを予定いたしております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　５番川村三千代君。

○５番（川村三千代君）　すみません、もう一つ質問をさせてください。

大手の飲食店やホテル等ということでしたけれども、それは県内、県外、範囲というのはどういったところを考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（寺田公一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君）　産業振興課長、川村議員の質疑にお答えいたします。

主に市外、県外の都市圏を中心に考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　５番川村三千代君。

○５番（川村三千代君）　どうも課長、ありがとうございました。

それでは、次に進みます。

次は、その次のページ、２２ページになります。

第６款商工費、第１項商工費、２目商工業振興費、１８節負担金補助及び交付金、宿毛市キッチンカー等導入支援事業費補助金、こちらの１５０万円についてでございます。

キッチンカーの導入の補助金は、当初予算でも上げられておりました事業でございますけれども、改めてその内容と目的について、御説明をお願いします。

○議長（寺田公一君）　商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君）　商工観光課長、川村議員の質疑にお答えをいたします。

議案第１４号別冊、令和４年度宿毛市一般会計補正予算、２２ページでございます。

第６款商工費、第１項商工費、２目商工業振興費、１８節負担金補助及び交付金、宿毛市キッチンカー等導入支援事業費補助金、１５０万円についての御質問であったかと思います。

その事業目的と、またその内容についてという御質問であったかと思います。

まず、事業目的でございますが、新型コロナウイルス感染症によって経済的な影響を受けた市内事業者が、キッチンカー等による飲食の移動販売等を行って売上を確保する取組を支援するために、キッチンカー等の整備に係る経費に対して、補助を行うものでございます。

また、その補助の主な内容でございますが、補助対象者は宿毛市内に店舗、事業所を有する事業者で、食品衛生法に基づくキッチンカー等による飲食販売に必要な許可を年度内に取得する見込みがあるものとしておりまして、補助率は補助対象経費の４分の３、補助上限額が７５万円となっております。

また、補助対象経費の主な内容は、車内での食品の調理・加工、保管、販売等を可能にするための車両改修費や、こんろ、シンク、冷蔵庫、給水タンク等を整備するための機械設備費、また販売促進に関わるチラシやメニュー、のぼり制作などの定義として広告宣伝費、車両改修工事の設計費用や開業支援に係るコンサルティング費用などの委託費などを、補助対象としております。

ただし、車両購入費用は対象とはなりませんので、御注意をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　５番川村三千代君。

○５番（川村三千代君）　再質疑をさせていただきます。

現時点では、キッチンカー導入事業の進み具合はどのようになっていますか。

例えば、具体的にどういう料理が提供される予定があるですとか、メニューですとか、そういったことでも結構ですので、現時点での事業の進み具合について、御説明をお願いいたします。

○議長（寺田公一君）　商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君）　商工観光課長、本事業の進捗具合についての御説明をさせていただきます。

令和４年度当初予算において、４事業者分３００万円を計上しておりましたが、既に募集枠が埋まっておりまして、そのうち１事業者は事業が完了し実績報告が提出されております。

メニューというふうな御質問もありましたが、その実績報告の内容によりますと、ガスフライヤーや餃子焼き器を車内に導入し、餃子、空揚げ、焼きそば、フランクフルト等を販売しているとのことでございます。

そのほかの３事業者につきましては、申請時に提出いただいた事業計画書によりますと、宿毛産の野菜や豚肉を使用したカレーうどん、総菜、弁当、揚げ物やお菓子。また、宿毛の特産品を活用した丼物やピザ、串焼きなどの販売を計画されているようでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　５番川村三千代君。

○５番（川村三千代君）　再々質問をさせていただきます。

この事業、始まったばかりということで、その成果ですとか、逆に問題点といったようなことを検証するのは時期尚早だと思いますけれども、担当課として、様々な方々からのお問い合わせですとか、申請を受け付ける中で、この事業に対する手応えといいますか、どういったふうに捉えられていらっしゃるでしょう。そちらをお聞かせください。

○議長（寺田公一君）　商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君）　商工観光課長、本事業の課題や効果等についての御質問であったかと思います。

本事業につきましては、交付決定をした補助対象事業者の大半が、事業を完了していないことから、現状でのこの事業効果等の検証は、まだできておりません。

しかしながら、当初予算に計上しておりました４事業者分の予算額につきましては、５月からの募集開始から１カ月足らずで募集枠が埋まったことからも、市内事業者のニーズに合致した事業であったものというふうに、担当課としては分析をしております。

このような分析のもと、今回、２事業者１５０万円の増額補正予算を計上しておりまして、担当課としましては、１つ目の御質問でお答えしました事業目的の達成に、これからも務めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　５番川村三千代君。

○５番（川村三千代君）　ありがとうございます。

それでは、最後の質疑を行います。

一番最後のページになります。２６ページをお開きください。

第９款教育費、第５項保健体育費、３目社会体育振興費。こちらの宿毛市立中学校部活動検討委員の報償費、１０万８，０００円。そしてまた、旅費として、３万６，０００円がありますけれども、検討委員会を設置するに至る経緯や、その目的について御説明をお願いいたします。

○議長（寺田公一君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君）　生涯学習課長、川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第１４号別冊、令和４年度宿毛市一般会計補正予算、２６ページ。

第９款教育費、第５項保健体育費、３目社会体育振興費、７節報償費、宿毛市立中学校部活動検討委員報償費１０万８，０００円、並びに８節旅費、普通旅費３万６，０００円についてでございます。

公立中学校の部活動におきましては、少子化により学校単位での運営が困難になっていること、また教員の長時間労働の一因となっていることなどが課題となっておりました。

このような状況を背景に、公立中学校の運動部活動の在り方を検討していたスポーツ庁の有識者会議が、今年６月、休日の指導を民間人材などに委ねる地域移行を令和５年度から３年間で進める提言を公表いたしました。

この提言を受け、本市におきましても、早急に取り組む必要があるため、宿毛市立中学校部活動検討委員会を設置し、情報収集及び情報交換を行い、今後の公立中学校の部活動の在り方を検討し円滑な地域移行を目指すものです。

なお、今回の補正予算につきましては、委員会出席のための委員報償費及び旅費となります。

以上です。

○議長（寺田公一君）　５番川村三千代君。

○５番（川村三千代君）　部活動の地域移行に関する検討を中心に進めていくというふうに理解をしましたが、この委員の人数ですとか、またどういった方を委員に選出しようとお考えなのか、そのあたりを御説明お願いします。

○議長（寺田公一君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君）　生涯学習課長、川村議員の再質疑にお答えいたします。

検討委員会につきましては、委員を１５人以内としておりまして、その構成メンバーといたしましては、学校関係者や保護者の代表者、ス

ポーツに携わっている団体の方々などを委員として委嘱する予定としております。

以上です。

○議長（寺田公一君）　５番川村三千代君。

○５番（川村三千代君）　最初の御説明で、スポーツ庁という言葉も出てきましたように、部活動、スポーツに関することが中心だとは思うのですけれども、中学校の部活動、文化系のものもございますが、将来的には文化系の部活動についても、地域移行に進んでいくような可能性があるのでしょうか。その辺の展望を教えていただけたらと思います。

○議長（寺田公一君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（中平成也君）　生涯学習課長、川村議員の再々質疑にお答えいたします。

今回の部活動の地域移行につきましては、まずは休日のみを対象としたものとされておりますが、将来は休日だけでなく、平日の部活動も地域移行する構想であるため、引き続き検討が必要となることが想定されております。

また、吹奏楽部などの文化部活動につきましても、運動部活動と同様、置かれている状況に変わりはございませんが、運動部活動よりもさらに受け皿が少ないことなどが想定されております。

この文化部活動につきましては、現在のところ、国から具体的な地域移行に関するスケジュールは明示されておりませんが、今後、スケジュールが示されましたら、運動部活動と同様に、検討する必要があると考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君）　５番川村三千代君。

○５番（川村三千代君）　それぞれの担当課の皆様、丁寧な御説明をありがとうございました。

以上で、私の質疑を終了いたします。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　４番、川田栄子、質疑をさせていただきます。

議案第１４号別冊、令和４年度宿毛市一般会計補正予算（第４号）の２５ページをお願いいたします。

第９款教育費、第２項小学校費、１目学校管理費、１４節工事請負費、トイレ洋式化工事費について、御説明をお願いいたします。概要をお願いいたします。

○議長（寺田公一君）　学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君）　学校教育課長、川田議員の質疑にお答えいたします。

議案第１４号別冊、宿毛市一般会計補正予算（第４号）、２５ページ。

第９款教育費、第２項小学校費、１目学校管理費、１４節工事請負費、トイレ洋式化工事費の３，７２９万２，０００円。それと、川田議員のほうからはありませんでしたが、同じ内容になりますので、下のところの同じく第９款の第３項中学校費、１目学校管理費、１４節の工事請負費のトイレ洋式化工事費、２，１１２万９，０００円の合計した５，８４２万１，０００円のことについて、御説明させていただきたいと思います。

本事業は、学校校舎等の和式トイレを洋式トイレに改修しようとするものでございます。

市内各学校のトイレにつきましては、一部洋式トイレに変更しておりますが、生活様式の変更により洋式トイレを設置していく御家庭が多くなっており、以前よりトイレの洋式化を求める声が多くあったところでございます。

今回の事業は、国の学校施設環境改善交付金と、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、現在、既に洋式化されている宿毛小学校、宿毛中学校及び小筑紫小学校、それと統合が決まっている橋上小学校、橋上中

学校を除く各学校の和式トイレを洋式トイレに改修しようとするものでございます。

トイレの今回の改修内容につきましては、小学校５８基、中学校４１基を予定しているところでございます。

具体的な工事内容につきましては、和式トイレを洋式トイレに変更すること。洋式トイレ分につきまして、床材を乾式化に対応したものに変更すること。老朽化しているトイレを仕切っていますトイレブースの更新を行うところを予定しているところでございます。

財源につきましては、９ページにございます第１４款国庫支出金、第２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金、１節総務管理費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、３億１，８４４万６，０００円のうち、２，８５８万９，０００円。

それと１０ページの６目教育費国庫補助金の学校施設環境改善交付金、１，５７５万６，０００円を財源としているところでございます。

今回の事業実施によりまして、本市の校舎のほとんどが洋式化されますので、児童生徒の衛生環境面の向上に効果があると考えているところでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　９９基ということでございますので、１基当たりにするとかなり高額になっておりますけれども、入札方法としては、どのような方法でとられるのか、お伺いいたします。

○議長（寺田公一君）　学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君）　学校教育課長、川田議員の再質疑にお答えいたします。

入札方法については、まだ検討中ではございますが、工期が短いこともあり指名競争入札を考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　商品の選定といたしまして、たくさんの生徒さんが使われるわけですので、タンクにはいろいろ種類があると思いますけれども、節水の機能がついたのが、今、出ておりますので、この商品のはじめになったころは、２０リットルの水が使われておりましたけれども、それが８リットルになり、今は３．８リットルと、非常に節水が行き届いておりますけれども、そこのあたりの考慮をされたのかどうか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君）　学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君）　学校教育課長、川田議員の再質疑にお答えいたします。

まだトイレの具体的な機種につきましては、検討はしていないところですが、予算の関係もありますので、予算範囲内で設置できるトイレにつきまして検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　１基をリニューアルするのに、３日ほどかかるのか５日ほどかかるのかわかりませんけれども、９９基となると、最初と最後ではかなりの期間の隔たりがあると思いますけれども、最初、手につけられるのは、トイレの新しさ、古さを考慮されるのか。そういう工程ができておられるのかどうか、お示しください。

○議長（寺田公一君）　学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君）　工程についての御質問だと思います。

工程につきましては、今後、入札が終わりましたら、各事業者と打ち合わせしながら、学校

現場とも打ち合わせしながら、開校している期間と重なりますので、そこのあたりを調整しながら事業実施を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　以上で質疑を終わります。

○議長（寺田公一君）　１２番松浦英夫君。

○１２番（松浦英夫君）　それでは、質疑をさせてもらいます。

私が今回、質疑するのは、議案第１４号別冊、令和４年度宿毛市一般会計補正予算（第４号）についてでございます。

２人の方が、今、質疑をされましたので、残り物といえば残り物ですけれども、よろしくお願いします。

それでは、まず１点は、１２ページ。

第２款総務費、第１項総務管理費、１目一般管理費、１４節工事請負費、１６３万７，０００円についてでございます。

これについては、当初予算で３，８００万をかけて工事をしたいということで、可決をされておりますけれども、内容は、工事請負費でございますので、どういう内容について工事を行うのかお示しをいただきたいと思います。

○議長（寺田公一君）　総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君）　総務課長、松浦議員の質疑にお答えをにいたします。

議案第１４号別冊、令和４年度宿毛市一般会計補正予算（第４号）、１２ページ。

第２款総務費、第１項総務管理費、１目一般管理費、１４節工事請負費、旧庁舎改修工事費１６３万７，０００円についてでございます。

本予算につきましては、現在、桜町にある旧庁舎の改修工事を行っております。

この旧庁舎においては、今回、設置条例で提案をさせていただいておりますように、中央支所や、いきいきふれあいセンターなどとして、活用させていただくために工事を進めているものでございます。

今回の改修に際しましては、旧庁舎が昭和３８年建築のため、現在の建築基準法の規準では既存不適格ということで、防火対策などの様々な面で改修を行うようにしております。

その中で県からの意見として、いきいきふれあいセンターといった公共福祉施設を整備するということであるので、防火対策の安全性を考慮させるため、耐火間仕切りなど必須ではないものですが、追加の防火対策を講じるべきではないかという御指摘をいただきました。

このため、今回、簡易な仕切りから耐火対策の仕切りにさせていただくために、１６３万７，０００円計上させていただいて、安全性をより高めていかせていただきたいというものでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君）　１２番松浦英夫君。

○１２番（松浦英夫君）　ということは、３，８００万円に、今までの防火対策の部分は含まれてないということで、確認をさせていただきたいと思います。

事業を行う場合には、しっかりと県と打ち合わせをしながら、県の補助金をいただくわけですので、しっかりと打ち合わせをして、工事をしていただきたいというふうに思います。

見積もりも、そういう面で出していただいて、しっかりとした概算で当初予算に出していただくということで、お願いをいたしておきたいと思います。

最後に、確認ですけれども、いつ完成予定ですか。旧庁舎での、いきいきふれあいセンターとか、中央支所の開始時期を、ちょっと教えて

いただきたいと思います。

○議長（寺田公一君）　総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君）　松浦議員の再質疑にお答えをいたします。

本工事が、現在、工期としては１０月３１日までを予定しております。現在、順調に進んでいるというふうにお聞きしているのですが、何があるかわかりませんので、必ず１０月３１日で終わるかどうかというのは、現状ではわかりませんけれども、１０月３１日に終わっていただいて、１カ月程度の準備をさせていただいて、１２月１日に開始をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（寺田公一君）　１２番松浦英夫君。

○１２番（松浦英夫君）　しっかりと１２月１日に必ず業務が開始できると。ということは、新庁舎は５月２日からですので、６カ月、街の皆さんは大変不便を期しておりますので、１２月１日に開始をするということになれば、しっかりとした対応をお願いをしておきたいと思います。

次は、１３ページの第２款総務費、第１項総務管理費、１７目離島振興費の１８節負担金補助及び交付金の集落活性化実証支援事業費補助金が、７５０万円減額となっておりますけれども、その理由について、御説明を求めます。

○議長（寺田公一君）　企画課長。

○企画課長（上村秀生君）　企画課長、１２番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第１４号別冊、令和４年度宿毛市一般会計補正予算（第４号）、１３ページ。

第２款総務費、第１項総務管理費、１７目離島振興費、１８節負担金補助及び交付金、集落活性化実証支援事業費補助金７５０万円の減額について、御説明いたします。

本事業は、昨年度実施されました高知県の集落実態調査の結果等を踏まえ、地域の担い手不足や集落機能の低下、生活環境の改善といった離島地域が抱える課題に対応するため、県、市、地元住民などで構成される協議会を設置し、デジタル技術を活用した実証実験を行い、課題解決の方向性を検討しようとするものでございます。

当初は、協議会が実施主体となり事業を実施する見込みで、補助金として予算措置しておりました。しかしながら、事業内容を協議していく中で、市が直接、事業主体となることで、スムーズに事業が実施できると判断いたしまして、今議会の補正予算におきまして補助金からほかの予算費目に振替を行うことに伴いまして、減額となったものでございます。

振替した予算費目は、同じ１７目離島振興費の１１節役務費の通信運搬費２万９，０００円、１２節委託料のウェブカメラ設置業務委託料４１８万６，０００円、１４節工事請負費の車両格納倉庫工事費３２８万５，０００円。この３つでありまして、この合計額が補助金と同額の７５０万円となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１２番松浦英夫君。

○１２番（松浦英夫君）　この予算については、当初の３月議会で提案をされて、７５０万円つけていただいておるわけですけれども。

ということは、補助金の組替えだけで、事業の内容そのものについては変わりはないということで構いませんかね。

○議長（寺田公一君）　企画課長。

○企画課長（上村秀生君）　企画課長、１２番、松浦議員の再質疑にお答えいたします。

令和４年度の当初予算の新規事業等調査表でお示しした集落活性化実証支援事業の内容としましては、高知県の補助金を活用し、バスロケ

ーションシステムを搭載したグリーンスローモビリティー、これは時速２０キロ未満で公道を走ることができる電動車を活用した移動サービスのことでございますが、そのグリーンスローモビリティーや、ドローン輸送などの実証実験を行うこととしておりました。

内容については、高知県の補助金を活用することについては、変わりはありませんが、多少の変更がありますので、全体的に説明させていただきます。

グリーンスローモビリティーにつきましては、今年度に充電設備を備えた車庫を建設し、来年度に実証運行を行うように協議しております。

ドローン輸送につきましては、実証実験後の事業継続性、また予算の上限などの問題もあって、今回の実証事業では実施が困難であると判断いたしました。

ドローン輸送に換わる実証実験事業といたしましては、母島港入口付近を常時撮影、そして配信できるウェブカメラの設置や、母島港と弘瀬港に設置する波高計を活用した海象情報の観測データについて、ホームページなどで公開することで、定期船の安全運航や島民の生活に活用できないか検証を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１２番松浦英夫君。

○１２番（松浦英夫君）　事業の内容、多少は違いがあっても、一定、所期の目的というか、目標はかなえられるということでございます。一安心をいたしました。

７５０万円、まるまる減額になっておりましたので、どういうふうになるのか心配でございましたけれども、今の説明を聞いて、一定、安心をいたしたところでございます。

私の質疑は以上でございます。

ありがとうございました。

○議長（寺田公一君）　以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております「議案第１号から議案第３３号まで」の３３議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、９月１５日、９月１６日、及び９月２０日、９月２１日は休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　御異議なしと認めます。

よって、９月１５日、９月１６日及び９月２０日、９月２１日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

９月１５日から９月２１日までの７日間は休会し、９月２２日午前１０時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前１０時４８分　散会

陳　情　文　書　表

令和４年第３回定例会

受理番号	受理年月日	件名	提　出　者	付託委員会
第１５号	令和 4. 9.12	市民が喜ぶ公園整備を求める陳情書	子供たちに公園をつくる会 代表　成田　憲生	産業厚生

上記のとおり付託いたします。

令和４年９月１４日

宿毛市議会議長　寺　田　公　一

議　案　付　託　表

令和４年第３回定例会

付託委員会	議　案　番　号	件　　名
予算決算常任委員会（２１件）	議案第　１号	令和３年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について
	議案第　２号	令和３年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第　３号	令和３年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第　４号	令和３年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第　５号	令和３年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第　６号	令和３年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第　７号	令和３年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第　８号	令和３年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第　９号	令和３年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第１０号	令和３年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第１１号	令和３年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第１２号	令和３年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第１３号	令和３年度宿毛市水道事業会計決算認定について
	議案第１４号	令和４年度宿毛市一般会計補正予算について
	議案第１５号	令和４年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について
	議案第１６号	令和４年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について
	議案第１７号	令和４年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について
	議案第１８号	令和４年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について
	議案第１９号	令和４年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について
	議案第２０号	令和４年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について
	議案第２１号	令和４年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について

総務文教常任委員会（　９件）	議案第２２号	宿毛市交流複合施設の設置及び管理に関する条例の制定について
	議案第２４号	宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第２５号	宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第２６号	宿毛市立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第２７号	宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について
	議案第２８号	宿毛市過疎地域持続的発展計画の策定について
	議案第３１号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
	議案第３２号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
	議案第３３号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
産業厚生常任委員会（　３件）	議案第２３号	宿毛市いきいきふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
	議案第２９号	市道路線の認定について
	議案第３０号	市道路線の認定について

令和４年

第３回宿毛市議会定例会会議録第５号

１　議事日程

第１７日（令和４年９月２２日　木曜日）

午前１０時　開議

第１　議案第１号から議案第３３号まで

（議案第１４号から議案第３３号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

第２　請願第５号外１件及び陳情第１４号外１件

第３　委員会調査について

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

２　本日の会議に付した事件

日程第１　議案第１号から議案第３３号まで

日程第２　請願第５号外１件及び陳情第１４号外１件

日程第３　委員会調査について

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

３　出席議員（１３名）

１番　今　城　　隆　君	２番　堀　　景　君
３番　三　木　健　正　君	４番　川　田　栄　子　君
５番　川　村　三千代　君	７番　髙　倉　真　弓　君
８番　山　上　庄　一　君	９番　山　戸　　寛　君
１０番　岡　﨑　利　久　君	１１番　野々下　昌　文　君
１２番　松　浦　英　夫　君	１３番　寺　田　公　一　君
１４番　濵　田　陸　紀　君	

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

４　欠席議員

な　し

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

５　事務局職員出席者

事務局長　黒　田　　厚　君

次長兼庶務係長兼調査係長　奈　良　和　美　君

議事係長　桑　原　美　穂　君

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

６　出席要求による出席者

市　　長　中　平　富　宏　君

副　市　長　岩　本　昌　彦　君

企画課長	上村秀生君
総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	桑原　一君
危機管理課長	有田巧史君
市民課長	岡本　武君
税務課長	山岡敏樹君
会計管理者兼 会計課長	佐藤恵介君
健康推進課長	松田まなみ君
長寿政策課長	谷本裕子君
環境課長	谷本和哉君
人権推進課長	川村志保君
産業振興課長	岩本敬二君
商工観光課長	長山敏昭君
土木課長	澤田英典君
都市建設課長	小島裕史君
福祉事務所長	朝比奈淳司君
水道課長	川島義之君
教育長	鎌田勇人君
教育次長兼 学校教育課長	和田克哉君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	中平成也君
学校給食 センター所長	平井建一君

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

午前１０時００分　開議

○議長（寺田公一君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１「議案第１号から議案第３３号まで」の３３議案を一括議題といたします。

これより「議案第１４号から議案第３３号まで」の２０議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（川村三千代君）　おはようございます。予算決算常任委員長。本委員会に付託されました「議案第１４号から議案第２１号まで」の８議案について、審査の概要とその結果を御報告いたします。

議案の審査に当たりましては、効率的な審議を行うため、本委員会を２つの分科会に分け、９月１５日、１６日の２日間にわたり審議を行いました。

その後、９月２１日に意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会の主査の審議結果の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託されました議案８件につきましては、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以下、分科会における主な審査概要について、御報告いたします。

まず、第１分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第１４号別冊、令和４度宿毛市一般会計補正予算（第４号）の２５ページ。

第９款教育費、第２項小学校費、１目学校管理費、１４節工事請負費、トイレ洋式化工事費３，７２９万２，０００円、及び第９款教育費、第３項中学校費、１目学校管理費、１４節工事請負費、トイレ洋式化工事費２，１１２万９，０００円についてであります。

本予算は、小中学校校舎のトイレを洋式化するため、補正しようとするもので、工事内容としては、既に洋式化している宿毛小中学校及び小筑紫小学校、統合が決まっている橋上小中学校の５校を除く９校について、和式便器を洋式便器に改修、トイレブースの改修及び床の乾式化改修工事を行う予定としています。

なお、本事業の財源として、１０ページ、第１４款国庫支出金、第２項国庫補助金、６目教育費国庫補助金、１節小学校費補助金、学校施設環境改善交付金１，０７０万２，０００円。同じく２節、中学校費補助金、学校施設環境改善交付金５０５万４，０００円を活用することとなっています。

本交付金は、学校の設備や改修を行う際に交付されるものであり、トイレの洋式化については、１校当たりの事業費が４００万円を超えるものに対して、補助率３分の１で支給されるものとなっています。

本件に対して委員からは、橋上小中学校については、統合が決まっているため改修はしないとの説明だが、少なくとも橋上中学校は、体育施設として今後も利用していくことになっている。

現在、橋上中学校体育館のトイレはくみ取り式で臭いもひどく、非常に劣悪な状況となっていることから、体育館の部分だけでも、今回の改修に入れるべきではないか。

また、統廃合により、学校校舎は使わないかもしれないが、今後の利用を考えると、部分的に洋式化をすべきではないか、との質問があり、執行部からは、体育館のトイレはくみ取り式であり、浄化槽に接続できていない。工事期間を考えると、間に合わないことが想定されるため、あくまでも校舎内の改修を考えている。

また、橋上小中学校については、１階部分の１基は既に洋式化している、との回答がありま

した。

本事業に対し、委員からは、橋上小中学校については、宿毛市の避難場所にも指定されていることから、洋式化は必要であると考えるので、改修について早急に検討していただきたい、との意見がありました。

続きまして、２６ページの第９款教育費、第５項保健体育費、３目社会体育振興費、７節報償費、宿毛市立中学校部活動検討委員報償費１０万８，０００円、及び８節旅費、普通旅費３万６，０００円についてであります。

本予算は、来年度から３カ年をかけ、中学校の部活動を地域に移行していくという方針が国より示されたことに伴い、本市においては、どのような受け皿があるかなどについて、検討委員会を設置し、学校関係者やスポーツ団体等と協議検討を行うためのものであります。

委員からは、国がいっている３年後から始めればよいという考えでは、対応できなくなる恐れがあるのではないか、との質問があり、執行部からは、特に団体競技については、１校でチームを組めない競技もあり、連合チームで中体連の大会に出ている。そういった状況の中で、委員会を立ち上げて検討していく予定である。

既に学校と連携がある場合には、スムーズに話が進んでいくのではないかと思っているが、３年間の中で来年度からスタートできる種目もあれば、受け皿が見つからない種目もあるのではないかと考えている、との回答がありました。

本件に対し委員からは、都会などの人口が多いところであればクラブ活動の地域移行は進んでいくかもしれないが、人口の少ない地方においては、どこまで継続的にやっていけるのか非常に不安があるため、その辺も見据えて、計画的に進めていただきたい、との意見や、クラブ活動の支援員としての活動をしたいという意向を持っている人が都市部にいるかもしれないので、そういった方を、例えば地域おこし協力隊として雇用し、各学校を回りながら指導するといったシステムができれば、教職員の業務軽減にもつながる可能性があり、検討していただきたい、との意見がありました。

次に、第２分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第１４号別冊、令和４年度宿毛市一般会計補正予算（第４号）、１９ページ。

第４款衛生費、第１項保健衛生費、２目予防費１，３７５万２，０００円についてであります。

本予算は、オミクロン株対応ワクチン接種の実施に伴う補正予算であるが、今回の計上は、当初予算及び６月の補正予算で不足見込となる金額を精査して計上している。

今回の補正予算では、ワクチン接種委託料を計上していないが、現在の残予算で対応し、必要な額を１２月補正で計上するように考えている。

なお、今回のオミクロン株対応ワクチン接種は、初回接種の２回を完了した１２歳以上の住民の方に接種することから、対象者は９月５日時点で１万５，９２１人となっている。

接種の順番については、現在、実施している４回目対象者から行うことになっており、１０月上旬に実施できるよう関係機関と現在、調整をしている段階である。

また、今回の接種は人数も多いことから、集団接種の回数を増やすことや、夜間の集団接種を行うことも考えており、関係機関と調整を行うとの説明がありました。

本件に対し委員からは、ワクチン接種について、インターネット等で、接種すると将来に害が出るなど様々な情報が出て、市民もどの情報を信じてよいかわからない人も多いと思う。国からそういった情報に対する見解等は出ていな

いか、との質問があり、執行部からは、市民の方々には、ワクチン接種の回数、短期間のワクチン承認も含め、インターネット等の情報の氾濫もあり、心配されているところだとは思う。

様々な情報が出ているが、国が示す方針、データをもとに説明を行い、窓口や電話対応で市民に不安があれば、十分に丁寧な説明を行うよう職員間で共有し対応している、との回答がありました。

これに対し、委員からは、国の方針等が変更した場合の周知や市民の問い合わせに対し、しっかり対応していただきたい、との意見がありました。

続いて、２１ページ。第５款農林水産業費、第３項水産業費、２目水産業振興費、１８節負担金補助及び交付金、水産業総合支援事業費補助金（水産物ＰＲポスター作成支援事業）８万５，０００円についてであります。

本予算は、新型コロナウイルスの影響による飲食業等の売上の減少に伴い、すくも湾漁業協同組合から全国へ流通している水産物の取扱量が減少となっているため、１２月の繁忙期に合わせて、宿毛産の水産物の魅力をＰＲするポスター作成に伴う費用の一部を補助する予算であります。

委員からは、今回のポスターは県外の量販店、飲食店等への配布が既に決まっているようだが、今後、農林水産省や水産庁、また高知県の東京事務所などの人の出入りが多い官公庁、出先機関への配布も検討してはどうか。宿毛市がＰＲしているその姿勢を見せることも大切であると考える。

また、市内で地元の魚を扱っている飲食店にも同様にポスターを配布してはどうか、との意見があり、執行部からは、提案のあった官公庁や市内への配布について、すくも湾漁協と今後協議する、との答弁がありました。

続いて、２２ページ。

第６款商工費、第１項商工費、５目観光費、１２節委託料、大島地区境界確定測量業務委託料１１４万２，０００円についてであります。

本予算は、本市が所有する大島桜公園用地と私有地隣接部分について、境界確定に係る測量業務の予算を計上するものであります。

当該測量実施予定地は、平成３０年７月の豪雨災害及び同年の台風１２号の影響により、大島桜公園用地である山林が一部崩落し、崩落防止に係る対策工事が実施された場所であるが、以前設置されていた境界くいも流出し、境界位置不明となったため、隣接私有地の所有者から、以前のとおり境界くい設置の要望があったものです。

委員からは、大島桜公園は境界不明な場所が多いが、境界確定はどのような方法で行うのか、と質問があり、執行部からは、今回は平成３０年７月豪雨災害等での崩落に伴って工事を行ったものの、形状なども変わり境界部分が判断できないため、隣接する所有者の登記時の資料に基づいて境界確定を行う予定としている、との答弁がありました。

以上で、本委員会に付託された８議案についての審査結果報告を終わります。

○議長（寺田公一君）　総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（岡﨑利久君）　おはようございます。総務文教常任委員長、本委員会に付託されました９議案の審査結果の御報告をいたします。

議案第２２号は、宿毛市交流複合施設の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、桜町にある旧市役所庁舎を改修し、新たに中央支所を配置すると共に、現在高砂にある、あったかふれあいセンターすくもと、長田町にある、すくもいきいきサロン

を統合した、宿毛市いきいきふれあいセンターや、住民の皆様が利用できる会議室などを備えた宿毛市交流複合施設さくらの設置及び管理に関する条例を地方自治法第２４４条の２第１項に基づき制定しようとするものでございます。

議案第２４号は、宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、市職員の育児休業の取得要件を緩和するなど、国家公務員に準じた措置を講じるため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第２５号は、宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、本年１０月１日から、国家公務員退職手当法に規定されている非常勤職員の勤務日数の要件が緩和されることから、本市においても、国に準じた取扱とするため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第２６号は、宿毛市立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、和田体育館にある卓球台を回数券によって利用できるようにするため、また現在、使用されていない宿毛市栄喜体育館について、今後も利用が見込めないことから廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第２７号は、宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、議案第２６号同様、宿毛市総合運動公園におけるトレーニング室、シャワー、トラック・フィールドについて、回数券で利用できるようにするため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第２８号は、宿毛市過疎地域持続的発展計画の策定についてでございます。

内容につきましては、令和２年に実施されました国勢調査の結果、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第２条の規定により、本年４月１日付で、宿毛市全域が過疎地域として公示されました。

このことから、本市の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための宿毛市過疎地域継続的発展計画を策定するに当たり、同法第８条第１項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第３１号から第３３号までの３議案は、いずれも辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてでございます。

内容につきましては、沖の島辺地、北部辺地、南部辺地における公共的施設の整備を実施するにあたり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第８項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、９議案については、担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、いずれも原案を適当であると認め、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案９件についての報告を終わります。

○議長（寺田公一君）　産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（三木健正君）　産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました議案３件について、審査結果を御報告いたします。

議案第２３号は、宿毛市いきいきふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、桜町にある旧市役所庁舎改修後の宿毛市交流複合施設さくら内に、現在、高砂にあるあったかふれあいセンターすく

もと、長田町にあるすくもいきいきサロンを統合した宿毛市いきいきふれあいセンターの設置及び管理に関する条例を、地方自治法第２４４条の２第１項に基づき、制定しようとするものです。

なお、開設日及び開設時間は、施設内にできる中央支所などと異なる運用となり、場所は旧庁舎の正面向かって右側部分の税務課や、市民課があった場所に開設する予定とするものであります。

本件に対し、委員からは、いきいきふれあいセンターの使用は無料であるが、健康機器を使用する際には、有料となる認識でよいか、との質問があり、執行部からは、そのとおりである。現在、あったかふれあいセンターの利用は無料で行っており、統合したいきいきふれあいセンターも、施設を利用するだけであれば無料である。しかし、健康器具等を利用する場合は、市内の６５歳以上でない方は有料である、との答弁がありました。

次に、議案第２９号及び第３０号は、市道路線の認定についてでございます。

内容につきましては、市道雁ヶ池１号線及び雁ヶ池２号線の２路線について、道路法第８条第２項の規定に基づき、道路の路線を認定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上の議案につきましては、担当課から詳しい説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案３件についての報告を終わります。

○議長（寺田公一君）　以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第１４号から議案第３３号まで」の２０議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第１４号から議案第３３号まで」の２０議案を、電子表決により一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することについて、賛成または反対のボタンをお押し願います。

（電　子　表　決）

○議長（寺田公一君）　表決漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　表決漏れなしと認め、確定いたします。

全員賛成であります。

よって「議案第１４号から議案第３３号まで」の２０議案は、原案のとおり可決されました。

「議案第１号から議案第１３号まで」の１３議案については、予算決算常任委員長から、会議規則第１１１条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第２「請願第５号外１件及び陳情第１４号外１件」を議題といたします。

これより「請願第５号外１件及び陳情第１４号外１件」について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（岡﨑利久君）　総務文教常任委員長、本委員会に付託されました請願第５号及び請願第６号についての審査結果を御報告いたします。

請願第５号は、全戸傾聴可能な行政・防災・コミュニティ無線の設置についてであります。

本請願は、宿毛市の藤岡　豊氏ほか２名より提出されたものであり、請願者の希望により、補足説明や意見陳述を行う中で、審査をいたしました。

審査の過程で、委員からは、情報が伝わっていないという現実があり、そのため、請願として出ている。請願者の地区だけの問題ではなく、行政としての対応の問題にも関わってくる。調査だけでも検討するべきである。また、まずは調査し、その構築について検討するべきであるといった賛成意見が出されました。

一方で、請願者が言われていることはわかるが、他の難視聴地域全域に、行政としてコミュニティー無線を設置していかなければいけない状態になるのではないかとも考えるので、採択ということにはならないのではないか、との反対意見も出されました。

このような審議を踏まえて、本請願を採決した結果、可否同数となり、委員長採決により、不採択と決しましたが、市内全域のカバーエリアの再確認と、今後においてもより多くの市民に情報が伝達できる放送施設の構築を模索すべきである。また、行政防災コミュニティー放送の一元化も含めて検討していくべきである、という意見が各委員から出されておりますので申し添えます。

請願第６号は、花ちゃんバス運行に関する請願書についてでございます。

本請願は、宿毛市の藤岡　豊氏ほか１名から提出されたものであり、本請願についても、請願者の希望により、補足説明や意見陳述を行う中で審査をいたしました。

審査の過程で、委員からは、買い物へ行くのにも苦労している住民の移動手段を確保するための交通網の必要性を調査するべきである、といった賛成意見が出されました。

その一方で、請願に書いているとおり、はなちゃんバスの路線網を構築することが、今回の主眼である。担当課に聞き取りした際には、希望調査を行うといっており、地元と担当課が話し合いをする中でどうしても話が進まない場合に、議会として意見するときが来るのではないか。

また、請願者との質疑を踏まえて、ＮＰＯ法人が行っている事業を市が後押ししてくれるのであれば、はなちゃんバスにはこだわっていないといった意見もあったので、今回の請願は不採択でいいのではないか、との反対意見が出されました。

このような審議を踏まえて採決した結果、賛成多数で採択と決しました。

以上、本委員会に付託されました請願２件についての御報告を終わります。

○議長（寺田公一君）　産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（三木健正君）　産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました陳情２件の審査結果を報告いたします。

陳情第１４号は、消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書採択を求める陳情書についてであります。

本陳情は、中村民主商工会会長　船口千代松氏から提出されたものであります。

内容といたしましては、令和５年１０月から

導入されるインボイス制度適格請求書等保存方式の実施延期を求めるものです。

審査の過程で、委員からは、令和５年１０月導入にあたり、事業者の適格請求書発行等の実務的負担が増大することは理解できるが、導入までの準備期間が設けられており、また導入後３年間は、適格請求書でなくても８０％、さらに３年間は５０％が控除可能な経過措置がとられており、制度導入後から完全実施まで６年の期間がある。仮に延期をしたとしても、具体的な解決策が出なければ、単なる先延ばしにすぎず賛同できない、といった意見や、納税に関する公平性を保つ意味でも、この制度は必要であるといった意見がありました。

このような審議を踏まえまして採決した結果、全会一致で不採択と決しました。

続きまして、陳情第１５号市民が喜ぶ公園整備を求める陳情書についてであります。

本陳情は、子供たちに公園をつくる会代表成田憲生氏から提出されたものであります。

内容といたしましては、地域の宝である子供たちの健全育成を図るために、これまで以上に公園の整備充実を求めるものであります。

審査の過程で委員からは、西南大規模公園などのような大規模な公園は、多額の予算が伴うため難しいが、陳情者より、これまで以上の公園の整備充実とは、今ある公園へ少しずつ遊具を増やしたり年齢によって遊ぶエリアを分けるなど、魅力ある公園として充実してもらいたい、という陳述も踏まえ、採決した結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情２件についての報告を終わります。

○議長（寺田公一君）　以上で、委員長の報告は終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、請願第５号について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　１番、今城です。よろしくお願いいたします。

請願第５号「全戸傾聴可能な行政・防災・コミュニティ無線の設置について」です。

私は、本請願の不採択には、反対の立場から討論します。

委員会審査で、他の難聴地域全域に、行政としてコミュニティー無線を設置していかなければならない状態になるのではないか、という不採択の意見があげられていますが、コミュニティー無線は、難聴地域克服への一つの提案と捉えるべきです。

提出された請願の趣旨は、次のとおりです。

坂ノ下地区は津波想定エリアにも関わらず、防災無線放送は半数以上の住民に届いておらず、行政放送の役割も果たしていない。よって、地区住民への警報、注意喚起のために、放送連絡網の整備を求めるというものです。

そして、請願の理由として、行政放送、防災警報を届ける手だてとして、地区コミュニティー放送の構築及びその利点について、挙げています。

防災警報が聞こえない区域を補う地域コミュニティー無線システムの見積書、２００万円程度の資料が添付されていることも注目に値します。

本請願は、坂ノ下、高石、山北の区長連名による請願であり、地区住民の命と生活を守るた

めに、実現可能な方法で防災警報、行政放送を届かせたいとする願いであることは間違いありません。

事実、宿毛市と同じ防災無線システムにおいて、難聴区域の克服のため、個別端末設置や地域コミュニティー無線との連携で対応している自治体も多くあります。

私は、市内全域の情報伝達手段の構築を進める契機として、本請願を採択すべきと考えます。

以上、私の討論を終わります。

○議長（寺田公一君）　５番川村三千代君。

○５番（川村三千代君）　５番、川村三千代です。私は、請願第５号の委員長報告に、賛成の立場で討論をいたします。

まず、先ほど、今城議員が反対討論をいたしましたけれども、この請願は、坂ノ下等の限定した地域の問題ではなく、全戸傾聴可能な宿毛市全体を捉えて請願したものだと、私は受け取っております。

また、それぞれの区の区長からの請願という御説明もありましたが、請願書には、個人の名前が記されておりまして、区長という表現は記されていなかった、このことをまず最初に御説明申し上げて、私の賛成討論に移ります。

本請願は、宿毛市　藤岡　豊氏ほか２名より、全戸傾聴可能な行政・防災・コミュニティ無線の設置について、請願されたものです。

本市において、行政・防災無線の難聴地域があることは、以前からたびたび問題とされ、議会としても検証し、取り組んでまいりました。

難聴地域の方々の思いは、十分に理解、拝察できるところです。

しかしながら、冷暖房設備の効率化等による機密性、密閉性の高い住宅の普及、また風雨の強い沿岸部、地形の複雑な山間部と、厳しい自然条件、地理的問題を有する本市において、全地域を補う完全な放送システムを構築することは、財政的な面からも現実として不可能であると考えられます。

アナログ的システム構築の限界を踏まえ、市としては、携帯電話、スマートフォンによる情報伝達システムを構築し、情報弱者といわれる高齢者に対しては、スマホ教室の開校等、対応にも努めております。

それに加え、緊急性の高い大規模災害等の情報は、テレビ、ラジオ等のメディアを通して、迅速に伝播され受信可能であり、多額の予算を費やしての全戸傾聴可能システムの設置は、難しいと考えます。

以上のことから、私は、今回の請願に対し、不採択とした委員長報告に賛成をいたします。

議員各位の賛同を求め、私の賛成討論といたします。

○議長（寺田公一君）　以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、請願第５号について、電子表決により採決いたします。

請願第５号は、委員長の報告のとおり決することについて、賛成または反対のボタンをお押し願います。

（電　子　表　決）

○議長（寺田公一君）　表決漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成８人、反対４人で、賛成多数であります。

よって、本件については、委員長報告のとおり可決されました。

これより、「請願第６号」について討論に入

ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「請願第６号」について、電子表決により採決いたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することについて、賛成または反対のボタンをお押し願います。

（電　子　表　決）

○議長（寺田公一君）　表決漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成４人、反対８人で、賛成少数であります。

よって、委員長の報告は否決されました。

委員長報告が否決となりましたので、請願第６号について、討論、表決と議事を進めてまいります。

これより、「請願第６号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、発言を許します。

１１番野々下昌文君。

○１１番（野々下昌文君）　１１番、野々下昌文でございます。私は、請願第６号に反対する立場で討論をいたします。

本請願は、宿毛市の藤岡　豊氏ほか１名より提出されたものであります。

内容は、坂ノ下地区へはなちゃんバス、いわゆるコミュニティーバスの路線網の構築を求めるものであります。

坂ノ下地区へは、平成２８年１０月から平成２９年７月まで、毎週金曜日に上り下り各４便で実証運行が行われた経緯があります。

当時、都賀ノ川地区と併せて運行しておりましたが、乗客が少なく、１０カ月で廃止となっております。

この１０カ月間の運行実績は、総乗客数が１０１人、そのうち坂ノ下地区住民はゼロ人で、乗車率は０．６０人となっております。

このときの坂ノ下地区住民の定義は、坂ノ下地区で乗車し街区等で降車した人数で集計をしております。

この実績を見ても、現在、ニーズがあるのかは非常に疑問であります。

提出者本人も、請願書の中で、実際、走り出したら利用があるのかわからない、不安はある、と述べており、現状のニーズに関しても、不明確な状況であることはうかがえます。

担当課による説明では、絶対にできないと言っているわけではないが、コミュニティーバスの乗客は、高齢者の方が多く利用されているのが現状であり、現在、定着したコースや時間帯等を変更することは、混乱を招くことになり、極めて慎重に検討すべきであると言われております。

市内には、山北地区や高石地区をはじめ、公共交通の走っていない不便な地域は、まだまだたくさんあり、我々もコミュニティーバスやデマンドバス等の要望も多く聞きます。

しかし、本市のコミュニティーバスの運用形態や地域のニーズ、財政状況を考えると、要望には応えられないのが現状であろうかと思います。

このような地域から比べると、坂ノ下地区は国道にも近く、国道には西南交通のバスが走っており、地区の中心地は街にも近く、タクシーなどを利用しても多額にはならないと思われます。

また、地区内で立ち上げたＮＰＯ法人元気な田舎ねｅとへ入会すれば、ボランティアでの送

迎サービスも受けられるという、すばらしい取組も行っておる地域であります。大変恵まれた地域になろうかと思います。

これらを鑑みると、多くの利用者の混乱を招くことが予想される請願第６号については、採択すべきではないと考えます。

以上、議員各位の賛同を求め、私の反対討論を終わります。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　１番、今城です。

請願第６号「花ちゃんバス運行に関する請願」について、私は、本請願に賛成の立場から討論します。

病院の通院や買い物などのために、移動手段を持たない住民のため、必要とする地域に、コミュニティーバスであるはなちゃんバスの運行を求めることは、至極当然であります。

本請願の提出者は、坂ノ下と高石の区長であり、移動手段を持たない地区住民の救済策であると考えます。

現在、はなちゃんバスの運行路線は、月曜日と木曜日が楠山線と出井線、そのいずれかで高石を通過させることもできるはずです。

火曜日と水曜日が、栄喜線と舟ノ川線であり、そのいずれかで坂ノ下を通過させることもできるはずです。

担当課も、希望調査を行おうとしており、一定の利用者が確認されるならば、一部路線変更は、はなちゃんバスの運行目的に合致するものであります。このように、請願の趣旨には、何ら反対の余地はありません。

本請願は、採択されるべきものです。

以上、私の討論とさせていただきます。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　４番、川田でございます。

請願第６号「花ちゃんバス運行に関する請願書」について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

請願書による文面と請願書御本人の説明等から、地域の高齢者が安心して移動できる環境の整備について、その方策を幅広く検討するための移動手段の確保に関する問題がここにあります。

地域社会の活性化を図るためにも、日常生活等に必要不可欠な交通の確保は重要な課題であると併せて、自治体財政の逼迫もあり、代替交通は効率的な運営が求められ、運行システムの構築が肝要であります。

その際、住民へ提供する交通サービスのゾーンをどこまでに設定すべきかの自治体判断も、深く関連します。

それによる犠牲者は、生活を守ることの不自由さの我慢や人との会話からも遠のき、喜びも味わうことのない無機質そのものの生活が想像されます。

地域で生活する手段がなくなることは、地域全体の衰退に関わるからであります。

自治体は、地域住民のニーズとその特性を把握する必要があります。

一方、地域住民も、自ら代替交通の計画段階から参画することが、代替交通サービスの成功の鍵となっていきます。２００２年の道路運送法の改正と国庫補助制度の変更により、自治体が過疎地域の住民の交通手段維持に関して、より大きな役割と責任を持つこととなっており、自治体補助によるコミュニティーバス、コミュニティー乗合タクシー以外にも、デマンド型交通や有償ボランティア輸送などの可能性もあり、地域特性を考慮した選択が必要でありますが、地域交通の課題の一つは、国、自治体からの財政的支援が極力少ない形で運行する方策をいかに確立するか。あと一つ、地域の中心地域へアクセスをどのように維持していくかであります。

平成３０年３月、交通と福祉が一体化する運行方策を確立をするか、そして、中心地域へのアクセスをどのように維持していくか、双方の事業制度及び関係性について、交通と福祉が重要な現場の方々へ高齢者の移動手段確保、持続可能な運送サービスの提供に関する取組を推進する法律等が施行されていて、令和４年３月には、交通と福祉が重なる現場の方々、住民、ＮＰＯ、企業等など、多様な主体が地域公共交通の取組に、参画地域の実情に合った取組、事業の今後の自立性、継続性が見込まれていることなどが追加されております。

請願者は、ＮＰＯを立ち上げていることから、住民の意思による公共交通計画の支援交通システムが提案されていることから、サポート交通システム導入の可能性など、手がかりとなることから、住民ニーズの視点に立った生活交通手段を担えるものと考えられます。

将来的に人口密度のさらなる低下から、交通サービスに関する問題の再燃は避けられません。自治体と危惧集落住民との相互理解が重要であります。公共施設利用といった活動は、現代において、文化的な生活を営むためにも不可欠であることから、請願第６号について、賛成の討論といたします。

議員皆様の御理解をお願い申し上げまして、私の請願第６号、賛成の立場の討論を終わります。

○議長（寺田公一君）　以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、請願第６号について、電子表決により採決いたします。

請願第６号は、採択することについて、賛成または反対のボタンをお押し願います。

（電　子　表　決）

○議長（寺田公一君）　表決漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成５人、反対７人で、賛成少数であります。

よって、「請願第６号」は、不採択とすることに決しました。

これより、「陳情第１４号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　１番、今城です。

陳情第１４号「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書採択を求める陳情」について、私は、委員会審査結果に反対です。

インボイスの実施延期を求める意見書を採択すべきと考えます。

以下、理由を読み上げます。

１、政府による十分な検証が必要。

インボイス制度の導入により、免税事業者が取引から排除されたり、不当な値下げ圧力を受ける懸念がある。

また、請求書様式が変更、システム入替、請求書等に登録番号があるか。仕入先が免税業者かどうか等、事業者に多大な負担が生じることになる。

こうした状況から、平成２８年の所得税法等の一部を改正する法律において、事業者への準備状況や影響等を検証し、必要な措置を講じると規定されているが、コロナ禍の影響で、十分な検証が行われていない。

２、政府による事業者への周知徹底がなされていない。

今年６月に実施した調査では、中小企業全体

の４割が、売上１，０００万円以下の中小企業の６割が、まだ何も手をつけておらず、事業者の理解は進んでいない。

インボイス導入の混乱を防ぐため、政府は制度の普及、周知を主体的、積極的に行う必要がある。

３、インボイス導入の影響の最小化策の実行が必要。

インボイス導入による事務負担、コスト負担による混乱は避けられない。

免税店制度は、小規模事業者の納税事務負担と、徴税負担への配慮からできた制度であるが、こうした趣旨を踏まえ、インボイス導入の影響を最小化する制度や支援策を丁寧に検討し、実行すべきである。

前述のように、検証が不十分、コロナ禍の影響、物価高騰等の影響を受ける中小企業経営の実態、免税店制度の創設趣旨等を踏まえた上での影響最小化策が講じておらず、制度導入による混乱は避けられない。

よって、制度導入時期を延期すべきである。

今、読み上げたものは、先日の９月１５日に、日本商工会議所が発表した、令和５年度税制改正に関する意見そのものです。

中村民主商工会の提出した本陳情と全く同等の意見です。

皆さんに適正な判断を求めるものです。

現状のまま、インボイス制度が導入されれば、本市でも多くの事業者が廃業に追い込まれることを懸念します。それを防ぐために、本意見書の採択を求めるものです。

以上で、私の討論を終了します。

○議長（寺田公一君）　以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、陳情第１４号について、電子表決により採決いたします。

「陳情第１４号」は、委員長の報告のとおり決することについて、賛成または反対のボタンをお押し願います。

（電　子　表　決）

○議長（寺田公一君）　表決漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成１１人、反対１人で、賛成多数であります。

よって、本件については、委員長の報告のとおり可決されました。

これより、「陳情第１５号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「陳情第１５号」については、委員長の報告のとおり決することについて、御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　御異議なしと認めます。

よって、本件については、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第３「委員会調査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第１１１条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　御異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会の日程は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶の申出がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中平富宏君）　閉会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

去る９月６日に開会をいたしました今期定例会は、本日までの１７日間、議員の皆様におかれましては、連日、熱心に御審議をいただきまして、御提案申し上げました３３議案のうち、決算認定議案の１３議案を除きまして、原案のとおり御決定をいただき、誠にありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

今議会を通じお寄せいただきました数々の貴重な御意見や御提言につきましては、今後さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映させてまいりたいと考えております。

議員の皆様におかれましては、より一層の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（寺田公一君）　以上で、市長の挨拶は終わりました。

これにて、令和４年第３回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前１１時０５分　閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

宿　毛　市　議　会　議　長　　寺　田　公　一

宿　毛　市　議　会　副　議　長　　髙　倉　真　弓

議　員　　山　上　庄　一

議　員　　山　戸　　寛

令和４年９月２１日

宿毛市議会議長　寺　田　公　一　殿

予算決算常任委員長　川　村　三千代

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第１１０条の規定により報告します。

記

事件の番号	件　　名	審査結果	理　由
議案第１４号	令和４年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適　当
議案第１５号	令和４年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適　当
議案第１６号	令和４年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	原案可決	適　当
議案第１７号	令和４年度宿毛市定期船業特別会計補正予算について	原案可決	適　当
議案第１８号	令和４年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	原案可決	適　当
議案第１９号	令和４年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	原案可決	適　当
議案第２０号	令和４年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適　当
議案第２１号	令和４年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	原案可決	適　当

令和４年９月１５日

宿毛市議会議長　寺　田　公　一　殿

総務文教常任委員長　岡　﨑　利　久

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第１１０条の規定により報告します。

記

事件の番号	件　　名	審査結果	理　由
議案第２２号	宿毛市交流複合施設の設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決	適　当
議案第２４号	宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適　当
議案第２５号	宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適　当
議案第２６号	宿毛市立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適　当
議案第２７号	宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について	原案可決	適　当
議案第２８号	宿毛市過疎地域持続的発展計画の策定について	原案可決	適　当
議案第３１号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決	適　当
議案第３２号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決	適　当
議案第３３号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決	適　当

令和４年９月１６日

宿毛市議会議長　寺　田　公　一　殿

産業厚生常任委員長　三　木　健　正

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第１１０条の規定により報告します。

記

事件の番号	件　　名	審査結果	理　由
議案第２３号	宿毛市いきいきふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決	適　当
議案第２９号	市道路線の認定について	原案可決	適　当
議案第３０号	市道路線の認定について	原案可決	適　当

令和４年９月１５日

宿毛市議会議長　寺　田　公　一　殿

総務文教常任委員長　岡　﨑　利　久

請願審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第１４３条第１項の規定により報告します。

記

受理番号	件　　名	審査結果	意　　見
第　５　号	全戸傾聴可能な行政・防災・コミュニティ無線の設置について	不 採 択	不 適 当
第　６　号	花ちゃんバス運行に関する請願書	採　　択	適　　当

令和４年９月１６日

宿毛市議会議長　寺　田　公　一　殿

産業厚生常任委員長　三　木　健　正

陳情審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第１４３条第１項の規定により報告します。

記

受理番号	件　　名	審査結果	意　　見
第１４号	消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書採択を求める陳情書	不 採 択	不 適 当
第１５号	市民が喜ぶ公園整備を求める陳情書	採　　択	適　　当

令和４年９月２１日

宿毛市議会議長　寺　田　公　一　殿

予算決算常任委員長　川　村　三千代

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第１１１条の規定により申し出ます。

記

１　事　件

受理番号	事件名
議案第　１号	令和３年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第　２号	令和３年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第　３号	令和３年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第　４号	令和３年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第　５号	令和３年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について
議案第　６号	令和３年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第　７号	令和３年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第　８号	令和３年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第　９号	令和３年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１０号	令和３年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１１号	令和３年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１２号	令和３年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１３号	令和３年度宿毛市水道事業会計決算認定について

２　理　由　今後なお審査を要するため

令和４年９月１５日

宿毛市議会議長　寺　田　公　一　殿

総務文教常任委員長　岡　﨑　利　久

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第１１１条の規定により申し出ます。

記

１　事　件　（１）　総合計画の策定状況について
（２）　行政機構の状況について
（３）　財政の運営状況について
（４）　公有財産の管理状況について
（５）　市税等の徴収体制について
（６）　地域防災計画について
（７）　教育問題について

２　理　由　議案審査の参考とするため

令和４年９月１６日

宿毛市議会議長　寺　田　公　一　殿

産業厚生常任委員長　三　木　健　正

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第１１１条の規定により申し出ます。

記

１　事　件　（１）　農林水産業の振興対策状況について
（２）　商工業の活性化対策状況について
（３）　観光産業の振興対策状況について
（４）　市道の管理状況について
（５）　環境、保健衛生の整備状況について
（６）　下水道事業の運営管理状況について
（７）　保育施設の管理状況について
（８）　介護保険制度について

２　理　由　議案審査の参考とするため

令和４年９月２１日

宿毛市議会議長　寺　田　公　一　殿

議会運営委員長　野々下　昌　文

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第１１１条の規定により申し出ます。

記

１　事　件　（１）　議会の運営に関する事項

（２）　議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

（３）　議長の諮問に関する事項

２　理　由　議会運営を効率的かつ円滑に行うため

一　般　質　問　通　告　表

令和４年第３回定例会

質問順位	質問議員	質　問　の　要　旨
1	３番 三木健正君	1　インボイス制度導入による宿毛市への影響について（市長） （１）消費税増税によって改善されてきた点について 　ア　増税による社会保障等の充実について （２）インボイス制度導入に向けた対応について 　ア　消費税導入による市内事業者への影響の認識について 　イ　個人事業主や中小零細企業への影響について 　ウ　市内事業者への支援・対応について 　　①制度の案内及び登録申請支援について 　　②各種補助金の周知方法について 2　移住・定住（Ｕターン）促進事業について（市長） （１）実施されているＵターン促進事業について 　ア　現在実施されているＵターン促進事業について 　イ　事業の成果について （２）今後のＵターン促進事業について 　ア　今後実施予定のＵターン促進事業について 　イ　ダブル成人式（４０歳）実施について 3　地域振興券取扱い事業者の状況について（市長） 4　マイナンバーカード普及促進について（市長） （１）申請・交付状況について （２）マイナポイント利用促進に関する周知について
2	９番 山戸　寛君	1　地方公務員の定年延長について（市長） （１）計画の全体像について （２）定年延長に伴う措置、変化について （３）勤務形態の選択について （４）定年後勤務継続者の処遇について （５）二種類の再任用職員の相違点について （６）退職金について （７）職員定数と新規採用の目安について （８）会計年度任用職員との競合の可能性について

		2　森林環境譲与税の用途について（市長） （１）財源活用の基本的な方向性について （２）具体的に展開された活動について （３）森林経営管理事業の委託事業について （４）事業の展開戦略について （５）幡多地域森づくりセンターの役割について （６）人材育成事業について （７）基金積立金について （８）譲与税の適正な使用について
3	１１番 野々下昌文君	1　ヤングケアラーの実態について（市長、教育長） （１）ヤングケアラーの実態把握について （２）ヤングケアラーの理解促進について （３）学校の取組について （４）関係機関との連携について 2　ＩＣＴ化における子供の健康面の配慮について（教育長） （１）児童生徒の視力の現状について （２）電子黒板・タブレットへの映り込みについて （３）児童生徒の目の健康予防への取組について 3　非常備消防について（市長） （１）消防団の再編について （２）消防団の現状について （３）若い世代の増員に対する課題について （４）出動手当、年額報酬について （５）出動手当、年額報酬の直接支払いについて
4	１番 今城　隆君	1　３０年後の宿毛市の姿について（市長） （１）３０年後の人口推移予測について （２）誰もが住みやすく、食べていける街づくりについて 　ア　出生数増加のための施策について 　イ　中軸産業となるであろう農林漁業について （３）持続社会に必要なゼロカーボンの達成について 2　道の駅すくもサニーサイドパークリニューアル工事予算について（市長）

		（１）予算案計上に関わる経緯について （２）予算案の根拠について （３）事務手続上の問題について
5	２番 堀　　景君	１　沖の島の離島振興について（市長、教育長） （１）母島港の定期船寄港について 　ア　土砂の撤去作業の計画について 　イ　新岸壁について （２）妹背山について 　ア　宿毛市指定天然記念物について 　イ　展望台について 　ウ　樹木の伐採について 　エ　道路修復について （３）長浜の老人憩いの家について 　ア　取り壊しについて 　イ　介護施設について 　ウ　避難所について
6	１４番 濵田陸紀君	１　宿毛橋の改修について（市長） ２　市内飲食店等の家賃補助について（市長）
7	１０番 岡﨑利久君	１　新しい「道の駅」について（市長） （１）道の駅の構想について （２）道の駅整備検討委員会を設置することについて （３）道の駅を「防災道の駅」とすることについて ２　防災について（地震・津波）（市長） （１）中長期の指定避難所について （２）指定避難所に収容できる人数と収容できない人数について （３）指定避難所に収容できない避難者について （４）仮設住宅の建設場所について （５）仮設住宅に入居できない避難者について （６）福祉避難所について

		３　宿毛市立小中学校再編計画について（市長、教育長） （１）西地域学校移転適地調査事業の適地選定について （２）選定場所に決定した経過と理由について （３）選定場所の面積と造成費について （４）西部ゾーンの計画について （５）東部ゾーンの計画について （６）保護者並びに地元の方に対する説明会について （７）宿毛市立小中学校再編計画の変更について （８）全体の予算規模について
８	４番 川田栄子君	１　新型コロナウイルスの現状と認識について （市長、教育長） （１）新型コロナワクチン事業に係るこれまでの予算の総額について （２）接種目的の変更と今後の接種予定回数について （３）心筋炎・心膜炎の周知について ア　周知の方法について イ　症状について ウ　作為的な情報について （４）接種による抗体について （５）５歳から１１歳までの接種の努力義務化について ア　努力義務化された要因について イ　努力の意味について ウ　保護者の反応について エ　安全性について オ　子どもの接種の合理性と高齢者について カ　全国有志医師の会から出されている、小児接種の中止を求める緊急声明について キ　接種券の工夫について （６）全数把握について （７）治験中であることの周知について （８）令和３年から令和４年中の超過死亡増大について （９）ワクチンの使用期限について (10) 当市の接種状況について ア　３回接種者、４回接種者について イ　年代別の接種状況（２０歳代、１２～１９歳、５～１１歳）について (11) 当市における接種後の死亡、副反応報告について

		(12) ６カ月～４歳児の接種について ア　接種の予定について イ　母子手帳とワクチン接種について (13) 交互接種について (14) マスクについて ア　子どものマスクに対する学校のスタンスについて イ　マスクの法的根拠について ウ　着用率について エ　マスクの注意について オ　熱中症対策について カ　マスクの弊害について キ　マスクと自由意志の教育について (15) 黙食について (16) 薬剤会社が治験外とする基礎疾患について

令和４年第３回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議　　案

議案番号	件　　名	議決月日	結　　果
第　１号	令和３年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について	９月２２日	継続審査
第　２号	令和３年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	９月２２日	継続審査
第　３号	令和３年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	９月２２日	継続審査
第　４号	令和３年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について	９月２２日	継続審査
第　５号	令和３年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について	９月２２日	継続審査
第　６号	令和３年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	９月２２日	継続審査
第　７号	令和３年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	９月２２日	継続審査
第　８号	令和３年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	９月２２日	継続審査
第　９号	令和３年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について	９月２２日	継続審査
第１０号	令和３年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	９月２２日	継続審査
第１１号	令和３年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	９月２２日	継続審査
第１２号	令和３年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	９月２２日	継続審査
第１３号	令和３年度宿毛市水道事業会計決算認定について	９月２２日	継続審査
第１４号	令和４年度宿毛市一般会計補正予算について	９月２２日	原案可決
第１５号	令和４年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	９月２２日	原案可決
第１６号	令和４年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	９月２２日	原案可決

第１７号	令和４年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	９月２２日	原案可決
第１８号	令和４年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	９月２２日	原案可決
第１９号	令和４年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	９月２２日	原案可決
第２０号	令和４年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	９月２２日	原案可決
第２１号	令和４年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	９月２２日	原案可決
第２２号	宿毛市交流複合施設の設置及び管理に関する条例の制定について	９月２２日	原案可決
第２３号	宿毛市いきいきふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の制定について	９月２２日	原案可決
第２４号	宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	９月２２日	原案可決
第２５号	宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	９月２２日	原案可決
第２６号	宿毛市立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	９月２２日	原案可決
第２７号	宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について	９月２２日	原案可決
第２８号	宿毛市過疎地域持続的発展計画の策定について	９月２２日	原案可決
第２９号	市道路線の認定について	９月２２日	原案可決
第３０号	市道路線の認定について	９月２２日	原案可決
第３１号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	９月２２日	原案可決
第３２号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	９月２２日	原案可決
第３３号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	９月２２日	原案可決

請　　願

受理番号	件　　名	議決月日	結　　果
第 5 号	全戸傾聴可能な行政・防災・コミュニティ無線の設置について	９月２２日	不 採 択
第 6 号	花ちゃんバス運行に関する請願書	９月２２日	不 採 択

陳　　情

受理番号	件　　名	議決月日	結　　果
第１４号	消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書採択を求める陳情書	９月２２日	不 採 択
第１５号	市民が喜ぶ公園整備を求める陳情書	９月２２日	採　　択